

令和2年第4回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	12	8	火	午前10時	・ 開会 ・ 会議録署名議員指名 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 町長提出議案の一括上程 ・ 町長提出議案の提案理由説明 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
第2日		9	水	午前10時	・ 一般質問
第3日		10	木	休 会	・ 各常任委員会
第4日		11	金	午前10時	・ 各常任委員会報告及び質疑 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・ 閉会

第 1 号

1 2 月 8 日 (火)

令和２年第４回美里町議会定例会会議録（第１号）

令和２年１２月８日（火）

午前１０時００分開会

１．議事日程

日程第１ 会議録署名議員指名 11番 濱田 憲治 議員 1番 高田 美千子 議員

日程第２ 会期の決定

日程第３ 諸般の報告

- (1) 議長
- (2) 町長
- (3) 監査委員
- (4) 社会文教常任委員会委員長
- (5) 美里町議会改革調査特別委員会委員長
- (6) 宇城広域連合議会議員

日程第４ 町長提出議案の一括上程（議案第90号から議案第112号及び同意第12号並びに諮問第１号）

日程第５ 町長提出議案の提案理由説明

日程第６ 議案第90号 美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第７ 議案第91号 美里町総合体育館条例の制定について

日程第８ 議案第92号 美里町柔剣道場条例の制定について

日程第９ 議案第93号 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第94号 地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第11 議案第95号 令和２年度美里町一般会計補正予算（第14号）

日程第12 議案第96号 令和２年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第13 議案第97号 令和２年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第14 議案第98号 令和２年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第15 議案第99号 令和２年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

日程第16 議案第100号 美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について

日程第17 議案第101号 美里町老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第18 議案第102号 美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について

日程第19 議案第103号 美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について

日程第20 議案第104号 美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定について

- 日程第21 議案第105号 美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第106号 美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第107号 美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第108号 美里町文化交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第109号 美里町砥用B & G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第110号 美里町総合体育館の指定管理者の指定について

2. 出席議員（12名）

1 番	高 田 美千子 君	2 番	光 井 博 幸 君
3 番	今 田 政 行 君	4 番	坂 田 竜 義 君
5 番	上 田 孝 君	6 番	松 永 正 憲 君
7 番	中 川 政 司 君	8 番	吉 田 起 登 君
9 番	上 村 則 幸 君	10 番	福 田 秀 憲 君
11 番	濱 田 憲 治 君	12 番	吉 田 美 好 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	宮 寄 幸 仁 君
企画情報課長	渡 邊 徳 晶 君	税 務 課 長	田 上 和 則 君
住 民 課 長	山 田 輝 臣 君	福 祉 課 長	中 村 武 志 君
健康保険課長	松 永 栄 作 君	経 済 課 長	富 永 英 司 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	長 井 寿 浩 君
水道衛生課長	北 島 浩 徳 君	会 計 課 長	池 永 英 治 君
学校教育課長	坂 村 浩 君	社会教育課長	中 川 幸 生 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	倉 田 辰 実 君	書 記	津 田 里美子 君
---------	-----------	-----	-----------

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（吉田美好君） ただいまから、令和２年第４回美里町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員指名

○議長（吉田美好君） 日程第１、会議録署名議員指名を行います。会議録署名議員は、
会議規則第１２０条の規定により、１１番、濱田憲治君、１番、高田美千子君を指
名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（吉田美好君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

１１月２７日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告
を求めます。議会運営委員長、濱田憲治君。

○議会運営委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

令和２年第４回議会運営委員会を開催しておりますので、その報告をいたします。

去る１１月２７日午後２時４０分より、中央庁舎議会委員会室において、令和２
年第４回議会運営委員会を開催をしております。

出席者は、議会より吉田議長、上田総務常任委員長、中川経済建設常任委員長、
福田社会文教常任委員長と私、濱田、執行部より、上田町長、吉住副町長、宮寄総
務課長、事務局より倉田事務局長、津田参事出席のもと開会をしております。

議題としまして、（１）執行部提出議案について、（２）一般質問について、
（３）日程・会期等について、（４）その他を議題としております。

まず、（１）執行部提出議案について。条例関係５件、令和２年度補正予算５件、
その他１５件、合計２５件の説明を受けております。

次に、（２）一般質問について。受付順で今田政行議員、高田美千子議員、坂田
竜義議員と私、濱田から通告があっており、抽選の結果、最初に今田政行議員、次
に高田美千子議員、次に坂田竜義議員、最後に私、濱田の順に決定しております。

次に、（３）日程・会期等について。会期予定表（案）のとおり、１２月８日よ
り１２月１１日までの４日間と予定しております。日程の内容については、議案集
の令和２年第４回美里町議会定例会会期予定表（案）のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和２年第４回美里町議会定例会議事予定表より、日程第３、
諸般の報告、日程第４、町長提出議案の一括上程（議案第９０号から議案第１１２
号及び同意第１２号並びに諮問第１号）をし、日程第５、町長提出議案の提案理由

の説明を受けます。

次に、日程第 6、議案第 90 号「美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」から、日程第 10、議案第 94 号「地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」まで、それぞれの内容の説明のあと、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第 11、議案第 95 号「令和 2 年度美里町一般会計補正予算（第 14 号）」から、日程第 26、議案第 110 号「美里町総合体育館の指定管理者の指定」まで内容説明を受け、質疑・討論・採決は、議会最終日 11 日に行う予定であります。

12 月 9 日は、一般質問を行います。質問順については、今田政行議員、高田美千子議員、坂田竜義議員、私、濱田の順番で行います。

12 月 10 日は休会とし、各常任委員会を開催します。

議会最終日、12 月 11 日は、各常任委員会委員長の報告及び質疑を行います。

その後、議案第 95 号「令和 2 度美里町一般会計補正予算（第 14 号）」から、議案第 110 号「美里町総合体育館の指定管理者の指定」を再度上程し、内容説明は終わっていますので、質疑・討論・採決を行います。

次に、議案第 111 号「町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の一部変更」から、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」内容説明、質疑・討論・採決をそれぞれ行います。

次に、議会が行う選挙としまして、令和 2 年 12 月 21 日をもって任期満了となる美里町選挙管理委員会委員 4 名及び補充員 4 名の選挙を行います。

以上が、11 月 27 日に行われました議会運営委員会の報告であります。

以上で終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日 12 月 8 日から 12 月 11 日までの 4 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 12 月 8 日から 12 月 11 日までの 4 日間に決定をいたしました。

—————○—————

日程第 3 諸般の報告

○議長（吉田美好君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、議長から9月定例会以降の報告を行います。

9月18日、令和2年第5回議会臨時会、議会議場で全議員出席であります。

9月23日、令和2年第14回議会広報委員会、委員会室において行われておりまして、私と正副委員長、各常任委員長さんが出席でございます。

10月1日、令和2年第15回議会広報委員会、委員会室で行われまして、全議員出席でございます。

10月2日、令和2年度町村議会議員研修会、県立劇場で行われまして、全議員出席であります。

10月6日、令和2年度第1回美里町公有財産管理運営等審議会が中央庁舎で行われまして、私と上田総務常任委員長が出席をいたしております。

10月7日、令和2年第16回議会広報委員会、委員会室で行われまして、私、正副委員長、各常任委員長さんが出席であります。

同じく10月7日、令和2年第2回熊本県市町村総合事務組合議会定例会が自治会館で行われまして、出席をいたしております。

10月9日、第3回指定管理者選定審議会が総合体育館・B&G海洋センター・総合運動公園グラウンドにつきまして、中央公民館で行われまして、出席をいたしております。

同じ9日、その後であります、第4回指定管理者選定審議会、これにつきましては、美里町やすらぎ交流体験施設及び美里町文化交流センターについて、中央公民館で行われまして、出席をいたしております。

10月13日、令和2年第2回宇城広域連合議会定例会の事前打ち合わせが議長室において行っております。

10月14日、令和2年第17回議会広報委員会、委員会室で行われまして、これは全議員出席であります。

10月21日、令和2年度熊本県町村議会事務局職員研修、これは熊本テルサで行われまして、私が会長代理として挨拶をしております。

10月30日、熊本県町村議会議長会第3回の理事会、自治会館で行われまして、出席をいたしております。

11月4日、令和2年第2回宇城広域連合議会定例会が宇城広域連合で行われまして、私と光井議員が出席であります。

11月9日、令和2年度美里町地域包括支援センター運営協議会が砥用庁舎で行われまして、私と濱田副議長、出席をいたしております。

11月11日、令和2年7月豪雨災害被災地見舞い訪問を芦北町役場に行きまして、県の町村議会の正副会長同行であります。

1 1月17日、令和2年度町村議会常任委員長・議会運営委員長研修が天津町文化ホールで行われまして、私、議会運営委員長、各常任委員長さんが出席でございます。

1 1月19日、令和2年7月豪雨災害被災地見舞い訪問としまして球磨村役場に出かけまして、県の町村議会正・副会長が同行をしております。

1 1月25日、第64回議長全国大会が東京NHKホールで行われまして、出席をいたしております。

同日、県選出国會議員要望活動ということで、県の町村議会議長会正・副会長で、このときには名刺が足らんくらいの議員さんのところに伺いをしております。

1 1月27日、美里町農業振興地域整備促進協議会、これが中央庁舎で行われまして、私と経済建設常任委員長の中川委員長が出席でございます。

同じ日、27日、令和2年第4回議会運営委員会が委員会室で行われまして、私と議会運営委員さん出席でございます。

同じく11月30日、令和2年第7回議会臨時会が議会議場で行われまして、全議員出席であります。

同じ30日、令和2年第3回宇城広域連合議会臨時会、広域連合で行われまして、私と光井議員が出席をいたしております。

それから、12月8日、本日であります。令和2年第4回議会定例会、議会議場で全議員出席ということです。

以上で、議長の報告を終わりたいと思います。

最後に、教育委員会より、毎年提出されています「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」が12月2日に提出されております。机上に配付しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） おはようございます。

私から行政報告をさせていただきます前に、一言ご挨拶をさせていただきます。

先の町長選挙におきましては、議会の皆様、そして町民の皆様のご理解、ご支援をいただき、三選を果たすことができました。これからも選ばれる美里町をつくっていくため、そして町政発展のために、議会執行部、その車の両輪と言われますが、その一員として精一杯頑張っておりますので、引き続き、ご指導、そしてご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、9月定例議会後の行政報告をさせていただきます。

令和2年です。9月13日、美里町職員の採用2次試験を行っております。

9月14日、内大臣林道の改良工事落成式。

9月の15日、金婚夫婦の表彰式に出席をいたしております。

9月18日、朝の7時から秋季交通安全運動祈願祭、10時から第5回の美里町議会の臨時会に出席をいたしております。

9月24日、eスポーツ協会との調印式、これはびふれす熊日会館で行っております。その後、法人会の中央支部よりチャリティ募金の寄付をいただいております。

9月27日日曜日、東部土地改良区のかんがい期終了用配水委員会に出席をいたしております。

9月30日、白川・緑川流域治水プロジェクト協議会。

10月1日、課長会議及び復旧・復興会議を行っております。

10月の6日、eスポーツの記者会見をびふれす熊日会館で行っております。

10月の8日、介護保険事業計画策定委員会の委嘱状交付を行っております。

10月の15日、全国道路利用者会議第70回全国大会、これは福岡国際会議場で行われまして、出席をいたしております。

10月の19日、4期成会合同要望活動ということで、4期成会で知事室、それから熊本県議会議長室、そのあと国土交通省の九州地方整備局に要望活動を行っております。帰ってきました、葉たばこ収納のお祝いに伺っております。

10月21日、嘱託員会議、これは午前と午後に分けまして、中央地区、砥用地区というかたちで嘱託員会議を10月21日、行っております。

10月22日、朝から上京いたしまして、過疎連盟、熊本県の過疎連盟の要望活動を行っております。

また、10月23日も引き続き、県選出国會議員、それから総務省に過疎連盟の要望活動を行っております。

10月27日、第6回議会の臨時会。

10月28日、宇城木材需要拡大協議会の巡回要望を行い、宇城市、宇土市、それからJA宇城に要望活動を行っております。

10月29日、過疎連盟の熊本県支部の特定地域づくり事業説明会に出席をしております。

10月31日、JA熊本うき新本所落成式。

11月の2日、故市川昭吉氏叙勲伝達式を行っております。その後、宇城広域連合の第2回正副連合長会議に出席をいたしております。

11月の4日、宇城広域連合議会の定例会。その後、熊本県町村会創立100周年記念式典に出席をいたしております。

11月の6日、固定資産評価委員会に出席をしております。

11月の8日、朝から、早朝から消防団の非常招集訓練に出席をしております。

11月の9日、美里町地域包括支援センター運営協議会の辞令交付を行っております。その後、お昼から防衛白書の説明を受けております。防衛白書の説明を受けたあと、夕方、11月9日の夕方、上京をいたしまして、

11月の10日、安全・安心の道づくりを求める全国大会。

11月の11日、第3回恋人の聖地観光協会市町村会。その後、災害復旧促進全国大会。

11月の12日、九州地方国道整備促進総決起大会。その後、治水事業促進全国大会に出席をし、11月12日夕方、帰ってまいりました。

11月の16日、日本フットパス協会の理事会、これはリモート会議を行っております。

そして、11月18日の夕方からまた上京をいたしまして、

11月の19日、全国治水砂防促進大会。その後、日本林道協会の通常総会。

11月の20日、全国過疎連盟第142回の理事会。その後、第51回の定例総会に出席をいたしております。

11月の23日、美里町長選挙当選証書付与式に出席をし、その後、美里町職員採用の2次試験を行い、午後から上京をいたしております。

そして11月24日、ダム・発電関係市町村全国協議会の総会。

11月25日、全国防災危機管理トップセミナー。

そして、11月26日の午前中帰ってまいりまして、その日の4時から定例監査、監査委員さんから定例監査の結果報告を受けております。

11月の27日、サクラ化学工業の状況を議会の皆様に報告をさせていただいております。その後、第4回議会運営委員会。

11月の30日、第7回議会臨時会。そして、そのあと、第3回宇城広域連合議会臨時会に出席をいたしております。

12月の1日、課長会議を行いまして、

12月の6日日曜日、宇城広域連合の職員採用2次試験に出席をいたしております。

以上で、私からの行政報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を求めます。4番、坂田竜義君。

○監査委員（坂田竜義君） まず、例月現金出納検査の結果に関する報告を行います。

地方自治法第235条の2第1項により、令和2年8月分から10月分、3か月

分について資料を示しておりますが、8月から10月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をいたします。

検査対象、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金、計算表は別紙のとおりであります。

検査の時期、8月分については令和2年9月24日、9月分については10月27日、10月分については11月26日であります。

検査の結果、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認める。

以上でございます。

続きまして、定例監査の報告をいたします。

美里監第39号、令和2年11月26日

美里町長 上田泰弘様

美里町議会議長 吉田美好様

美里町教育委員会教育長 吉永公力様

美里町農業委員会会長 吉田美好様

美里町監査委員 遠山史朗 同 坂田竜義

令和2年度定例監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により、意見を添えて別紙のとおり報告します。

2ページに日程を示しておりますが、10月の15日から11月の9日まで、10日間にわたりまして定例監査を実施いたしました。この日程表のとおりでございます。

3ページ、第1、監査の総括

定例監査を実施するにあたっては、各課等から事前に提出された監査資料に基づき、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取し、次の点に主眼をおいて行なった。

- 1) 町の財務に関する事務が関係法令等に準拠し適正か。
- 2) 町の運営に係る事業の管理が合理的かつ効率的か。
- 3) 財産の管理は適正に行われているか。
- 4) 町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工状況等が適正か。

当日は、担当課長及び担当係長に出席を求め、諸帳簿及び証書類の整理記帳は完全か、財産の管理はどうか等、指摘すべきは指摘して、改善を要する点については適切な処理を講ずるよう指示をした。

また、昨年の指摘事項の措置状況は、事前に提出されていた改善スケジュールに沿っておおむね適正に処理されていた。監査最終日には、改善状況を含め工事中の現場視察を行い現地確認をした。

監査結果については、各項目のとおり報告をする。

第2、各項目について

1、予算の執行。財政を取り巻く環境は、平成28年熊本地震及び豪雨災害以降の復旧復興経費の財源確保や、普通交付税（合併算定替え）の段階的縮減がなくなる令和2年度からの一本算定や公共インフラ資産の更新等への対応が必要となる。

また、宇城広域連合における大規模施設整備事業（ごみ処理施設、浄化センター、消防本部庁舎建設）の後年度負担金等に、中期的な財政支出を要することとなり一段と厳しい財政運営が予想される。このためにも、更なる自主財源の確保と公債費の抑制、行財政運営の効率化の推進と徹底した歳出見直しや縮減を進め、弾力性のある健全な財政運営ができるよう更に努力されたい。

2、収入事務。調定事務・徴収事務・現金取扱事務については、適正に処理されている。今後も、町税や各種使用料等の滞納については、各課横断した「債権収納対策機構」を積極的に活用し、早期に徴収を進めて、高額化・長期化しないように対処しなければならない。そのためにも、請求・督促の通知と併せて、直接訪問を強化するなど、職員のなお一層の奮起を望む。

長期固定化した債権については、顧問弁護士とも相談し法的対応も含め検討されたい。

3、町税。台帳・帳簿・証拠書類は整備され、記帳は適正に処理されております。とにかく、まあ個人の所得調査に万全を期すとともに、極力未申告者の一掃に努め公平な課税・徴収に努められたい。

4、起債及び一時借入。起債の目的・資金種別・時期・限度額・方法・借入先・利率及び償還の方法等は適切である。

投資的経費に係る起債については、現在4億円を上回っているが、今後とも事業の精査を行い、起債発行額の抑制と効率的な財政運営に努められたい。

5、支出事務。財務会計システムを利用した会計処理により計算相違はなく、関係簿冊及び証書類は正確に整備されている。

6、現金及び有価証券等の保管。現金については、保管体制とその責任の所在が確立されており、かつ毎月末の預金の残高証明書を取り、照合確認されているのは当を得ており良好である。

有価証券及び出資による権利証券は、会計課で的確に保管されている。

7、契約事務。契約事務については、法令及び条例等に則して処理され、適正な

契約がなされている。

なお、随意契約の締結については、今後とも慎重な対応が望まれる。

8、工事関係事務。施行日から竣工検査に至るまでの関係書類はよく整備されている。

諸工事については、適切な指導監督により成果が得られている。

現在、災害関連の工事も多い中、担当課においては円滑な工事の実施及び事故防止の点からも、随時現場に出向き進捗状況の把握に努められたい。

なお、繰越明許並びに事故繰越案件は年度内にほぼ完了する予定である。

9、財産管理事務。備品台帳は、総務課行革管財係で管理されており整備も進んでいる。

学校備品の管理番号については、昨年度から新しい採番での整理票が貼付されており、速やかな移行が行われている。

公有財産については、公共施設等マネジメント計画が取りまとめられ、今後は施設ごとに個別の計画を立てて、統廃合などを進めていかれるが、地区住民や利用団体の理解が得られるよう対応されることを望む。また、震災等により新たに取得した財産や未登記の土地の管理については十分配慮されたい。

第3、結語。今回も前年同様、指導に重点をおいて監査をしたものであり、項目ごとに記述したほか、書類監査及び現地調査の時点において、それぞれ指摘してあるので速やかに実行に移していただきたい。

普通交付税の合併算定替による財政の硬直化が懸念されるが、先に取り組んだ町行財政改革の趣旨を忘れることなく、これからも常に問題意識を持って、より計画的でかつ効率的な財政運営に努められたい。

過疎化・少子高齢化、町の基幹産業である農業の後継者不足等々、いずれも歯止めのかからない状況が続いている。町内での就業機会の確保や企業の誘致、新規流入者の受け入れ態勢の整備など、「小さくてもキラリと光るまちづくり」には、町民のニーズを的確に捉えた丁寧で速やかな対応が必要である。

地震・豪雨災害からの復旧・復興も着実に進み、多くの町民が平常の生活に戻りつつある中、「新型コロナウイルス」も終息の見通しがつかない現況ではあるが、今後とも住民の期待に応えられるよう、なお一層努力されることを望んで結語とする。

以上であります。

○議長（吉田美好君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。10番、福田秀憲君。

○１０番（福田秀憲君） おはようございます。

閉会中に社会文教常任委員会の所管であります介護保険また国民健康保険、後期高齢者医療の現状と課題について研修を行いましたので、その報告をいたします。

期日は、１１月の１３日に行っております。場所は砥用庁舎。

出席者といたしまして、議会からは、今田議員、高田議員、私であります。執行部からは、中村福祉課長、中原係長、松永健康保険課長、梅田係長、立道係長が出席をいただいております。

まず、介護保険について研修を行いました。

この介護保険は、平成１２年度に始まりまして３年ごとに見直しを経て、令和３年からは第８期の計画が実施をされます。この介護保険というのは、４０歳以上で要認定になった方は、この利用ができるということであります。平成３１年度の国の予算ベースでは、１１．７兆円の予算が使われているところであります。

美里町の現状といたしましては、要介護の要支援も含めまして認定者数が８９２人、これは令和２年度３月末になっております。８９２人がおられます。町の介護保険給付費は、皆さんも介護保険の特別会計の中でご存じかと思えますけれども１８億１，８００万円となっているところであります。

現在の地域支援事業として実施しておりますのは、介護予防インストラクター養成、脳いきいきサポーター養成、足下健康教室、いきいきサロン、シニア体操教室、元気クラブ、認知症対策、通いの場などの予防対策は行われているところであります。

その課題といたしまして、介護保険の財源不足による保険料の増が懸念をされております。これは令和３年度に見直しをなされるところであります。それと、団塊世代の高齢化に伴いまして、介護人の人材が不足する。また、介護予防の推進にあたりましては、どういう今後の対策、施策をやっていくのかという課題があります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療について研修を行いました。

この１０年で７０歳以上の高齢者数が１．３倍、国民医療費も１．３倍になっていきます。団塊世代が７５歳以上になる２０２５年には、国民医療費の総額が６１．８兆円にもなるという見込みであります。平成３０年から国保の運営は都道府県と市町村が共同で実施をするようになりました。市町村は国保事業費の納付金、それを都道府県に納付する仕事をされておられます。

後期高齢者医療は、７５歳以上を対象にした医療保険制度でありまして、国民全体で支え合うという制度であります。

課題といたしまして、国保は県内統一の保険料、今は市町村別にやっておりますけれども、統一の保険料が検討されているということで、負担増になる可能性もあ

るのではないかということと、国保また後期高齢者医療ともに、高齢者の増に伴う医療費の増が懸念されているところであります。

もう一つは、令和３年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みが行われる予定です。これは、医療保険と後期高齢者医療の接続及び保険事業と介護予防の一体的な実施を行うものであります。その実施についての現在は検討がなされております。

研修を終わりました、全国的に高齢化が進んでおります。美里町は熊本県で３番目の高齢化率となっています。団塊の世代が７５歳となる２０２５年、令和７年には、医療や介護サービスを利用する人が急激に増えることが予想されます。また、都市部の高齢化も進んでおりまして、携わる人材の不足、医療費も増えるということで、医療費の財源の問題が出てまいります。やはり医療費を削減して健康寿命を延ばしていくためには、予防策が大切になってまいります。

美里町では、地域支援事業として特定健診、生活習慣病による重症化の予防など、多くの予防策が講じられています。本年度は、ｅスポーツの活用による認知症の予防など、先進的な対策をなされています。先ほども言いましたように、令和３年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みがなされていきます。これは、保健事業というのは、７５歳で後期高齢者医療のほうに入っていきますが、それとのつながりがなくて、それを一体的な取り組みをやろうということで、いろんな医療の情報を後期高齢者医療につないでいこうという取り組みがなされるところであります。この介護予防の支援のサービスといたしますか、その一体化ということがなされると、全体的にその人の健康を管理できるということで期待をしているところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を求めます。１１番、濱田憲治君。

○１１番（濱田憲治君） 令和２年第６回美里町議会改革調査特別委員会の報告をいたします。

期日、令和２年８月１８日、午前１０時３５分より。場所、美里町役場中央庁舎議会委員会室において行っております。

出席者は、今田副委員長、福田委員、上村委員、吉田起登委員、中川委員、上田委員、坂田委員、光井委員、高田委員と私、濱田。事務局より倉田事務局長、津田参事、出席のもと開会をしております。

議題としまして、1、美里町嘱託会との意見交換について、2、その他について議題としております。

議題1、美里町嘱託会との意見交換について

当初、文化センターひびきにて予定していた嘱託員との意見交換会は、新型コロナ感染症拡大により、協議した結果、書面での意見徴集に変更した経緯の説明を行っております。書面による意見徴集について、各委員より意見を求めています。

「書面での意見徴集ならば、一方的な意見になり、議会側の説明・意見を発する機会がなくなることから、対面での意見交換会がよかったのではないか」、「意見交換会になれば、自分の意見を発言できる人・できない人がおられ、書面であればほとんどの人が記入されるのではないか」、「書面での意見を聞いた上で、意見集約後に意見交換会を実施したら」などの意見をいただいております。

次に、嘱託会へ提示する依頼文、回答書、添付資料の案を示し、委員より意見を求めています。「議員活動費の資料について、表記方法を検討したがよいのではないか」、「議員定数の審議に至った経緯も示す必要があるのではないか」、「書面による意見交換会の回答を得るためには、事前に嘱託役員会との内容説明を行うべきではないか」、「書面での意見交換回答書について、10月に行われる嘱託員の会議にて依頼し、11月中旬に回収するスケジュールでよいのではないか」、「今回の取り組みについて、議会だよりに掲載し、町民の意見も集約できればよいのではないか」、「回答書の回収方法については、嘱託会役員と協議していただきたい」という意見が出されております。

議題2、その他について

「議会だよりを利用して、美里町議会改革調査特別委員会の取り組み状況の周知も必要ではないか」、「議員定数の審議と併せ、議員報酬についての調査研究も必要ではないか」という意見等が出されております。

以上が、8月18日に行いました第6回の特別委員会の報告です。

続きまして、令和2年第7回美里町議会改革調査特別委員会の報告をいたします。

令和2年9月11日午後1時より。美里町中央庁舎委員会室において。出席者が、今田副委員長、福田委員、上村委員、吉田起登委員、中川委員、松永委員、上田委員、坂田委員、光井委員、高田委員と私、濱田です。オブザーバーとして、吉田議長、出席をいただいております。事務局より、倉田事務局長、津田参事出席のもと開会をしております。

議題としまして、1、美里町嘱託会との意見交換について、2、定数削減のメリット・デメリットの集約について、3、その他について、議題としております。

議題1、美里町嘱託会との意見交換について

第6回委員会で提示した資料の修正箇所等について、説明を行っております。

回答書の回収方法について、「議員での回収は行わず、嘱託補から嘱託員へ、嘱託員が役場に提出したほうがよいのではないか」、「嘱託員の手をわずらわせないように、切手での回収がよいのではないか」、「議員が回収を行った場合、ほかの意見等が出る可能性があるので、議員の回収はよくないのではないか」、「郵送の場合、回収率が下がる可能性と、議会の活動なので議員自ら回収したほうがよいのではないか」などの意見があったところです。

結果としまして、回答書の回収方法については、正副委員長と嘱託会役員と相談して決定することで了承を得たところでございます。

また、その他の意見として、「今回の嘱託会との意見交換の件については、定数削減ありきで進んでいるように思える」、「議会改革調査特別委員会としては、定数問題より議員のなり手不足等についての調査研究が先ではないか」との意見もっております。

次に、議題2、定数削減のメリット・デメリットの集約について

「内容によっては誤解を招く恐れがあり、嘱託員に先入観を持たせる可能性があるのではないか」、「出された内容が、削減ありきに見える」、「メリット・デメリットの資料については、嘱託会からの要望であるが、内容次第では偏った先入観が心配されるのではないか」。

結果として、このような意見を踏まえ、メリット・デメリットの資料については、提出しない方向で嘱託会役員と協議することで了承を得たところです。

議題の3、その他については、意見はありませんでした。

以上、第6回、第7回の報告を終わりますが、報告漏れがございましたら、ほかの委員さんより補足をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

以上で、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。2番、光井博幸君。

○2番（光井博幸君） それでは、令和2年第2回宇城広域連合議会定例会の報告をいたします。

日時、令和2年11月4日水曜、午後2時から。場所、宇城広域連合2階交流プラザ。出席者、宇城広域連合議員10名、正副連合長3名、執行部から12名、傍聴者1名。日程第1、議席の指定。日程第2、会議録署名議員の指名。日程第3、会期の決定 当日1日間に決定しております。日程第4、一般質問1名。日程第5、認定第1号、令和元年度宇城広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。日程第6、認定第2号、令和元年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第1号について、令和元年度の一般会計の歳入歳出決算は、歳入が46億2,261万5,000円、歳出が43億5,334万4,000円、歳入歳出差引残金が2億6,927万1,000円とする決算。認定第2号について、令和元年度の特別会計の歳入歳出決算は、歳入が412万5,497円、歳出が349万5,647円、歳入歳出差引残金が62万9,850円とする決算。全て原案のとおり認定されました。日程第7、議案第13号、令和2年度における宇城広域連合長等の報酬の特例に関する条例の制定について。日程第8、議案第14号、宇城広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。日程第9、議案第15号、令和2年度宇城広域連合一般会計補正予算（第1号）について。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,225万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億2,762万6,000円とするもの。併せて、債務負担行為の補正をするもの。議案について、全て原案のとおり可決しております。日程第10、報告第7号、専決処分の報告について。日程第11、発議第2号、宇城広域連合南消防署三角分署庁舎の移転と職員体制等における消防力強化についての意見書について。日程第12、同意第1号、宇城広域連合監査委員の選任について。定例会の報告は以上です。

続きまして、令和2年第3回宇城広域連合議会臨時会の報告をいたします。

宇城広域連合議員 光井博幸

日時、令和2年11月30日月曜、午後4時半から。場所、宇城広域連合2階交流プラザ。出席者、宇城広域連合議員10名、正副連合長3名、執行部から7名。日程第1、会議録署名議員の指名。日程第2、会期の決定。当日1日間に決定しております。日程第3、諸報告。守田連合長より、11月17日、美里町長選の告示により、上田泰弘町長が再選され、副広域連合長として選任する旨を報告。日程第4、議案第16号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例及び宇城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案について、賛成多数により可決。以上で、報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 町長提出議案の一括上程

○議長（吉田美好君） 日程第４、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第９０号から議案第１１２号及び同意第１２号並びに諮問第１号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。倉田議会事務局長。

○事務局長（倉田辰実君） それでは、議案書の２枚目をお開きください。読み上げます。

議案第 ９０ 号 美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議案第 ９１ 号 美里町総合体育館条例の制定について

議案第 ９２ 号 美里町柔剣道場条例の制定について

議案第 ９３ 号 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

次のページをお開きください。

議案第 ９４ 号 地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 ９５ 号 令和２年度美里町一般会計補正予算（第１４号）

議案第 ９６ 号 令和２年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第 ９７ 号 令和２年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第 ９８ 号 令和２年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議案第 ９９ 号 令和２年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

議案第１００号 美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について

議案第１０１号 美里町老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第１０２号 美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について

議案第１０３号 美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第１０４号 美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定について

議案第１０５号 美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定について

議案第１０６号 美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定について

議案第１０７号 美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について

議案第１０８号 美里町文化交流センターの指定管理者の指定について

議案第 1 0 9 号 美里町砥用 B & G 海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定について

議案第 1 1 0 号 美里町総合体育館の指定管理者の指定について

議案第 1 1 1 号 町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の一部変更について

議案第 1 1 2 号 町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の一部変更について

次のページをお開きください。

同意第 1 2 号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を 1 1 時 1 0 分とします。

—————○—————

休憩 午前 1 0 時 5 7 分

再開 午前 1 1 時 1 0 分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（吉田美好君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例 5 件、補正予算 5 件、その他 1 5 件の計 2 5 件でございます。

はじめに、議案第 9 0 号、美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、自動車の使用、ビラ及びポスター作成に係る公費負担について規定する条例を整備するものでございます。

続きまして、議案第 9 1 号、美里町総合体育館条例の制定につきましては、総合体育館を指定管理者が管理運営できるよう、条例を整備するものでございます。

続きまして、議案第 9 2 号、美里町柔剣道場条例の制定につきましては、柔剣道場の管理運営について条例を整備するものでございます。

続きまして、議案第 9 3 号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

制定につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、軽減判定所得の算定基礎控除額及び方式の変更等、所要の改正をするものでございます。

続きまして、議案第94号、地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正及び所得税法等の一部改正に伴い、四つの関係条例において所要の改正をするものでございます。

続きまして、議案第95号、令和2年度美里町一般会計補正予算（第14号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4,477万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億7,338万6,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものでございますが、地方交付税では、普通交付税2億2,210万円、国庫支出金では、民生費国庫負担金の障害者福祉費負担金1,428万2,000円を計上し、総務費国庫補助金の特別定額給付金事業に係る補助金929万7,000円を減額し、地方創生臨時交付金1億1,935万円を増額計上いたしております。県支出金では、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金968万7,000円及び農用地等災害復旧事業補助金（現年災分）8,911万円、財産収入では、財政調整基金利子1,233万3,000円、寄附金では、ふるさと応援寄附金800万円、諸収入では、後期高齢者医療の療養給付費負担金返還金1,967万2,000円をそれぞれ計上し、繰入金では、財政調整基金繰入金1億6,095万5,000円、町債では、総額1,310万円を減額計上いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費では、Web会議用機器整備費780万6,000円、財政調整基金利子積立金1,233万3,000円、ふるさと応援寄附金800万円を計上し、特別定額給付金事業費1,633万9,000円を減額いたしております。民生費では、障害福祉サービス費等給付費2,242万円、障害児通所支援給付費614万5,000円、介護保険特別会計繰出金2,639万1,000円、湯の香苑空調改修に係る設計・工事費等7,275万円、新型コロナ緊急包括支援事業に係る6補助金、総額697万3,000円をそれぞれ計上いたしております。衛生費では、簡易水道事業特別会計繰出金929万8,000円を計上、商工費では、新型コロナ対策分としての感染防止対策支援補助金1,257万円を減額し、二俣橋トイレ改修等3工事、総額1,233万円を計上いたしております。土木費では、危険住宅移転事業等3補助金、総額918万5,000円を減額し、社会資本整備総合交付金事業、道整備交付金事業及び道路メンテナンス事業の3事業におきましては、事業内容の変更に伴う予算の付け替えを行っております。教育費では、教科書改訂関連消耗品及び備品購入費、総額861万1,000

円、カントリーパークほか遊具設置等三つの工事費、総額4,700万円を計上し、災害復旧費では、現年度分農用地等災害復旧工事費9,800万円を計上いたしております。

続きまして、議案第96号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、議案第99号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）までの4案件につきましては、それぞれのシステム改修費や療養費、サービス費、ほか必要経費を補正いたしております。

続きまして、議案第100号、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定についてから、議案第110号、美里町総合体育館の指定管理者の指定についてまでの11案件につきましては、地方自治法並びに美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定により、議会の議決を得るものでございます。

また、議案第111号、町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の一部変更及び議案第112号、町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の一部変更につきましては、予定価格が5,000万円を超える案件の契約金額変更のため、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を得るものでございます。

続きまして、同意第12号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が令和2年12月22日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員1名の任期が令和3年3月31日で満了するため、人権擁護委員法に基づき、委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

—————○—————

日程第6 議案第90号 美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第6、議案第90号、美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第90号について、ご説明申し上げます。

美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日に施行されることに伴い、美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関し必要な条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

第1条は、趣旨の規定でございます。公職選挙法におきましては、お金のかからない選挙の実現と、候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から、公費による選挙費用の負担制度が設けられております。今回、自動車使用、ビラ作成、ポスター作成の三つが法改正により議会議員選挙及び町長選挙における選挙の公費負担として条例で定められるようになったものでございます。

第2条が、選挙運動用自動車の使用の公費負担についての規定でございます。自動車の選挙公費負担につき、候補者一人当たりの選挙運動期間における限度額を定めるものでございます。額は、候補者一人につき6万4,500円に、候補者の届けがあった日、告示日から選挙期日の前日までの日数、議会議員選挙及び町長選挙ともに5日となります。これに乗じて得た金額の範囲内で公費負担ができることとしております。但し書きでは、供託物、供託金が没収される候補者には適用されないことを定めております。今回の公職選挙法の改正によりまして、議会議員の供託金につきましては15万円となっております。供託没収点につきましては、有効得票総数を議員定数で割ったものに1割をかけたものが没収点となります。町長選挙におきましては50万円の供託金となっており、これは有効得票総数に1割をかけた数字となっております。

第3条が、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出に関する規定でございます。選挙運動自動車の公費負担制度を利用するにあたり、有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して、所定の届出をする必要があることを定めております。道路運送法第3条第1号ハに規定する一般旅客自動車運送業とは、タクシー、ハイヤー等の貸し切り型で、乗客数11人未満の旅行運送業をいうものでございます。3行目のその他のものとは、タクシー等業者以外のレンタカー業者や、マイカー所有の知人等をいうものでございます。そのあとの括弧書きにつきまして、生計を一にする親族が所有するマイカーを借りる場合には、その者が契約に係る業務を業とし

で行っていないければ、公費負担の対象外とされるものでございます。

第4条につきましては、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続きの規定でございます。選挙運動用の選挙運動自動車を公費負担として利用するにあたり、契約累計ごとの公費負担を定めたものでございます。

次のページをお開き願います。

第1号が一般運送契約の場合でございまして、ハイヤー方式を利用する場合の規定でございます。1日1台6万4,500円に利用日数、先ほどの最高5日間の額をかけたものが契約の上限額となります。第2号につきましては、当該契約が一般運送契約以外の契約、自動車借入契約、レンタカー方式等の個別契約の場合を規定しております。アにつきましては、自動車の借入契約の場合、1日1台につき1万5,000円を上限として日数をかけた金額が支払い額となります。イにつきましては、当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合でございまして、これは1日当たり7,560円を日数をかけたものの合計を上限とする規定でございます。ウにつきましては、当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合でありまして、1日1万2,500円を日数をかけたところが金額となっております。

次のページをお開き願います。

第5条につきましては、選挙運動用自動車の使用の契約の指定に関する規定でございます。複数の契約がある場合に、第4条の1号、2号等、複数の契約がある場合に、候補者の指定するいずれかの一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同時に利用することはできないという規定でございます。

第6条につきましては、選挙運動用ビラの作成の公費負担の規定でございます。次の第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができるというところでございます。

第7条が、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出に関する規定でございます。選挙運動用ビラ作成の公費負担の制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結し、選挙管理委員会の規定に従い、届出書の提出を義務付けたものでございます。

第8条が、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続きに関する規定となっております。公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて、業者に対して支払うことを定めております。ビラの1枚当たりの単価としましては7円51銭、作成枚数の限度としましては、議員選挙におきまして1,600枚、町長選挙におきましては公職選挙法により5,000枚とそれぞれ位置づけられております。その枚数をかけたところが支払われるということになっております。

第9条につきましては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の規定でございます。次の第11条に定める額の範囲内で選挙運動用ポスターを作成することができるものとなっております。また、公職選挙法によりまして、公費負担の対象となるのは、ポスター掲示場に掲示するポスターとなります。

次のページをお開き願います。

第10条が、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出に関する規定となります。選挙運動用ポスターの作成、公費負担の適用を受けるためには、ビラ作成と同様の手続きが必要で、契約の相手は業者であり、かつ有償でなければならないという規定がされております。

第11条につきましては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続きに関する規定をなされております。ポスター作成費用の単価及び枚数の上限を規定し、ポスター作成費用の公費負担の上限を規定しておりまして、ポスター作成費用につきましては、業者からの請求に基づいて業者に支払うものということを定めております。単価の限度額につきましては525円6銭に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を、さらにポスター掲示場数で割った金額、現在、美里町には108の掲示場がございますので、それで計算いたしますと3,401円ということになります。限度額につきましては、掲示場の数108となります。支払額につきましては、その単価と限度額を掛け合わせたもので36万7,308円以内の金額を支払うことができると規定してございます。

第12条は、委任の規定でございまして、この条例の施行に関し、必要な事項は委員会が定めるといたしております。

最後に、附則でございまして。この条例は、令和2年12月12日から施行するとしております。

以上で、議案第90号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第 90 号、美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 90 号、美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第 91 号 美里町総合体育館条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第 7、議案第 91 号、美里町総合体育館条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） 議案第 91 号につきまして、ご説明をいたします。

美里町総合体育館条例の制定について

美里町総合体育館条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 12 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町総合体育館につきましては、指定管理者による管理運営が行えるよう、美里町体育館施設条例を廃止し、新たに美里町総合体育館条例を制定する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

これまでの美里町体育館施設条例は、美里町立柔剣道場及び美里町総合体育館の管理運営等について規定して運用しておりました。今回、美里町総合体育館を地方自治法第 244 の 2 に定められている公民連携の手法である指定管理者制度について導入を可能とするため、これまでの美里町体育館施設条例を廃止し、新たに美里町総合体育館条例を制定するものでございます。

美里町総合体育館条例は、第 1 条から第 21 条までの構成となっております。

第 1 条では、総合体育館の設置について規定してございます。

第 2 条では、総合体育館の名称及び位置について規定しております。

第 3 条におきましては、管理について規定しております。

第 4 条では、体育館を利用する際の許可について規定しております。

第 5 条では、体育館の利用の制限について規定しております。

第 6 条では、体育館の利用券の譲渡等の禁止について規定しております。

第 7 条では、体育館を利用する際に、特別な設備の備え付け、または備え付け以外の物品を利用する場合の制限について規定しております。

第8条では、利用許可の取り消し等について規定しております。

次の1ページをお開きください。

第9条では、体育館の入館の制限について規定しております。

第10条では、体育館の使用料の納付について。

それから、第11条については、体育館の使用料の減免について。

それから、12条では、使用料の不還付について規定しております。

第13条第1項につきましては、体育館の管理運営について、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定する者に行わせることができるとする規定でございます。第2項につきましては、前項の規定により指定をする場合、体育館の管理運営上必要な条件を付することができる規定でございます。第3項につきましては、第1項の規定により、体育館の管理運営を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条、並びに第7条から第9条及び第12条の規定中「教育委員会」とあるのを「指定管理者」と読み替える規定でございます。

2ページをお開きください。

第4項から第5項につきましては、体育館の管理運営を指定管理者が管理運営を行うとされた期間前に、利用の許可の申請及び許可について規定してございます。

第14条では、指定管理者が行う業務について規定しております。

第15条では、指定管理者の管理運営の期間について規定してございます。

第16条では、第16条第1項につきましては、体育館の管理運営を指定管理者に行わせる場合、指定管理者が行う業務のほか、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる規定でございます。第2項では、利用料金の額を上限として、指定管理者が町長の承認を得て定める額について規定しております。第3項につきましては、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て、定めた基準により利用料金の減額または免除することができる規定でございます。

第17条では、利用者が施設等を利用し終わったあとの原状回復の義務について規定しております。

第18条では、利用者または入場者が施設等を破損し、または滅失した場合の規定でございます。

3ページをお開きください。

第19条第1項では、指定管理者選定審議会の設置について規定しております。第2項につきましては、審議会は町長の諮問に応じ、指定管理者の指定に関し審議する規定でございます。第3項につきましては、審議会委員の定数及び町長が必要な期間を定めて委嘱する規定でございます。第4項では、守秘義務について規定し

てございます。

第20条では、条例施行に関し、必要な事項を教育委員会が別に定めることについて規定しております。

第21条では、刑事罰の過料について規定しております。

最後になります。附則でございます。施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行すると定めております。美里町体育館施設条例の廃止第2項、美里町体育館施設条例（平成16年美里町条例第83号）は廃止するといったしております。第3項から第4項につきましては、経過措置でございます。

4ページをお開きください。

別表でございます。総合体育館の1時間当たりの利用料金の表となっております。

以上で、議案第91号について説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第91号、美里町総合体育館条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第91号、美里町総合体育館条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第92号 美里町柔剣道場条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第8、議案第92号、美里町柔剣道場条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） 議案第92号につきまして、ご説明いたします。

美里町柔剣道場条例の制定について

美里町柔剣道場条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町体育館施設条例を廃止することに伴い、新たに美里町柔剣道場条例を制定する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

これまでの美里町立柔剣道場の規定につきましては、美里町体育館施設条例において規定し、管理運営を行っておりました。今回、これまでの美里町体育館施設条例の廃止に伴い、新たに美里町柔剣道場条例を制定するものでございます。

美里町柔剣道場条例は、第1条から第15条までの構成となっております。

第1条では、柔剣道場の設置について規定しております。

第2条では、柔剣道場の名称及び位置について規定しております。

第3条では、管理について規定しております。

第4条では、柔剣道場を利用する際の許可について規定しております。

第5条につきましては、柔剣道場の利用の制限について規定しております。

第6条では、柔剣道場の利用権の譲渡等の禁止について規定しております。

第7条では、柔剣道場を利用する際に、特別な設備の備え付け、または備え付け以外の物品を利用する場合の制限について規定しております。

第8条では、利用許可の取り消し等について規定しております。

2ページをお開きください。

第9条につきましては、使用料について。

第10条では、使用料の減免について。

それから、第11条では、使用料の不還付について規定しております。

第12条では、利用者が施設等を利用し終わったあとの原状回復の義務について規定してございます。

第13条では、利用者または入場者が施設等を破損し、または滅失した場合について規定しております。

第14条では、条例施行に関し、必要な事項を教育委員会が別に定めることについて規定しております。

第15条では、刑事罰の過料について規定しております。

次のページをお開きください。

附則でございます。施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行すると定めております。第2項、第3項につきましては、経過措置でございます。

別表は柔剣道場の1時間当たりの利用料金の表となっております。

以上で、議案第92号について説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、濱田君。

○11番（濱田憲治君） 11番、濱田でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい。3ページの別表第9条関係をお尋ねをいたします。

先ほどの総合体育館と絡むというか、1時間当たりの額がお示しをしてあるんですが、総合体育館につきましては照明がある・なしということで区分が分かれております。この柔剣道場条例では、町内・町外のことでくくりがなっておりますので、その違いを説明をいただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 中川君。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

柔剣道場の第9条の使用料について、こちらのほうはですね、総合体育館につきましては、どうしても照明をつけなきゃ使用ができないということで、一応1時間当たりの使用料のあり、それからなしということで表記をさせていただいております。

それから、柔剣道場におきましては、どうしても建物の位置で日中でも照明をつけなきゃ使用ができていくということで、一応照明ありということで、一本化の利用料金となっております。

以上になります。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ご案内のとおり総合体育館、体育館自体に関しましてたくさん窓がついております。つまり日中使う分であれば、照明を使わないこともあり得ます。ですので、例えば日中使う方で照明を使わない方の料金、それから夜間に使われる方、夜間に使う場合にはやはり外ももう暗くなっておりますので照明が必要になってきます。そこで、照明のある・なしで料金の差を出しているところです。

柔剣道場におきましては、室内でそこまで窓等も多くありません。そういった意味では、やはり薄暗い中での柔道をする、あるいは剣道をするというようなかたちになってしまいますので、もう常に照明をつけて使用するというを前提にこの料金を設定しておりますので、もう照明がついている状態での料金というふうにご理解をいただければと思うところです。

○11番（濱田憲治君） 議長、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 9 2 号、美里町柔剣道場条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第 9 2 号、美里町柔剣道場条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 9 3 号 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第 9、議案第 9 3 号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第 9 3 号について、ご説明申し上げます。

議案第 9 3 号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 2 6 4 号）の公布に伴い、関係規定を改正する必要が生じたため提案するものでございます。なお、今回の地方税法施行令の改正は、地方税法等の一部を改正する法律により、個人所得課税の見直しが行われ、給与所得控除と公的年金等控除が 1 0 万円引き下げられ、基礎控除が同額引き上げられることになったため、国保税の軽減判定が影響を受けないように、国保税軽減の判定基準所得額の見直しが行われたものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美里町国民健康保険税条例（平成 1 6 年美里町条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

以下、改正規定でございますが、説明資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。別添の議案第93号資料の新旧対象表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

まず、第23条第1号の規定は、7割軽減についての判定基準と軽減額についての規定でございますが、現行では「33万円」となっている判定基準所得額を「43万円に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額」へと改めるものでございます。

2ページをお開き願います。

2ページの最終行から3ページ目にわたる部分になります。

第23条第2号の規定は、5割軽減についての判定基準と軽減額についての規定ですが、現行では「33万円に被保険者等1人につき28万5,000円を加算した金額となっている判定基準所得額」を「43万円に被保険者等1人につき28万5,000円を給与所得者などの数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改めるものでございます。

4ページをお開き願います。

第23条第3号の規定は、2割軽減についての判定基準と軽減額についての規定ですが、現行では「33万円に被保険者等1人につき52万円を加算した金額」となっている判定基準所得額を「43万円に被保険者等1人につき52万円と給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改めるものでございます。

5ページをお開き願います。

附則の第2の5項につきましては、軽減判定基準の見直しにあわせて既定の整備を行うものでございます。

次に、議案書の美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、再度お開き願います。

附則でございますが、施行期日としまして、第1項におきまして、この条例は、令和3年1月1日から施行するとしております。また、附則第2項につきましては、改正後の美里町国民健康保険税条例の規定の適用区分を定めたものでございます。

以上で、議案第93号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第93号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第93号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第94号 地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第10、議案第94号、地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第94号について、ご説明申し上げます。

地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行により、本町の関係条例について改正条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

条例につきましては4条立てとなっており、各条ごとに関係4条例の一部改正となっております。

改正内容につきましては、別冊新旧対照表にて説明申し上げます。議案第94号資料をご覧ください。地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整理に関する条例の第1条関係でございます。美里町若者定住化推進に関する条例の新旧対照表となっております。改正前の条例の第3項の条文を全て改正後の条文に改めるものでございます。

第3項の内容といたしましては、条例中の延滞金は年14.6%、1か月以内は7.3%と規定されておりますが、特例といたしまして、平均貸付割合に1%を加えた延滞金特例基準割合を定め、現時点でいいますと、11月30日の平均貸付割合が0.5%でございますので、延滞金特例基準割合は1.5%となり、14.6%のところを1.5%に7.3%を加えた8.8%とし、7.3%のところを1.5%に1%を加えた2.5%とする内容となっております。

次のページをお開き願います。

第2条関係でございます。美里町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の新旧対照表でございます。

こちら第3項の3行目のところ、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号））第93条第2項の規定により告示された割合」とありますのを、改正後、「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号））第92条第2号に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、6行目のところ、括弧以下ですが、「以下、この項において特例基準割合適用年という」を削り、8行目「当該特例基準割合適用年における特例基準割合に」とあるところを、改正後「その年における延滞金特例基準割合」とし、10行目の「特例基準割合に年1%の割合を加算した割合」のところを、改正後は「延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合」に改めております。法改正に伴います文言の修正となっております。

次のページをお開き願います。

第3条関係が、美里町後期高齢者医療に関する条例の新旧対照表でございます。

それと4ページ目、第4条関係で、美里町介護保険条例新旧対照表となっております。3条関係、4条関係につきましては、2条関係と同じ改正内容となっております。

議案集にお戻り願います。

附則でございます。施行期日といたしまして、この条例は、令和3年1月1日から施行するとしております。第2項が経過措置でございまして、第1条から第4条までの規定につきましては、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとしております。

以上で、議案第94号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 9 4 号、地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第 9 4 号、地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開を 1 3 時 1 0 分とします。

-----○-----

休憩 午後 0 時 0 2 分

再開 午後 1 時 1 0 分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで午前中に可決しました議案第 9 1 号、美里町総合体育館条例の制定についてに関する別表第 1 0 条関係の使用料、これの照明という字が間違っておりまして、照らす明るいに訂正方をお願いをしたいという申し出が、中川社会教育課長よりありましたので、訂正のほうをよろしく願いいたします。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 9 5 号 令和 2 年度美里町一般会計補正予算（第 1 4 号）

日程第 1 2 議案第 9 6 号 令和 2 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 1 3 議案第 9 7 号 令和 2 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 4 議案第 9 8 号 令和 2 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第15 議案第99号 令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第100号 美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第101号 美里町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第102号 美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第103号 美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第104号 美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第105号 美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第106号 美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第107号 美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第108号 美里町文化交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第109号 美里町砥用B&G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第110号 美里町総合体育館の指定管理者の指定について

○議長(吉田美好君) 日程第11、議案第95号、令和2年度美里町一般会計補正予算(第14号)から、日程第26、議案第110号、美里町総合体育館の指定管理者の指定についてまでの16案件を議題としたいと思います。

お諮りします。日程第11、議案第95号から、日程第26、議案第110号までの16案件を議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第95号から、日程第26、議案第110号までを議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第95号から議案第110号までを議題とします。

まず、議案第95号、令和2年度美里町一般会計補正予算(第14号)の内容説

明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第95号について、ご説明申し上げます。

令和2年度美里町一般会計補正予算書（第14号）の1ページをお開き願います。

議案第95号、令和2年度美里町一般会計補正予算（第14号）

令和2年度美里町の一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,477万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億7,338万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正でございます。

今回、追加いたしましたのは、9施設の指定管理に伴う管理運営委託料と学校給食調理業務等委託料で、福祉保健センター湯の香苑管理運営委託料から、一番下の総合体育館管理運営委託料まで、10事業で限度額の総額を4億7,451万3,000円といたしております。それぞれの期間、限度額は表内記述のとおりでございます。

その下、6ページをご覧ください。

地方債補正でございます。

追加いたしましたのは、農地農林施設等単独災害復旧事業1件で、限度額は480万でございます。起債の方法、利率、償還の方法は表内記述のとおりでございます。

次の7ページをお開き願います。

地方債補正の変更でございますが、過疎対策事業（福祉事業）から、現年発生公共土木施設等補助災害復旧事業まで5事業、限度額の総額「2億8,010万円」を「2億6,220万円」に変更し、1,790万円の減といたしております。それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法は表内に記述のとおりでございます。

10ページをお開き願います。

10ページが事項別明細書の歳入でございます。

まず、一つ目の枠で、款の10地方交付税におきまして、普通交付税を交付決定によりまして2億2,210万円計上いたしております。

一番下の枠でございます。款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の2民生費国庫負担金におきましては、実績見込みにより障害福祉サービス費等給付費負担金1,121万円、障害児通所支援給付費負担金307万2,000円、その下の低所得者保険料軽減負担金551万2,000円をそれぞれ計上しております。この三つの負担金につきましては、県支出金でもこの2分の1の額を計上いたしております。目の4災害復旧費国庫負担金におきましては、事業費増額見込みの3分の2にあたります、公共土木施設災害復旧費負担金（令和2年災害豪雨）につきまして512万円計上いたしております。

次の11ページをお開き願います。

一つ目の枠の1番目の欄です。目の1総務費国庫補助金におきましては、説明欄の一番上、事業終了に伴いまして特別定額給付金給付事務費補助金439万7,000円と、その二つ下の特別定額給付金給付事業費補助金490万円をそれぞれ減額しております。2番目の地方創生推進交付金につきましては、祭りなどの中止によりまして439万4,000円を減額しております。一番下の地方創生臨時交付金につきましては、今回の追加補正、これまでの実績見込み、財源変更等によりまして1億1,935万円を計上いたしております。

二つ目の枠の款の15県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金におきましては、先ほど民生費の国庫負担金で計上しました3事業の2分の1の額989万7,000円を計上いたしております。

次に、12ページをご覧ください。

一番上の欄で、項の2県補助金の目の1総務費県補助金におきましては、感染防止策や買い物弱者の生活支援等、事業費の2分の1の財源を充当しまして、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金968万7,000円を計上いたしております。その下の目の2民生費補助金におきましては、節の4の児童福祉費補助金698万3,000円の中で、（新型コロナ緊急包括支援事業）とあります六つの補助金につきまして、保育園が行う各保育事業等において、感染防止対策を行うための補助金となっております。その下、目の4農林水産業費県補助金におきましては、現年災分の災害査定設計委託費補助金600万、農用地等災害復旧事業補助金（R2災分）8,911万円を計上いたしております。

13ページをお開き願います。

13ページの二つ目の枠です。款の16財産収入、項の1財産運用収入、目の2利子及び配当金におきまして、国債の現在時価評価額の有利性を考慮して売却しました益金としまして、財政調整基金利子1,233万3,000円を計上いたしております。

三つ目の枠の款の17寄附金におきましては、増加傾向にある現状から2,300万円の収入を見込みまして、ふるさと応援寄附金800万円を増額いたしております。

四つ目の枠、款の18繰入金、項の1基金繰入金におきましては、普通交付税や地方創生臨時交付金対象事業等への財源組み替えなどによりまして、一般財源の確保ができたことによりまして、財政調整基金繰入金を1億6,095万5,000円減額いたしております。

次の14ページをお開き、ご覧ください。

一番上の枠、款の20諸収入、項の5雑入におきましては、説明欄の一番下のところで、療養給付費負担金返還金ということで、負担金の精算によりまして1,967万2,000円を計上いたしております。

二つ目の枠、款の21町債におきましては、総額で1,310万を減額いたしております。

15ページをお開き願います。

15ページからが歳入になります、すみません、歳出になります。失礼いたしました。

次の16ページをご覧ください。

款の2総務費、項の1総務管理費の一つ目の欄で、目の7情報推進費におきまして、庁舎間の会議や研修等のWeb会議や、テレワーク用貸し出し端末30台分の機器及び関連機器の導入費といたしまして、Web会議用機器整備費（新型コロナ対策分）として780万6,000円を計上いたしております。三つ目の欄の目の11財政調整基金費におきましては、歳入の財産運用収入で計上いたしました財政調整基金利子を原資に、財政調整基金利子積立金1,233万3,000円を計上しております。目の12特定目的基金費につきましても、ふるさと応援寄附金の増額見込み分からふるさと応援基金積立金800万円を計上いたしております。目の13特別定額給付金事業費におきましては、給付事業の完了によりまして1,633万9,000円を減額いたしております。

17ページをお開き願います。

一つ目の枠の説明欄の下ですけど、特別定額給付金につきましては490万、実績に伴いまして49人分を減額いたしております。

18ページをご覧ください。

款の3民生費、項の1社会福祉費の三つ目の欄ですが、目の3障害福祉費におきましては、当初計画を上回る利用者増の実績見込みから、扶助費におきまして障害福祉サービス費給付費2,242万、障害児通所支援給付費614万5,000円、その下の償還金、利子及び割引料につきましては、令和元年度分の障害児通所給付費等の国県等の返還金として総額564万9,000円を計上いたしております。目の5介護保険事務費におきましては、介護保険特別会計の運用に必要な財源を確保するため、繰出金のところで介護保険特別会計繰出金2,639万1,000円を計上いたしております。一番下の目の7社会福祉施設費におきましては、湯の香苑空調改修工事設計監理業務委託料275万円。

次の19ページをご覧ください。

一つ目の枠のところで、湯の香苑空調改修工事（新型コロナ対策分）として7,000万円、これは当該施設の福祉避難所としての機能を向上し、新型コロナ感染リスク低減のための換気設備を備えた空調改修に伴うものでございます。

三つ目の枠、項の3児童福祉費の目の2児童措置費、児童措置費におきましては、負担金、補助及び交付金のところで697万3,000円計上しております。先ほど歳入で申し上げました新型コロナ緊急包括支援事業6事業の補助金でございます。

21ページをお開き願います。

21ページの一つ目の枠、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の7水道施設整備費におきましては、特別会計で実施します膜ろ過装置の洗浄及び小筵地区の水源試掘調査に係る財源としまして、簡易水道事業特別会計繰出金929万8,000円を計上いたしております。

三つ目の枠、款の5農林水産業費の項の1農業費、目の4農業振興費におきましては、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金351万9,000円、これは事業費の2分の1の県補助、10分の1を町補助により計上いたしております。

次の22ページをご覧ください。

二つ目の枠、款の6商工費、項の1商工振興費、目の1商工振興費におきまして、18の負担金、補助及び交付金のところで、2番目、感染防止対策支援補助金（新型コロナ対策分）の1,257万円を減額しておりますが、町内事業所が新型コロナ感染防止策を行うためのもので、現在の申請状況により実績見込みから減額を行っております。

23ページをお開き願います。

23ページの一つ目の枠、目の2観光振興費の工事請負費でございます。二俣橋

トイレ改修工事、ガーデンプレイス・家族村無線LAN整備工事、観光施設看板設置工事、総額の1,233万、いずれも新型コロナ対策として実施するものでございます。

二つ目の枠、款の7土木費、項の1土木管理費、目の1土木総務費におきましては、これも負担金、補助及び交付金で918万5,000円減額いたしておりますが、三つの事業の受け付けが終了し、実績がないため減額を行ったものでございます。

次の24ページをご覧ください。

一つ目の枠、項の2道路橋梁費の目の3道路新設改良費におきましては、まず社会資本整備総合交付金事業の中で、補償、補填及び賠償金の立木等補償費を1,500万減額し、委託料を1,500万増額しております。道整備交付金事業につきましては、工事請負費を1,500万減額し、用地購入費250万を増額、その下、立木等補償費の1,250万円を増額いたしております。それと目の4橋梁維持費におきましても、道路メンテナンス事業におきまして、工事請負費を700万減額し、委託料を700万増額しております。いずれも事業費の組み替え分となっております。

25ページをお開き願います。

25ページの三つ目の枠です。款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費におきましては156万6,000円を計上しております。三つの事業に新型コロナの影響により思い出づくりとして事業を実施するための予算計上となっております。

次の26ページをご覧ください。

二つ目の枠です。項の3中学校費、目の2教育振興費におきまして、備品購入のところで教科書改訂関連備品購入費として552万8,000円を計上いたしております。

28ページをお開き願います。

28ページの一つ目の枠で、項の5保健体育費の目の2体育施設費におきまして、工事請負費で4,700万円を計上しております。カントリーパーク駐車場トイレ改修工事、カントリーパーク遊具設置工事、スポーツセンター遊具設置工事の三つでございますが、いずれも新型コロナ対策として実施するものでございます。

二つ目の枠、款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農用地等災害復旧費におきまして、施設2件、農地35件の農用地等災害復旧工事(R2災分)を9,800万円計上いたしております。

以上で、議案第95号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第95号の内容説明を終わります。

次に、議案第96号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第96号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第96号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

議案第96号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,461万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

第4款、第1項の県負担金につきましては、第1目保険給付費等交付金におきまして255万4,000円を追加しております。歳出の保険給付費の特定財源として計上したものでございます。

二つ目の枠の第6款、第1項他会計繰入金につきましては、第1目一般会計繰入金におきまして7万7,000円を追加しております。歳出の一般管理費における国保実績兆候システム改修委託料の特定財源として計上したものでございます。

5ページをご覧ください。

3、歳出でございます。

第1款、第1項総務管理費につきましては、システム改修委託料等の7万7,000円を追加しております。

2番目の枠の第2款、第1項療養諸費につきましては、一般被保険者療養費の不足が見込まれるため250万円を追加しております。

3番目の枠の第2款、第2項高額療養費につきましては、一般被保険者高額介護合算療養費の不足が見込まれるため5万4,000円を追加しております。

以上で、議案第96号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第96号の内容説明を終わります。

次に、議案第97号、令和2年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第97号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊、美里町介護保険特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

議案第97号、令和2年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億614万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,403万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開きください。

2の歳入につきまして、ご説明申し上げます。

最初の枠をお願いいたします。款3国庫支出金、目1介護給付費負担金です。保険給付費の増額に伴い1,689万6,000円を計上しております。

2段目の枠をお願いいたします。同じく国庫支出金、目1調整交付金です。保険給付費の増額に伴い812万円を計上しております。

次の欄をお願いいたします。目5介護保険保険者努力支援交付金です。交付額決定により273万5,000円を計上しております。事業の内容につきましては、高齢者の自立支援、重度化の防止に必要な取り組みに対する支援をするための交付金です。

次の欄をお願いいたします。目6介護保険事業費補助金です。介護保険制度見直しに伴うシステム改修費で、システム改修費として52万8,000円を計上しております。

3段目の枠をお願いいたします。款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金です。保険給付費の増額に伴い3,102万7,000円を計上しております。

4段目の枠をお願いいたします。款5県支出金、目1介護給付費負担金です。保険給付費の増額に伴い2,045万1,000円を計上しております。

最後の枠をお願いいたします。款7繰入金、目1介護給付費繰入金です。保険給

付費の増額に伴い1,436万4,000円を繰り入れております。目4低所得者保険料軽減繰入金です。1,102万2,000円を計上しております。これは国2分の1、県、町が4分の1となっております。同じく繰入金、目5その他一般会計繰入金、事務費繰入金として100万5,000円を繰り入れております。

6ページをお願いいたします。

3、歳出につきましてご説明申し上げます。

最初の枠をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料について、総合行政システム改修委託料として105万6,000円を計上しております。

2段目の枠をお願いいたします。同じく総務費です。項3介護認定調査費、目1介護認定調査費、節18負担金、補助及び交付金について、宇城広域連合負担金の決定により75万円を減額しております。

3段目の枠をお願いいたします。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等給付費、節18負担金、補助及び交付金1億696万2,000円を計上しております。これは介護給付費の見込み額の増減に伴うものです。なお、見込額につきましては説明欄にあります各サービス給付費の増減額及び月平均給付費を算出し、決算見込み額を試算しております。

最後の枠をお願いいたします。款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等給付費、節18負担金、補助及び交付金につきまして5万円を減額しております。これは説明欄にあります各サービス給付費の増減額及び月平均給付費を算出し、決算見込み額を試算したものです。

7ページをお願いいたします。

1段目の枠、款2保険給付費、項3高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費、節18負担金、補助及び交付金につきまして、決算見込みにより800万6,000円を計上しております。次の欄、目2高額医療合算介護サービス等費、及び2段目の枠、款2保険給付費、目1審査支払手数料につきましては、財源の組み替えを行っております。

3段目の枠をお願いいたします。款3地域支援事業費、項1介護予防生活支援サービス事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費、節18負担金、補助及び交付金につきまして、決算見込みにより105万円を計上しております。

最後の枠をお願いいたします。同じく地域支援事業費、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、通いの場への新型コロナ対策として4万円×30地区、120万円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

最初の枠です。款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目2 償還金です。4 0 8 万 3, 0 0 0 円を計上しております。これは令和元年度国、県交付金及び国、県負担金の返還金です。

次の枠をお願いいたします。款5 諸支出金、項2 繰出金、目1 他会計繰出金です。一般会計繰出金として1 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

最後の枠をお願いいたします。款6 予備費です。歳入歳出の調整により1, 5 4 4 万 6, 0 0 0 円の減額補正を行っております。

以上で、議案第97号につきましての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第97号の内容説明を終わります。

次に、議案第98号、令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第98号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第98号、令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

議案第98号、令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,619万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

第3款、第1項一般会計繰入金につきましては、第1目事務費繰入金におきまして15万9,000円を追加しております。歳出における一般管理費のシステム改修委託料の特定財源として計上したものでございます。

二つ目の枠の第6款、第1項国庫補助金につきましては3万9,000円を追加しております。同じく、システム改修委託料の特定財源として計上したものでございます。

次に、3、歳出でございます。

第1款、第1項総務管理費につきましては19万8,000円を追加しております。後期高齢者医療の制度見直しに伴い、システム改修委託料を計上したものでございます。

以上で、議案第98号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第98号の内容説明を終わります。

次に、議案第99号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第99号について、ご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開き願います。

議案第99号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算書（第4号）

令和2年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ929万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,311万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出補正予算の財源として929万8,000円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費におきましては、役務費の膜ろ過装置薬品洗浄手数料として98万5,000円を増額しております。増額につきましては、膜ろ過のモジュール8本のうち4本が原水の濁度上昇等により、現地薬品洗浄において機能が回復できなかったため、工場での洗浄が必要となり増額するものです。次に、委託料につきましては、小筵地区の水源試掘調査業務委託料として829万3,000円増額しております。また、補償、補填及び賠償金につきましては、小筵地区の水源試掘調査に伴います農地使用の補償費として2万円を計上しております。

以上で、議案第99号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第99号の内容説明を終わります。

次に、議案第100号、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第１００号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第１００号、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について
地方自治法第２４４条の２第６項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の
等に関する条例第３条の規定により、下記のとおり美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称、美里町福祉保健センター湯の香苑

指定管理者、所在地、熊本県下益城郡美里町永富１５１０番地

団体名、社会福祉法人美里町社会福祉協議会

代表者、会長、上田泰弘

指定の期間、令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１２月８日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和３年３月３１日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

説明資料として提出しております別添の議案第１００号の資料をお願いいたします。

美里町福祉保健センター湯の香苑指定管理候補者の選定審査結果についての総括です。

- １、選定までの経過について記載しております。
- ２、選定対象施設について記載しております。
- ３、申請状況及び選定結果について記載しております。
- ４、採点結果について記載しております。
- ５、審議会委員の名簿でございます。

次のページ以降は、法人概要書を添付しております。

以上で、議案第１００号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第１００号の内容説明を終わります。

次に、議案第１０１号、美里町老人福祉センターの指定管理者の指定についての内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第１０１号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第１０１号、美里町老人福祉センターの指定管理者の指定について
地方自治法第２４４条の２第６項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の
等に関する条例第３条の規定により、下記のとおり美里町老人福祉センターの指定
管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称、美里町老人福祉センター

指定管理者、所在地、熊本県下益城郡美里町永富 1 5 1 0 番地

団体名、社会福祉法人美里町社会福祉協議会

代表者、会長、上田泰弘

指定期間、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 2 年 1 2 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和 3 年 3 月 3 1 日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

説明資料として提出しております別添の議案第 1 0 1 号の資料をお願いいたします。

美里町老人福祉センター指定管理候補者の選定審査結果についての総括です。

- 1、選定までの経過について記載しております。
- 2、選定対象施設について記載しております。
- 3、申請状況及び選定結果について記載しております。
- 4、採点結果について記載しております。
- 5、審議会委員の名簿でございます。

次のページ以降は、法人概要書を添付しております。

以上で、議案第 1 0 1 号につきまして、説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第 1 0 1 号の内容説明を終わります。

次に、議案第 1 0 2 号、美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定についての内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第 1 0 2 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 1 0 2 号、美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定により、下記のとおり美里町中央生活支援ハウスの指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称、美里町中央生活支援ハウス

指定管理者、所在地、熊本県下益城郡美里町永富 1 5 1 0 番地

団体名、社会福祉法人美里町社会福祉協議会

代表者、会長、上田泰弘

指定期間、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 2 年 1 2 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和 3 年 3 月 3 1 日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案

するものでございます。

説明資料として提出しております別添議案第１０２号の資料をお願いいたします。
美里町中央生活支援ハウス指定管理候補者の選定審査結果についての総括です。

- １、選定までの経過について記載しております。
- ２、選定対象施設について記載しております。
- ３、申請状況及び選定結果について記載しております。
- ４、採点結果について記載しております。
- ５、審議会委員の名簿でございます。

次のページ以降は、法人概要書を添付しております。

以上で、議案第１０２号につきましての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第１０２号の内容説明を終わります。

次に、議案第１０３号、美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定
についての内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第１０３号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第１０３号、美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定につい
て

地方自治法第２４４条の２第６項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續
等に関する条例第３条の規定により、下記のとおり美里町高齢者地域ふれあいセン
ターの指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称、美里町高齢者地域ふれあいセンター

指定管理者、所在地、熊本県下益城郡美里町永富１５１０番地

団体名、社会福祉法人美里町社会福祉協議会

代表者、会長、上田泰弘

指定の期間、令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１２月８日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和３年３月３１日をもって指定管理者の指定期間満了
となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案
するものでございます。

説明資料として提出しております別添の議案第１０３号の資料をお願いいたしま
す。

美里町高齢者地域ふれあいセンター指定管理候補者の選定審査結果についての総
括です。

- １、選定までの経過について記載しております。
- ２、選定対象施設について記載しております。

3、申請状況及び選定結果について記載しております。

4、採点結果について記載しております。

5、審議会委員の名簿でございます。

次のページ以降は、法人概要書を添付しております。

以上で、議案第103号につきまして説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第103号の内容説明を終わります。

次に、議案第104号、美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） 議案第104号について、ご説明申し上げます。

美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續
等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり美里町総合交流ターミナル及び
佐俣農産物加工施設の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称、美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設

指定管理者、所在地、熊本県下益城郡美里町佐俣705番地

団体名、有限会社石段の郷中央

代表者、代表取締役、畠舎修三

指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和3年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了
となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案
するものでございます。

別紙でお配りしております議案第104号資料をご覧ください。

美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者候補者の選定審
査結果の総括となっております。

1に、選定までの経過を記載しております。

2に、選定対象施設として施設の名称などを記載しております。

3に、申請状況及び選定結果を記載しております。

4に、採点結果を記載しております。

5に、当施設の選定審議会委員の方々を記載しております。

次のページ以降は、指定管理候補者の法人概要書を添付をしております。

以上で、議案第104号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第104号の内容説明を終わります。

次に、議案第105号、美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定についての内

容説明を求めます。高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） それでは、議案第１０５号について、ご説明申し上げます。

議案第１０５号、美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第６項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定により、下記のとおり美里町緑川ダム休憩所の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称は、美里町緑川ダム休憩所

指定管理者の所在地は、熊本県下益城郡美里町土喰１５３番地

団体名、美里町商工会

代表者、会長、本山公政

指定期間は、令和３年４月１日から令和７年３月３１日まで

令和２年１２月８日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和３年３月３１日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

別紙でお配りしております議案第１０５号の資料をご覧ください。

最初のページは、美里町緑川ダム休憩所指定管理者管理候補者の選定審査結果の総括になります。

１に、選定までの経過を記載しております。

２に、選定対象施設を記載しております。その中の指定期間につきましては、緑川ダム周辺を一体化した管理が必要との意見から、指定期間を４年といたしました。

３は、申請状況及び選定結果を記載しております。

４に、採点結果を記載しております。

５に、当施設の選定審議会に携わられた審議会の委員の方々を記載しております。総括表の次の申請された指定管理者候補者の団体の概要書を添付しております。

以上で、議案第１０５号の内容説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第１０５号の内容説明を終わります。

次に、議案第１０６号、美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） それでは、議案第１０６号について、ご説明申し上げます。

議案第１０６号、美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称は、美里町ガーデンプレイス・家族村

指定管理者の所在地は、熊本県下益城郡美里町遠野268番地1

団体名、岩田建設株式会社

代表者、代表取締役、岩田龍裕

指定期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

令和2年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和3年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

別紙でお配りしております議案第106号の資料をご覧ください。

最初のページは、美里町ガーデンプレイス・家族村指定管理候補者の選定審査結果の総括になります。

1に、選定までの経過を記載しております。

2に、選定対象施設を記載しております。その中の指定期間につきましては、緑川ダム周辺を一体化した管理が必要という意見から、指定期間を4年といたしました。

3は、申請状況及び選定結果を記載しております。

4は、採点結果を記載しております。

5は、当施設の選定審議会に携わられた審議会の委員の方々を記載しております。

総括表の次のページに、申請された指定管理者の候補者の法人の概要書を添付しております。

以上で、議案第106号について内容説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第106号の内容説明を終わります。

次に、議案第107号、美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） 議案第107号につきまして、ご説明申し上げます。

美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称、美里町やすらぎ交流体験施設

指定管理者、所在地、熊本県下益城郡美里町畝野 3 9 2 7 番地

団体名、美里町地域づくりコンソーシアム

代表者、益村廣喜

指定の期間、令和 3 年 4 月の 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 2 年 1 2 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和 3 年 3 月 3 1 日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

別紙の説明資料としてお配りしております議案第 1 0 7 号資料をご覧ください。

美里町やすらぎ交流体験施設指定管理候補者の選定審査結果の総括となります。

1 に、選定までの経過を記載してございます。

2 に、選定対象施設を記載してございます。

3 に、申請状況及び選定結果を記載してございます。

4 は、採点結果を記載してございます。

5 に、当施設の選定審議会に携わられました審議会委員の方々を記載してございます。

次のページをお開きください。

申請された構成団体の一覧表、それから次のページ以降は、構成団体ごとの法人概要書をそれぞれ添付しております。

以上で、議案第 1 0 7 号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第 1 0 7 号の内容説明を終わります。

次に、議案第 1 0 8 号、美里町文化交流センターの指定管理者の指定についての内容説明を求めます。中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） 議案第 1 0 8 号につきまして、ご説明申し上げます。

美里町文化交流センターの指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 3 条の規定により、下記のとおり美里町文化交流センターの指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称、美里町文化交流センター

指定管理者、所在地、熊本県下益城郡美里町畝野 3 9 2 7 番地

団体名、美里町地域づくりコンソーシアム

代表者、益村廣喜

指定の期間、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 2 年 1 2 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和３年３月３１日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

別紙にお配りしております議案第１０８号資料をご覧ください。

最初のページは、美里町文化交流センター指定管理候補者の選定審査結果の総括となります。

１に、選定までの経過を記載してございます。

２に、選定対象施設を記載してございます。

３に、申請状況及び選定結果を記載してございます。

４に、採点結果を記載してございます。

５に、当施設の選定審議会に携わられました審議会委員の方々を掲載してございます。

次のページをお開きください。

申請された構成団体の一覧表となります。次のページ以降につきましては、構成団体ごとの法人概要書を添付してございます。

以上で、議案第１０８号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第１０８号の内容説明を終わります。

次に、議案第１０９号、美里町砥用Ｂ＆Ｇ海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） 議案第１０９号につきまして、ご説明申し上げます。

美里町砥用Ｂ＆Ｇ海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第６項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第３条の規定により、下記のとおり美里町砥用Ｂ＆Ｇ海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称、美里町砥用Ｂ＆Ｇ海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設

指定管理者、所在地、熊本県下益城郡美里町畝野３９２７番地

団体名、美里地域づくりコンソーシアム

代表者、益村廣喜

指定の期間、令和３年４月の１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１２月８日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和３年３月３１日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

別紙にお配りしております議案第１０９号資料をご覧ください。

美里町砥用Ｂ＆Ｇ海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設指定管理候補者の選定審査結果の総括となります。

１に、選定までの経過を記載してございます。

２に、選定対象施設を記載してございます。

３に、申請状況及び選定結果を記載してございます。

４に、採点結果について記載してございます。

５に、当施設の選定審議会に携わられました審議会委員の方々を掲載してございます。

次のページをお開きください。

申請された構成団体の一覧表となります。次のページ以降は、構成団体ごとの法人概要書を添付させていただいております。

以上で、議案第１０９号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第１０９号の内容説明を終わります。

次に、議案第１１０号、美里町総合体育館の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） 議案第１１０号につきまして、ご説明申し上げます。

美里町総合体育館の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第６項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定により、下記のとおり美里町総合体育館の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称、美里町総合体育館

指定管理者、所在地、東京都北区王子３丁目１９番７号

団体名、株式会社サンアメニティ

代表者、代表取締役、吉澤幸夫

指定の期間、令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和２年１２月８日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町総合体育館について、指定管理者による管理運営を行うため、指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

別紙にお配りしております議案第１１０号資料をご覧ください。

美里町総合体育館指定管理候補者の選定審査結果の総括となります。

1 に、選定までの経過を記載してございます。

2 に、選定対象施設を記載してございます。

3 に、申請状況及び選定結果を記載してございます。

4 に、採点結果を記載してございます。

5 に、当施設の選定審議会に携わられました審議会委員の方々を記載してございます。

次のページをお開きください。

このページ以降は、今回申請があった申請者の構成団体一覧表及び法人概要書を添付しております。

以上で、議案第 110 号について説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第 110 号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了をしました。

お諮りします。本日は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会することに決定をしました。

明日 9 日水曜日は、午前 10 時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後 2 時 24 分

第 2 号

1 2 月 9 日 (水)

令和2年第4回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和2年12月9日（水）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(1) 3番 今田政行 議員

(2) 1番 高田美千子 議員

(3) 4番 坂田竜義 議員

(4) 11番 濱田憲治 議員

2. 出席議員（12名）

1番	高田美千子 君	2番	光井博幸 君
3番	今田政行 君	4番	坂田竜義 君
5番	上田孝 君	6番	松永正憲 君
7番	中川政司 君	8番	吉田起登 君
9番	上村則幸 君	10番	福田秀憲 君
11番	濱田憲治 君	12番	吉田美好 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上田泰弘 君	副町長	吉住慎二 君
教 育 長	吉永公力 君	総務課長	宮寄幸仁 君
企画情報課長	渡邊徳晶 君	税務課長	田上和則 君
住 民 課 長	山田輝臣 君	福祉課長	中村武志 君
健康保険課長	松永栄作 君	経済課長	富永英司 君
林務観光課長	高田浩幸 君	建設課長	長井寿浩 君
水道衛生課長	北島浩徳 君	会計課長	池永英治 君
学校教育課長	坂村浩 君	社会教育課長	中川幸生 君

5. 事務局職員出席者

事務局 長	倉田辰実 君	書 記	津田里美子 君
-------	--------	-----	---------

開議 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（吉田美好君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ここで、昨日 8 日に内容説明を行いました、日程第 11、議案第 95 号、令和 2 年度美里町一般会計補正予算（第 14 号）の補正予算書、6 ページの表題につきまして、「第 3 表 地方債補正」と表記すべきところを「第 2 表 地方債補正」と誤って表記されておりますので、宮寄総務課長より訂正の申し出がっております。それで「第 2 表」の部分を「第 3 表」に訂正方をお願いしたいと思います。

今後、執行部におきましては間違いのないようによりしくお願いいたします。

—————○—————

日程第 1 一般質問

○議長（吉田美好君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、西野主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め 60 分以内となっておりますので申し添えます。

3 番、今田政行君の一般質問を行います。

今田政行君。

○3 番（今田政行君） 3 番、今田政行でございます。通告書に従いまして質問を進めてまいります。まず、上田町長におかれましては、先の町長選挙で見事三選を果たされました。心よりお喜びを申し上げ、また今後の 4 年間の舵取りを期待するところでございます。

本日は、子育て支援について、それと住環境整備について、農業振興について、産業連携協議会についてを質問をいたします。

まず、町長は先の選挙時に決意表明において、人口減少問題に触れておられました。人口減少は食い止めることはできないが、減少曲線を少しでもなだらかなカーブにしたい、そのための施策として子育て支援またはインフラ整備、これは上水道の延伸ですけれども、に努力したいという旨の発言がございました。本町でも人口 1 万人を割りまして、10 月末現在で 9,721 名となり、減少の一途をたどっておりますけれども、緑豊かな本町で安心して子育てをしていただくためにいろんな施策を講じてありますが、特出するのが子ども医療費助成制度、第 3 子以降出生祝い金、幼稚園・保育園の給食費の無償化等々であり、県内でもトップクラスの対応をしていると町長も自負されておられるところであります。

そこでお尋ねいたしますが、第 3 子以降出生祝い金制度については、人口増と

いう観点から第3子以降に対し祝い金を支給する目的だと思いますが、この少子化の中にありまして、全ての出生児を対象とするということで、第1子、第2子とも対象にできないものかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 出生児祝い金につきましては、定住人口の増加と若者の定住促進を図るため、第3子以降の出生児に対し祝い金を支給する制度であります。ここ数年の第3子以降の出生祝い金の対象者は、15名前後となっております。ここ数年です。また、第1子、第2子の出生件数は、ここ数年20名前後で推移しております。

ちなみに、美里町としてこの規則を制定した、この祝い金の規則であります。規則を制定した平成16年時点、これは合併のときに新たに美里町として出生祝い金の規則を定めてあります。平成16年時点では、第1子、第2子の出生件数は51名でしたので、16年前と比べますと第1子、第2子の出生数も大きく減少しているというような状況であります。

そのような中、町では美里町人口ビジョンにおいて、2008年から2012年の合計特殊出生率1.56を、2025年には1.69、そして2030年までに1.82を目標といたしておりますので、多子家庭の増加、それから第1子、第2子の出生、こういったことは非常に重要な課題であると考えているところでございます。なお、この規則を制定した当時は、出生祝い金制度を設けている自治体は少なかったと聞いておりますが、現在では多くの自治体がこの第3子以降の出生祝い金制度を設けております。また、少子化のあおりで第1子からを対象にした制度を設けている自治体もございます。

今後、定住の促進、それから少子化対策及び子育て支援につきまして、第1子からの出生祝い金増設も含め、どのような取り組みがその出生率を上げる、そういったことに効果的であるかということを精査をし、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） まあ、いろんな支給要件も出てこようかと思えますけども、この美里町で生まれ育っていく子どもたちは、町の宝であります。次代を担う人材でもありますので、ぜひご検討いただくようよろしくお願いをするところであります。次に、住環境の整備についてお尋ねをいたします。

若者の定住を促進するためには、しっかりとしたインフラ整備が必要であり、町長は上水道の延伸について触れておられます。まさに水は生活する上で欠かすことのできないものであり、ましてや安心して使える水などどこにでもあるというわけ

ではないため、延伸を一つの方法というふうに考えられたというふうに思います。

それと同時に、宅地の整備を行うことにより上水道の効率的な利用ができるのではないかと思い、先般通りすがりに感じましたけども、堅志田地区、堅志田町内、なんていうか、元の繁華街でも宅地または畑地が荒廃しております。放置すればますます進んでしまうのではと思ったところであります。よって、今後、宅地または住宅の整備の計画はお考えでないのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、美里町の簡易水道事業は、佐俣地区まで給水を行っております。なお、給水人口は年々減少傾向にあり、東部地区簡易水道では当初2,800人の計画給水人口でありましたが、現在、給水人口は1,657人、そして西部地区簡易水道におきましては3,520人の計画給水人口に対しまして、現在3,061人となっており、全体では給水人口と現在給水、計画給水人口と現在の給水人口の差は1,602人となっております。この給水人口減少に伴いまして、余剰水量は増加をしております。また、料金収入は減少、利用料の料金収入というものは減少してきている状況です。そのことによりまして、料金の値上げ等もやはり考えていかなければならないというような状態であります。

そこで、既存の東部水道と西部水道をつないで、そして余剰水量を中央地区へ延伸をし、配水できないかということも含めまして、現在調査を行っているところであります。

併せまして、今回水源候補地の試掘予算というものの、試掘予算なども今回の補正予算に提案をさせていただいている状況であります。まずは議員ご質問の住宅団地宅地整備というお話であります。まずは確実な水質、それから水量というものを確保することに全力を注いでまいりたいと考えております。そのあと、議員がおっしゃいますご質問のように、定住住宅地というものをその先に見据えながら考えていきたいと思っております。まずは水道ができるという、その水質、水量をしつかりと確保すること、これに全力を注がせていただきたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 復興団地の改修工事等も計画なされておるみたいですが、まあ景観がすばらしい美里町でインフラを整備し、住環境も良しとして、町長が言われております「選んでもらえるふるさとづくり」をぜひ進めていただきたいと思いますところでございます。

次に、農業振興についてお尋ねをいたします。

本町の主要産業である農業も、従事者の高齢化と後継者不足により規模縮小、または離農で減少の一途を辿っております。それにより荒廃農地が増加し、有害獣の

住みかとなり、有害獣被害の拡大にもつながり、ひいては集落機能の低下まで危惧される状態であります。

しかし一方、生産面においては、今年で3回目となります「美里町米食味コンクール」において、すばらしい食味を皆さん出しておられます。ここにその結果の一覧表がございますけれども、食味値のデータ、スコアといいますけれども、大体65から75ぐらいが基準のスコアというふうになってますけれども、それ以上、一番上は83というような、すばらしいスコアを出されている方もおられますし、また一方、時を同じくしまして、「第4回九州お米食味コンクール」があり、美里からも初めて出品されたかと思えますけれども、沖縄を除く九州各県から1,020の検体の出品がっております。食味値の上位30傑に、この美里から3名も入賞されているということで、これはもう生産者の努力が第一でありますけれども、このように量を食味主体の美里町の水田を荒らさないように、次世代につないでいくには、一刻も早い土地改良事業による農地の区画整備を進めなければならないと考えておるところです。

まあ、そのような中で、町から本年、令和2年の1月6日付けで、土地改良事業土地区画整備による「次期地区意向調査」をされておられます。その調査結果はどのようなになっているかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

次期のほ場整備への取り組みについての意向調査につきましては、令和2年1月6日付けで各嘱託員、嘱託補、区長へ文書を配付いたしまして、2月末の期限までに取り組みたいということで四つの地区から要望が上がってきているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 4地区から要望が上がっているということでございますが、取りこぼしがないように、要望地区との綿密な打ち合わせをしながら進めていただきたいと願うところであります。

また、今後のスケジュールについてとして、事業申請のための準備が進んでおるのか、そのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

事業申請に向けての準備としましては、令和3年度にほ場整備予定地区の各種調査を実施したいというふうに考えております。調査につきましては、熊本県が実施

をします基礎調査と、町が実施をします換地等調整事業を計画をしております。基礎調査では、区域内の用排水路、農道などの現況把握のための調査を行い、換地等調整事業では、区域内の土地の相続関係や現在の営農状況、今後の営農計画などについて調査を行い、事業申請に向けた取り組みを開始したいというふうを考えております。

また、調査を行うにあたって、要望があった4地区につきましてはそれぞれ地元説明会を開催をしており、今後の事業申請に向けたスケジュールなどを説明し、現在地区の代表者の方に事業を実施をする区域の選定、それと地権者の同意徴集を依頼をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） まあ基礎調査を行うにあたり、土地の相続がスムーズに行われているのか、まあ未相続地があれば早急に相続登記が必要かと思えますけども、対象地区への十分な説明、また助言を願うところであります。

次に、ほ場整備の事業メニューについては、中山間地域総合整備事業により事業展開がなされておりますが、この事業に中山間地域集積促進事業を組み合わせることにより、農家負担を補完するということができるため事業に取り組みやすくなったと思っております。

そこで、熊本県独自の事業である中山間地域集積促進事業の継続をお尋ねしても答弁にお困りだろうと思いますが、この事業があるからこそ中山間地域のほ場整備ができると思っております。

そういうことで、県に対しまして事業の要望も含めたところでお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

ほ場整備の補助事業メニューの中で、農地集積状況などに応じて農家負担を軽減するために、国の促進制度、交付金制度がございますが、中山間地域総合整備事業は国の促進事業に該当しないということで、中山間地域の農業を守り、維持していくための基盤整備や農地集積の推進には、県独自の促進制度が必要であるということから、平成27年度より中山間総合整備事業のほ場整備の農家負担の補助に限定をした事業として、中山間地域集積促進事業が創設をされております。

促進事業の継続はあるのかというご質問でございますが、県独自の事業であるため、継続について町が判断をするということは難しい点がございますが、事業費の負担の割合としましては、県が50%、それと町が50%を負担をして事業を実施

をしておりますので、今後も事業が継続できるよう熊本県にも要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） ぜひそのようなところを調査しながら、今後もよりよいほ場整備ができていくように願うところであります。

次に、ほ場整備について、現在、全てほ場の中山間地域総合整備事業で対応されておられますけれども、他の事業では取り組めないかというお尋ねでございますが、何もこの事業に対して疑問を持っているわけではありません。あまりにも時間がかかり、完成まで10年近くの時間を要するということでもありますので、言えば、俺たちは生きとっどかとか、俺たちは仕事でくっどかという話をよく聞きます。他の事業で取り組んでも、2、3年でできるとは思いませんけれども、もう少し時間短縮はできないものかと思うところでありますが、そのところをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

ほ場整備を実施をする場合、国の補助事業のメニューとしましては、中山間地域総合整備事業を含め複数の事業メニューがございます。それぞれの事業メニューで農家の負担割合や補助の要件が異なっており、美里町におきましては、合併前の平成12年度の中山間地域総合整備事業への取り組み開始から、ほ場整備の実施につきましては、中山間地域総合整備事業で取り組んできているところでございます。

ほかの事業では取り組めないのかというご質問でございますが、補助事業のメニューの中では、農家負担割合が一番低いことに加えまして、担い手への農地の集積が認定農業者に限定をされていないなど、農家負担軽減のための促進事業への取り組みやすさなどを考慮をして、中山間地域の特化した事業である中山間地域総合整備事業で今まで取り組んできているところでございます。今後、新しい事業などでよりよい事業がありましたら、柔軟に対応していきたいというふうに考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 今後また新しい事業メニューあたりも出てくるかと思います。

よりよい事業において、今後の整備事業が進めていかれるように願うところでもあります。

次に、産業連携協議会についてお尋ねをいたします。

美里町産業連携協議会では、平成28年度に町内の農業、商業、工業、観光業に

携わる関係団体により設立され、地方創生推進交付金対象事業として様々な方が関わり合いながら、地域の活性化に取り組んでこられましたが、このたび産業連携協議会が自立した組織となるため、新組織設立準備会を発足され事前に調査、県と調整を行いながら、新組織設立の実現を目指すとなっておりますが、新組織設立準備会の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

議員からお話のありましたとおり、産業連携協議会は平成28年に発足し、町内の農業、商業、工業、観光業等に携わる事業者や個人の方にご参加いただき、町が事務局となり地域活性化に取り組んでいるところです。

この産業連携協議会の活動に関する経費につきましては、昨年度まで国の地方創生交付金を活用してまいりましたが、今年度を初年度とした3年間につきましても、国の地方創生交付金が交付される計画となっております。この、今年度からの地方創生交付金は、これまでの産業連携協議会の取り組みを継続して実施する新たな自立した組織を設立することを目的としまして、3年間合計で約1,000万円が交付される計画となっております。町としましては、この地方創生交付金を活用し、今年度からの3年間で産業連携協議会を発展させた新しい組織を立ち上げ、将来的にはこの新しい組織が主体となって、町のPRや産業活性化、観光客誘致活動など実施し、自立していくことを目指しています。この新しい組織を立ち上げるため、産業連携協議会の部会長の皆様に加え、町議会からもご参加をいただき、本年の9月23日に新組織設立準備会を立ち上げ、同日に第1回会議を開催いたしました。その後、10月27日には同様の組織立ち上げにおいて一定の成果を上げているSMO南小国という南小国のまちづくりを担う団体に行き、先進地の事例を学びました。今後、新しい組織を立ち上げるには、これまで町内で地域づくりや観光事業をされてきた人材を活用することが必要となります。町としましては、そのような人材が活躍しやすい環境や、新たな人材が育つ環境をつくっていかねばならないと考えております。今年度は、南小国以外の先進地研修も実施し、組織立ち上げに向けたノウハウを学び、先進地のいいところは取り入れつつも、美里町の地域特性や実情を踏まえた美里町独自の組織とはどういうものを新組織設立準備会でしっかり検討していただき、新しい組織の立ち上げに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） ただいま、また今年度より地方創生推進交付金の対象になるというお話でございましたけれども、これは観光誘客連携による地域活性化事業とで

取り組むということでございますでしょうか。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

今年度から3年間の交付金につきましては、これまでやってきた取り組みと併せてですね、新しく組織を立ち上げる、これを目的とした交付金というふうになっておりますので、これまでののにプラスしてということになります。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） はい。また4部会の観光、商品、民泊、情報発信部会におかれましても、それぞれの役割を担いながら、美里町の活性化のために活動をいただいておりますと思いますが、現在の活動状況についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

産業連携協議会には、商品部会、観光部会、民泊部会、情報発信部会の4部会を設置しておりますが、それぞれの活動状況についてご説明いたします。

まず、商品部会では、栽培から取り組んできたスベリヒユを加工したスベリヒユそうめんの商品化が実現しています。スベリヒユそうめんについては、物産館ほたる、佐俣の湯などの町内販路の確保や、佐俣の湯レストランでの提供体制の構築など、産業連携協議会員の連携により実現したものと考えております。

次に、観光部会では、美里町の観光ニーズ調査を実施し、新型コロナウイルス感染症に対応した観光コンテンツを創出し、今後の観光戦略策定のためのデータとするとともに、石段、石橋、名所旧跡、緑川ダム、フットパス等の観光ガイドの育成や、自宅の縁側を休憩所として提供する縁側カフェの取り組みを進めています。また、旅行業セミナーを開催し、観光人材の育成を図っています。

次に、民泊部会では、民泊施設の開業に向けた支援体制の構築を図り、将来的に宿泊業組合のような業務を担う組織となるよう下地づくりを行っております。

最後に、情報発信部会は、このような各部会の活動をInstagramやフェイスブックなどのSNSや、広報みさとなどに掲載することにより、町内外に広く知ってもらうための活動を行っています。また、Instagramを使ったフォトコンテストなど、コロナ禍の状況においても皆さんが参加できるようなキャンペーンを実施しております。

町としましては今後も産業連携協議会と一体となって、美里町の産業活性化に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 町の観光資源、あるいは農業資源、または特産品等々を結びつけて情報発信をすることによりまして、美里町に興味を持っていただき、ひいては来ていただく、体験していただくことが大事であります。今後の産業連携協議会のご活躍を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、今田政行君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開を10時40分とします。

-----○-----

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、1番、高田美千子君の一般質問を行います。

高田美千子君。

○1番（高田美千子君） 議長。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 1番、高田美千子でございます。通告に従いまして、一般質問を進めてまいります。

1、これからのまちづくりについて。2、感染症をめぐる対策について。3、人口減少対策について。4、砥用東部地区のまちづくりについて。5、美里町史の編纂について。以上の点について、質問を順次進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、令和2年も残すところあとわずかになりましたが、今年は新型コロナのために世界中が大変な状況になっております。国内におきましても感染拡大の第3波によりまして、毎日感染者数が増え続け、私たちの当たり前の生活が奪われてしまっております。美里町では幸いに感染者もなく推移しておりまして、それでもやはり私たちは一人一人毎日不安を抱えて生活をしております。

そんな中、美里町の町長選挙が実施されまして、11月17日に無投票によりまして上田町長が3度目の当選を果たされました。社会全体が混迷する中で、課題山積の美里町の舵取りを引き続き担っていただきますことに敬意を表したいと思っております。

人口減少時代を迎えて、それでも持続可能な美里町であるために、これからのまちづくりについて、町長ご自身の抱負と理念をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 日本全体で見ましても、現在人口減少が続いている中で、特に地方の自治体では加速度的に人口減少が進んでおり、大きな課題であると捉えております。そして、東京や都市部への人口集中はまだまだ今後も続くと思います。そのような中、国はこのコロナ禍での生活様式の見直しによる田舎暮らしの良さというものを推奨をされております。これは、ネット環境さえあればWeb会議、あるいはリモートワークということで仕事ができるということ、そしてまた自然豊かで人口密集度合いが低いこと、そういったことが念頭にあって、田舎暮らしがいいですよというふうな推奨をされております。とは申しましても、そう簡単に都会からですね、田舎に住まいの転換がどんどんどんどん進むかといったらそうではありませんし、急に地方の人口が増加するということなことは現実的には非常に難しいものがあるというふうに考えます。現に、美里町におきましても急速に現在人口が減少しているというふうな状況であります。

しかし、私たちが住んでいますこの美里町、私はまだまだ本当にたくさんの可能性を秘めているというふうに考えております。例えば、一つの例を挙げてみますと、この中央庁舎、この中央庁舎に私は普段執務をしておりますけれども、県庁辺りからお客さんがお越しになると、大体、一様にこんなに近いんですかということで、非常に早く着かれるというようなことがあります。大体この中央庁舎からですと、県庁までは35分程度だと思います。そしてそのそこからこの中央庁舎から砥用庁舎までは大体15分、そして砥用庁舎から10分ぐらいのところに東部出張所というふうな、そういう町の面積であります、立地であります。逆に言い換えますと、美里町からおおよそ1時間程度ですと、その範囲内に、例えば熊本市内、繁華街であったり、工業団地であったり、ショッピングモールであったりというものがあるということです。しかも非常にこの美里町は自然が豊かで、そしてまだまだ宅地も安い、土地もたくさんありますし安いというふうな状況です。これだけのポテンシャルを備えている町というものは、私はそうそうはないと思います。繰り返しますが、1時間以内でいろんなことができる。通勤もできるし買い物にも行ける、いろんな娯楽もできるというふうなそういったところ、しかもそれでありながら、自然が豊かである。そういった、こういった可能性というものを秘めた町っていうのはそうそうないと思います。

また、子育ての分野であったり、高齢者の福祉分野の施策というものも非常に充実をしているというふうに考えております。そのような美里町の強み、あるいは魅力というものを、今後さらに発信をしていかなければ、やはり伝わらないと思います。こんなにいいところに、こんなにいろんな施策を充実しているんだということ

をやはり発信をしていくこと。そうすることによって、またいろんな人に興味を持ってもらいたいというふうに考えております。

これから先、純粋に宅地としてこの美里町に住まれる方もいらっしゃると思いますし、自然との共生、やっぱり私は都会から移り住むのであれば、こういう自然の中がいいんだということで、自然との共生、そういったことに重きを置いて選ばれる、そういう地域もこの町内においても出てくるというふうに考えております。そのようなニーズにしっかりと応えていける、その地域その地域の良さをさらに伸ばしていくことによって、この人口減少のスピードというものを少しでも緩やかにし、そして町民の皆さんが誇りを持てるような、選ばれる美里町というものを築いていきたいと考えておりますので、どうぞ今後ともご理解、それからご協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 行政、議会、それから地域の方々、みんなが今の美里町の現状を理解して、そして共に力を合わせてこそ、小さくてもきらりと光る私たちの美里町そして、上田町長が今おっしゃいました理念とされます「選ばれる美里町」になっていくのではないかと思います。大変な時代ですが、これからの4カ年に大いに期待するところです。

次に、感染症をめぐる対策について、2点質問いたします。

1点目です。町は感染症対策本部を設置されて以降、様々な対策を実施されており、中でも子どもたちの感染予防については細かな配慮をいただいております。しかし、夏と違いまして冬場になりますと、3密対策が難しくなっております。

そこで、各小中学校における冬場の感染予防対策として、どのような工夫をされていますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 新型コロナウイルスは、また感染者が県内でも増えてきているということで非常に心配をしているところです。

今、お尋ねのあった感染症対策についてですけれども、基本的にはこれまで行ってきた予防対策を、学校でも、家庭においてももちろん教諭も含めて行っていくと、徹底して行っていくということが基本的な対策です。

今、お尋ねのあった冬場はということですが、話には学校のほうから伺っておりましたけれども、つい先日、実際学校に行ってどういう状況なのかっていうのを視察をしてみました。その結果ですけれども、寒いので室内は空調を入れてありますが、空調を入れながら窓は対角線に開けてあります。廊下の窓も開けてあり

ました。ですから、常に外気と空気が入れ替わっているという状況です。空調は少し高めにしないと寒いので、若干冬場は燃料代といいますか、光熱費が上がるかもしれませんが、子どもたちの健康を保つためには必要なことだろうというふうに思ったところです。

それから、部屋の中にはですね、学校によって若干違いますけども、加湿器付きの空気清浄機を各教室に整備してフル稼働してありました。そして、休み時間あたりを利用してですね、お茶部会からお茶をいただきましたので、それを子どもたちのうがいに利用するという取り組みをしている学校もございます。さらに、県のほうからSSS、スクールサポートスタッフと申しまして、校舎内外のですね消毒をずっと専門にしていくようなスタッフを配置をいただいております。全ての学校に、毎日ではありませんけど行くようになっておりますので、その方が数時間かけて学校の中を徹底的に消毒して回るという作業をしていただいているところです。そういうことを実際やっていけばですね、冬場に心配されるインフルエンザの対策にも同時になるんじゃないかなというふうに考えております。心配されますけども、そういったことを徹底的に行いながら、冬場を乗り切りたいというふうに考えているところです。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 美里の子どもたちがコロナ禍から免れまして、元気に学校生活を過ごしてくれることが私たちみんなの願いです。今後とも十分な対策をよろしくお願いしたいと思います。

2点目の質問です。報道を見ておりますと、学生たちのコロナ禍による厳しい状況が伝えられております。授業はオンライン、そしてアルバイトなどもなくなって、親元に帰省する生徒さん、学生や、就職の内定取り消しなど、不安や悩みを抱えた学生が大変多いと聞いております。国とか県もコロナ禍の学生のために経済的支援策を打ち出しておりますが、美里町では現在、高校生への奨学金貸与はありますが、専門学校生や大学生への対応は今のところなされておられません。

そこで、可能かどうかわかりませんが、例えば、臨時的に奨学金を貸し付けるなどということはできないものかなと考えてみました。コロナ禍の中で経済的な負担を背負いながらも、学びを頑張っている学生たちへの経済的な支援について、町の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃるその気持ちというのは、非常によくわかります。そういった中で、現在国におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、アルバイトの収入が減った学生、あるいは保護者の世帯の収入が減少

した高校生であったり、専門学校生、大学生を対象に、緊急対応措置として学生支援緊急給付金、あるいは緊急特別無利子貸与型の奨学金、緊急授業料等の減免、あるいは高等教育の就学支援新制度などの緊急対応措置というものが、これは国において行われております。先ほどご質問でもありましたが、経済的支援、実はこれも町においても検討をさせていただきました。学生、町外で家を借りて、部屋を借りて就学をしている学生、この学生に家賃の補助と、そういったものをできないかということですね、検討をしたこともあります。しかしながら、これはやっぱり保護者世帯の所得の制限であったり、あるいは、例えば東京、それから地方といえますと非常にやっぱり物価の問題というものも考えなければならないということで、片や非常に高いアパート代を出している、片や非常に安い、安いといいますが、それよりも低い値段のアパート代、いろんな差があるものですから、非常にいろんな課題がありまして、現在のところまだ実施には至っていないというような状況であります。また、これご質問の町独自の高校生までの奨学金制度ということ、この拡充に関しまして、これは臨時的にとりますと、その貸し付ける期間であったり、じゃあどの日をもって貸し付けを終了するのか、いつから貸し付けを始めて、いつから貸し付けを終了して、そして返済の期間は、例えば臨時的でありますと4年間例えば大学に行っている方で、そのうちの半年とか、1年しか通わなかった、じゃあそういう方がどこの段階から返済をお願いするのかとか、そういった非常に詰めといいますか、非常に論点を整理する必要がございます、現在のところまだその臨時的な奨学金というのは出せていない、そこまでたどり着いていないというような状況であります。ただ、これは今、熊本県内45の市町村のうちで34の市町村が既に大学、それから専門学校への奨学金の支給というものを県内の8割の自治体が行っているということでもあります。そういうことを考えますと、コロナ禍であるなしに係わらず、これは今後考えていかなければいけないことだというふうに感じるところです。

まずは、先ほども申しましたが、既に国の緊急対応というものがなされております。そういったこういう対応がありますよ、こういう制度がありますよということですね、しっかりと周知をさせていただきたいと思います。ですので、現在のところ臨時的な奨学金制度というのは、非常に難しい状況であるということでもあります。

○1番（高田美千子君） ありがとうございます。町では、先ごろ美里出身の学生への支援策としまして、町の特産品として。

○議長（吉田美好君） ちょっと議長を通してください。

○1番（高田美千子君） 議長。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 失礼しました。

町では、先ごろ美里出身の学生たちの支援策として、町の特産品を届けられましたが、そのことは大いに学生たちの励ましになったことと思います。制度の枠とか原資となる資金などの課題がございますので、簡単に実現できることではないというのはわかっておりますけれども、美里の子どもたちの学びの継続を支援していただくことは、人材育成にもつながることだと思っておりますので、意義あることだろうと思ひまして、そしてまた彼らの郷土への思いもさらに強くなるのではないかなという思いから質問をさせていただきました。

次に、人口減少対策についてお尋ねをいたします。

まず1点目です。ご存じのように、美里町の人口は、先ほど今田議員からもお話がありましたが10月末現在で9,721人、そして高齢化率を申し上げますと約45%、県内3番目の高さとなっております。町の人口を増やす対策が本当に急がれる現状でございます。特に、若い人たちに住んでもらいたいというみんなの願いをよく耳にしております。現在、町には空き家バンクによる移住者対策がありますが、もっと若い人たちの心をつかむような思い切った創意工夫で、選ばれる美里町にしなければ、人口増は望めないと思います。

そこで、若者の好みに合う魅力ある住まいを準備することで、美里町に住んで町内の職場に通いたい、また町外の職場にも美里町から通勤したいという若者が出てきて欲しいと願うところです。ほかの町にはないデザイン性の高い若者定住住宅の構想など持っておられるかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

現在、改修を行っております中央庁舎復興団地、くすのき平復興団地につきましては、若者定住住宅の構想ではありませんけれども、内部の改修等、二部屋を合築し、間取りの変更を行っているところです。また、建て替え時期がきております中央地区の町営住宅につきましては、公営住宅に係るPFI導入推進事業を活用し、今後の人口の動向を踏まえた将来の公営住宅のあり方を検討しているところです。特に子育て世代をターゲットとする若者定住向けの住宅を構想に入れた検討を行い、それと併せて福祉施設、子育て支援施設等の利便性の高い公営住宅を目指して検討を重ねているところです。

なお、今後は公営住宅長寿命化計画の第一期が令和4年までとなっておりますので、令和4年度に第二期の計画を見直すこととしており、その中に今回の公営住宅に係るPFI導入推進事業の検討を盛り込み、若者の定住促進を進める計画を検討

し、今後の事業計画を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 今回のコロナ禍によりまして、やっぱり住むなら田舎がよかね、田舎のほうが安全で住みやすかねとか、そういった田園回帰といいますかそういう声や、いざというときは自給自足ができる農家の力を見直すような、そういった声が最近よく聞かれるようになりました。今、長井課長のお返事にありましたPFI導入の新しい考え方で、住宅政策にもこれから取り組まれることを検討されているということでございますので、その計画がスムーズに進捗しまして、ぜひその成果に期待をしたいと思うところでございます。

2点目です。現在町内の空き家は約300戸以上あるとも言われております。空き家の増加を予防する早急な手立てが必要であろうと思います。もちろん大切な個人の財産ではありますが、住む人がいなくなりますと廃屋となって朽ちていくしかありません。私たちの身の回りにも、たくさんそういう光景が見られます。誰も家を守ってくれる人がいない場合、例えばお元気なうちに、住んでいらっしゃる方がお元気なうちに、将来空き家となる住宅の活用とか管理を公的に依頼できる仕組みみたいなものが何とか工夫できないかなというようなことを考えておりますけれども、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

現在、町が空き家対策として取り組んでおりますのは空き家バンクでございます。これは、町内において住む人がいらっしゃらなくなった住宅等のですね、利活用を望むその所有者が、その物件を空き家バンクにまず登録をされて、一方、美里町内に住みたいと思っている方がこの登録された空き家バンクに登録された物件の中から、ご自分のですね望むようなところがあれば、探して気に入ったものがあれば、町を通じてですね、その所有者と利用したい方のマッチングを行うという仕組みでございまして、全国でも多くの自治体が行っている手法でございます。

空き家は人口減少に伴い増加の一途をたどっておりまして、全国的な問題になっておりますが、議員もお話がありましたとおり、住宅等はですね個人の財産になりますので、なかなか公的に手段によって手を加えるということが難しいのも現状でございます。それでも住宅の所有者が元気なうちに、ご自身の将来的な住宅の管理について考え、早めに手を打っていただくことができれば空き家の発生を抑えることにつながると期待できます。抜本的な解決策をご提示するのは難しいですが、住宅を所有する町民の皆様に対し、将来的な住宅の管理について考えていただ

けるよう啓発を行い、将来的な住宅の管理についてのご相談を受けるなど、町としましては空き家の発生を未然に防止する取り組みについて、実施できることをしっかり今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ありがとうございました。空き家対策は私たち一人一人が身近な問題として考えなければいけないことですので、ぜひこれからも町の新しい取り組みを期待するところです。

次に、砥用東部地区のまちづくりについてお尋ねをいたします。

美里町の中でも砥用東部地区は人口減少が進んでおり、高齢化率が高い地域です。限界集落の増加も懸念されます。それから、子どもたちにとっては本当にすばらしい教育環境にある励徳小学校も、年々児童数が減ってきております。また、日用品のお店も近隣になくて、高齢者にとっては暮らしづらい環境になっております。しかし、緑川ダムを中心にした景観はすばらしく、町にとっても財産と言える豊かな自然環境です。

そんな砥用東部地区のこれからのまちづくりについて、どのような構想を持っておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 砥用東部地区は、美里町内の中でも特に少子高齢化の進んでいる地域であります。自然豊かな環境で、健康に暮らすにはとてもいい場所です。高齢になっても元気な方が多い地域だというふうに感じております。そのような地域だからこそ、今年度からの新たな取り組みとして、eスポーツでいい里づくり事業を水上迫地区、三本松地区、励徳小学校で開始したところでございます。この事業は高齢者の認知症予防、これからのデジタル化社会に活躍できる人材の育成、世代間交流を促進し、地域コミュニティの維持、活性化につなげるという目的で実施しておりますので、ぜひ今後も多くの方に参加をしていただきたいと思います。

また、砥用東部地域は農林業を主な産業といたしておりますが、農地の耕作放棄地や優良農地の利活用というものが課題の一つであるというふうに認識をしております。この状況に対応するため、総合交流施設として地元の農産物直売ができる物産館、そして加工所、そしてレストランを有する東部地区活性化施設と町役場東部出張所を同じ敷地に建設をし、東部地区のまちづくりの拠点として考えているところであります。東部地区活性化施設が担う暮らしの面、経済面及び観光、交流の面で果たす役割などを見極めながら、引き続き砥用東部地域の振興に資する施設とし

て利活用を推進してまいりたいと考えております。

ですので、先ほどご質問がありました、例えば生活日用品が手に入るところがない、あるいはいろんなところに出かけるのも不便であるというようなことを、今後一つの課題としてしっかり今後も捉えながら、そういう課題解決に向けてぜひこの東部地区活性化施設をさらに利便性がいよいように考えていきたいというふうに思っています。

また、現在高田議員も取り組まれておりますが、ローゼルの栽培、これも大変意義深いものだというふうに感じております。やっぱり、やはりそのような頑張りというものが地域をけん引をし、活性化していくのだろうというふうに感じます。

私は高齢者の皆様は、地域で元気に長生きをしていただきたい。子育て世帯は地域に残って、この自然豊かな地域で子どもを育てていただきたいというふうに願っております。この地域の良さを生かして、これからの時代を支える世代がずっとこの地域で生活してくれるような取り組みについて、地域の皆様のお話も聞きながら、一緒になって考えてまいりたいと思います。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） はい。今、コロナ禍の社会におきましては、私たちの暮らしとか様々な価値観が随分変わりつつあります。ですから、東部地区の不便さとか辺ぴさとか、そういった本当に田舎らしさといえますか、そういったことがこれからもっと尊重される時代がやってくるかもしれません。町としてもいろんな取り組みをしていただいて、東部地区のこの豊かな環境を守って、次の世代につなげていけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、美里町史の編纂についてお尋ねをいたします。

町の文化や歴史を守り、未来に継承するためには記録が必要です。砥用町と中央町が合併して美里町になりまして、早くも16年の歴史が刻まれました。それぞれの町の歴史を記したのが町史です。中央町史は昭和59年編纂、砥用町史は昭和39年編纂となっております。両町史とも編纂から長い年月が経っておりまして、また編纂には何年もの歳月を要したとも聞いております。当時から考えますと、現在の社会の変貌というものはますますスピードアップをしております。そろそろそういった町の変貌、歴史を書き記すといえますか、時代に残すという美里町史の編纂についても検討していただける、検討が必要な時期が来ているのではないかなというふうに考えております。その点、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） はい、今お尋ねのあった美里町史の件ですけども、説明がありましたように、それぞれの町史ができてからおおよそ50年という月日が経って

おります。それぞれの町史を私も何度も見てきましたけれども、作り方が若干違うという内容になっております。ただ、美里町ができてから16年、町史のことも考えていくような時期になってきているんだろうなということは考えておるところです。

そういったことで、近隣の市町村は町史についてどうされているのかなということで確認をしました。一番近いところで甲佐町ですけども、平成19年から25年までの6年間かけてつくられておりまして、総事業費は人件費を含めておおよそ3,800万円かかったということを聞いております。それから、宇城地区の宇土市ですけども、もう少し古くてですね、平成4年から平成21年まで実に17年間かけて、7巻、7巻つくられております。総事業費が人件費を含めて約4億円と。これはその7巻のうち、希望者には販売もされているというようなことも聞いているところです。それから、もう一つですけど、上天草市ですが、平成27年から編纂をスタートされまして、まだできていないようですけど、令和4年までの計画で、総事業費が2,000万から3,000万というようなことを聞いております。

そういったことを相対的に考えますと、もしつくるなら、期間は5年から10年ぐらいを見通さなければいけませんし、事業費は作成部数とか写真をどれくらい入れるかで違いますけど、3,000万から8,000万ぐらいかかるんじゃないかなというふうなイメージを持っているところです。

ということで、結論になりますけども、もしつくとすれば、地元の有識者の方であるとか、文化財保護員さんがいらっしゃいますので、そういった関係する皆様のご意見を聞きながら、これから検討を進めてまいりたいというふうに思います。何分予算が伴うものです。あと時間もかかるものですから、しっかり考えて前に進みたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） はい、ありがとうございます。思いだけではなかなか物事は叶いません。ですけど、やっぱり思いがあるところにまた新しいことも生まれてくると思いますので、ぜひ十分な検討をしていただいて、対策を講じていただきたいと思います。

私たちは今、本当に予測がつかない困難な時代をみんな一緒に、共に生きております。行政と議会と地域みんなが協力し合って、住みやすい美里町、選ばれる美里町を築いていけたらいいなという願いをもって、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、高田美千子君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。再開を1時00分といたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、4 番、坂田竜義君の一般質問を行います。

坂田竜義君。

○4 番（坂田竜義君） 4 番、坂田竜義でございます。通告に従いまして、今回は 5 点にわたりまして質問をいたします。

1 点目は、この先 4 年間の公約はどうか。2 点目は、大規模災害における要配慮者避難計画について。3 点目は、プレミアム商品券さくら・もみじについて。4 点目は、子どもの体力低下対策について。5 点目は、空き家対策とサテライトオフィスの誘致について。順次質問を行います。

1 点目の、この先 4 年間の公約はどうかということで、今度 3 期目の町政に入られたわけでございますけれども、この、一応熊日紙上とか宇城新聞には一部取り上げてございましたが、この公約、何を重点にこの 4 年取り組んでいかれるのかですね、その点をまずお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今回、私は「選ばれるふるさとを目指して」という文言を掲げ選挙に臨みました。これは、選ばれる町、安心して住み続けられる町という思いで設定した文言です。安心して住み続けられる町をつくるには、現在行っております子育てや教育施策、高齢者福祉施策を今以上に充実させるとともに、町民の皆様のご意見に耳を傾け、そのときに何が必要かを判断しながら、美里町の魅力を磨いていく必要があると考えております。

なお、今回の選挙で公約として掲げさせていただきましたのは、中央北地区における町営水道の整備であります。現在、美里町は急速に人口が減少をしております。この人口減少の速度を緩やかにするためには、宅地としての問い合わせが多い中央北地区の水道を整備し、移住、定住における課題をクリアする必要があると考えております。引き合いが多い地区の生活インフラを整備することによって家が建ちます。ひいては、人口減少のスピードを落とすことができると考えます。もちろん先ほど述べましたように、様々な施策の充実や空き家の活用なども模索しながら、緑豊かなこの美里町の魅力をさらに高めていく、そういったことも並行して行います。

いずれにしても、この人口減少問題、何とか食い止めるといえますか、この

減少するスピードを緩やかにしていくということを念頭に、これから頑張っていきたいと考えております。そうすることで、そういうことを総合的にやることで、選ばれるふるさと、選ばれる美里町をつくっていける、そういう町を目指していきたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 熊日紙上におきましてはですね、この一つは、高齢者が生きがいをもって安心して住み続けられる町ということで、eスポーツの関係。それから美里バスの関係ですね。と、中央北地区の上水道整備、こういうことが熊日紙上では語られておりました。宇城新聞におきましては、中学校の統合問題、町営水道もですが、ソサエティ5.0、SDGs、こういったところが一応新聞記事としてはですね、出ていたわけでございます。

この、先ほどまあ総括的な部分で言われましたが、具体的にそういう美里バスの関係だとか、あるいはこのソサエティ5.0、SDGsって非常に抽象的にですねありますが、この点のどういう点を重点にされていくのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 確かに抽象的な言葉ではあると思います。ただ、その一つの取り組みといたしまして、今後デジタル化、どんどん進んでくると思います。そういったことに対しましては、現在、eスポーツを活用することによりまして、これからの人材の育成、それから高齢者の皆様にも少しでもそのデジタル化に向けた対応といたしますか、慣れていただく、そういうことも引き続き頑張っていきたいと思っておりますし、SDGsに関しましては、いろんな今自治体で、持続可能な開発目標を掲げまして、いろんな施策をされております。まだまだ美里町におきましては、具体的にその持続可能な開発目標における目的、目標というものは、そういう取り組みというものはまだ出てきておりません。今後はそういったことも念頭に、いろんな施策を展開していかなければいけないと考えているところであります。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） この美里バスの関係については、いろいろまだ課題が残っております。随分当初と比較いたしますと、随分改善されてきただろうとは思いますが、まだやっぱりまだまだ課題が残っているように思います。

一方では、この荒尾市でしたかね、AIを活用したそのう乗り合いタクシーの活用とかが進んでおります。将来的にそういうバス以外の、そういう高齢者あるいは、いわゆる動く手段を持たない方、そういった方に対する助力というか、助成措置として、そういうAIを活用した乗り合いタクシーといたしますか、そういったものの考えはありませんでしょうか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これは今まで議員からもいろいろとご意見、あるいはご指摘をいただいて、美里バス、もっともっといろんな人に使ってもらえないかという話。それから、やっぱりどうしても使い勝手が悪いといいますか、すぐすぐ使えないというようなお話もいただいているところです。今、提案いただきましたその荒尾市が行っているA Iの乗り合いタクシー、勉強をさせていただいて、そしてこの、とにかく高齢者の皆さんも安心して生活ができる美里町をつくっていくために、例えば今、美里バスを運行させているわけですが、それでは足りないという部分があれば、そういったことも考えていく必要はあるというふうに思います。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） えっと、宇城新聞の中ではこの中学校の統合問題も一応掲げてございました。結局、これは26年ごろから約3年ぐらいかけまして、いろんな議論の結果、一定の結論が出たわけですが、結果として反対署名等も動きがあって、中断しているというような状況でございますが、この中学校のいわゆる審議会が長年、時間をかけて議論の末、答申がでておりますけれども、この結論というのは、もうこれ白紙に戻ったんでしょうか。この捉え方、現時点では白紙に戻ったのか、生きておるのかどちらでしょうかね。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 統合審議会において、結論、砥用中学校に統合するというような当時結論を出していただきました。で、その答申を受けまして、こちらとしてもそれぞれの地区で説明会等を行ったところでございます。そして、最終的にアンケート調査とかも行った結果、まだ子どもたちの中にも不安があると。またそれぞれの保護者の方々の考えもそれぞれにやはり違うというようなことがありましたので、現在、棚上げをしているといいますか、まだ延長をしているというような状況であります。しかしながら、これ非常にやはりどっちだという話になったとき、これからもいろんなご意見があるものと思っております。そういった意味では、まだ白紙に戻すということまではいっておりませんが、そのときの判断としては、統合するという決断を下さなかったということでございます。今それぞれの学校間での共同の取り組みというものを、いろんな場面場面で展開をしております。おそらくこれから子どもたちがさらにそれぞれの学校の垣根を超えて仲良くなったり、保護者の皆さんもそれぞれに付き合いが深くなっていったり、そういったことが考えられます。やはりそういったときに、私は保護者、あるいは子どもたち、そして地域の皆さんからある程度の納得を得て、やはりそういう統合というようなものは進めなければいけないと、当時、そのときにはそう感じて、そういう判断をさせて

いただいたところであります。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） まあ中学校統合が先行しましたけれども、中学校の2校のうちどちらかの一方を新校の拠点にするということだったのでですね。例えば、そのう全く今現在2校がある場所以外のところに決めてしたらまた違ったかなとも思いますし、そのあたり、住民の気持ちというのはよくわかりませんが、ただ結局山江村のICTの教育も、当時の校長が教育長になられて、10年構想でずっと今のように他県からも移住者が出るようにこう定着してきているわけですね。ですから人口ビジョンでもありますように、結局40年後はもうスピードをなだらかにしますよというのはそのとおりなんです、結局なだらかにしても、40年後は4,000人台になるというような見通しですよ、今のところ。ですから、当然それに人口が4,000人台になれば、児童生徒もそれに応じてものすごく減ってくる。今でも中学校は2校合わせても200人をもう切るような状況だと思います。ですからいずれにしても、将来的に、一つは私たちは玄海町も見に行きましたけれども、そういう小中一貫校か、あるいは義務教育学校か、そういった、5年とか10年とか、ある程度長期のスパンで、ある程度構想を練り直すのか、今の審議会が出た答申はあくまでもただ一時棚上げしただけで、今後きちんとそれを実現していくのか。あるいは新たにまた構想を練り直してですね、そういう義務教育学校だとか小中一貫校だとか、そういったことも含めて、場所も含めてですね、考え直すとかそういったことでないとなかなか前に進まないのかなと。ただ、統合ありきではいけないと思いますし、ただ、今の結論として、今の小規模校のまま、将来的にも30人になろうが20人になろうが、小規模校のままで行くんですよというのは一つの結論でいいですよ。今励徳小学校もICT教育が先行して、非常に今注目を集めておりますし、ほかの学校でも一人1台のタブレットを持って、非常に取り組みが先進的な取り組みになっております。電子黒板だとかいろんな機器が揃って、そういうことになっております。ですから、そのあたりも基本的にもう少しもう一回練り直すようなことも必要じゃないかと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） おっしゃいますように、非常にこのIT、デジタル化がどんどん進んでいるということ。それから今度のコロナ禍で、言い方がふさわしいかわかりませんが、ただ多ければいいというのがいいのかということも非常に見直されてきているような状況であります。そういった意味では、やはり一番最初に、とにかくたくさん集めないと競争力が少ないんじゃないかとか、人と人とのコミュニケーションが取れなくなるんじゃないかとかいうような、いろんな心配事もあり

ましたけども、やはり少しずつやはり時代というものが変わってきているんだというふうに思います。ですので、今そういうご指摘がありましたけれども、そういったことも含めて今後は検討させていただきます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、非常に大きな課題でありますし、簡単に結論が出るような課題でもないと思いますけれど、ただ、やっぱりある程度、長期のスパンで捉えていかないとなかなかやっぱり難しいかなと思います。例えば義務教育学校をつくるにしても、やっぱり一定の広さとかバランス、一番適地というか、それもきちんとしたところを探さなきゃいけませんけれども、非常に課題は多いけれども、いずれかの方向はやっぱり、方向付けをしていかなければ、なかなか難しいかなとこのように思いますので、ぜひそういうことで検討をしていただきたいと思います。

続きまして、大規模災害における要配慮者避難計画についてお尋ねをいたします。

この前、熊日記事でずっと球磨村の千寿園の悲劇ということで、2020年10月17日から23日まで、7回にわたって連載記事が出されました。ずっと私も3回ほど今繰り返し読んでおりまして、非常にこれはもう悲惨な状況で14人が亡くなる、70人の収容者のうち14人が亡くなられたという、非常に痛ましい惨事でした。宿直には消防のOBがおられたということでございますけれども、まずもってこの球磨村の千寿園の被害を受けて、人吉球磨地域全体の豪雨災害の教訓をどう受け止めておるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 7月の県南豪雨におきましては、想定を超える雨量と増水の速さ、早朝という時間的な要因なども加わり、未曾有の大災害、被害となりました。今回の災害で改めて思いましたのは、危機管理のあり方として最も大事なことは、やはり人命が第一ということでございます。早い段階での情報収集及び安全な場所の確保、その場所への早めの避難、これが最優先であると考えます。家財や土地などの保全も必要かもしれませんが、いざというときは安全な場所に逃げる、これに尽きると思います。町といたしましても、災害発生が予測される気象状況にあつては、防災無線やメール等を活用して、早めの情報提供に努め、地域や消防団等と連携しての呼びかけを行っております。また、要配慮者のおられる福祉施設には、一週間ごとの気象情報をお送りしているところであります。

なお、今後、町内福祉施設と福祉施設避難所設置に関する協定の締結を行うこととしております。さらに福祉施設避難所に関連をし、福祉施設そのものが被災するような事態となった場合を想定し、福祉施設間で相互に応援し合う「施設間応援協定」も締結する予定であります。

今後も7月の豪雨災害を教訓として、早めの避難所の開設や運営、避難の呼びかけなど、迅速かつ適切な災害対応を図ってまいります。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） この千寿園につきましては、この基本法である災害対策基本法の個別法でございます水防法というのがありますが、これが2015年、2017年に改正がされまして、避難計画の策定が義務づけられております、この千寿園に限ってはですね。浸水の危険のある高齢者施設など、学校とかなんかも含むということなんですが、千寿園においては、2018年に避難計画が策定されておりますけれども、計画そのものの中身を見てみますと、水害ではなくて土砂災害に関する避難確保計画がつくられておりました。この代理人の弁護士が語っておられますのは、水防法が定める最大の浸水を想定したとは言えないということで、土砂災害を基本に計画が立てられていたので、水防、この球磨川の水かさが増して、支流である小川ですか、この挟まれておりますが、この球磨川の支流のほうの水かさが増すということはあんまり想定されていなかったと、こういうことでございます。今、国におきましても高齢者施設の避難確保に関する検討会というのが開かれておりますが、この大学教授の指摘がこれに載っておりましたけれども、やっぱり村が7月3日の午後5時の段階で避難準備、高齢者等避難開始の発令をした時点ですでに、避難開始をしておれば犠牲者は出なかっただろうと、結果論だがということで断って言われております。非常に避難が遅れて、想定外に浸水が激しくてですね、2階に垂直移動で2階にずんずん車椅子の方も含めて移動させたけれども、まだ1階に車椅子の方たちがまだずっと残っておった。で、一気に水が寄せて犠牲者が14人も出たということが出ておるわけでございます。それから、施設長とか副施設長がですね、結局自分の施設にたどり着かないと、いろいろ指示する人がおらないとかですね、そういう幾つか要因が重なって、大きな災害になっただろうとこのように思います。

うちの町にはこの直接関係するかどうかわかりませんが、このうちの町におきましては、要配慮者避難計画というのはできているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

本町では、水防法による要配慮者利用施設に該当する施設がないため、避難確保計画は現在作成しておりません。しかし、美里町地域防災計画の中で、高齢者、乳幼児、病気の方、身体障害者の方々、避難時において介護または誘導を必要とする方がいる世帯について、その実情を日頃から把握しておくとともに、避難の指示、

伝達方法及び誘導方法等について、特に配慮するものとしております。

また、災害対策基本法の一部改正により、新たに避難行動要支援者名簿の作成、それに伴う避難支援者と関係者への名簿情報の提供等の規定が設けられたことを受け、本町では令和元年度から避難行動要支援者の名簿作成を行っております。なお、名簿登録者の要件につきましては、75歳以上の一人暮らしの高齢者、85歳以上の高齢者だけの世帯、要介護認定3以上を受けている方、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している方、及び指定難病医療受給者の方々の中で、自宅で生活し、災害の発生または発生する恐れがある場合、自ら避難することが困難な方々を対象として名簿の登録を行っております。登録情報については、避難ルート、避難場所、支援者の氏名などを登録し、要支援者一人一人の避難方法を事前に決め、個別計画を作成しております。また、対象者に対し、個人情報の提供について同意するか否かの確認を取り、個人情報の提供に同意すると情報を登録し、避難行動要支援者名簿を嘱託員、嘱託補、民生委員、児童委員、警察署、消防関係者等の避難支援等関係者へ配付し、情報の共有を図り、要支援者の支援体制を進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 確かに水防法の規定に照らしますと、避難計画の策定は必要ないということですが、大元のこの災害対策基本法が、この改正に向けて今政府が準備をしているというのが報道されております。それによると、この災害対策基本法の改正によって、避難方法を事前に決めておく個別計画を、法定計画に格上げするとこういう予定になっておるそうでございます。で、個別計画は全体の今のところ、今できているのは12%ということなんですが、この法定計画に格上げされますと、市町村の努力義務になりますので、そのあたりも踏まえて、きちんとした計画が必要かというふうに思っております。

今、担当課長が言われたのは、国土交通省の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針を基に名簿の作成とかしているということで報告があったかと思えますけれども、この県、熊本県も多分あると思えますけれども、災害時おける要配慮者支援マニュアルというのが、大体各県ごとにできていると思えます。そういったいろんな法改正がされなくても、マニュアルとか指針というものは示されておるわけでございますので、うちの町には直接、大体高台にあるところが多いので、水防、水害に遭うということは少ないかもしれませんが、ただ鉄砲水とかによって、土砂災害とかの危険性というのは十分想定されますので、今後この災害対策基本法の改正に伴う計画につきましては、十分いわゆる役場職員だけでは、これ

はとてもこういうことは避難を、災害を避けるということではできませんので、要するに地域の住民との連携というのは非常に大事だということが国土交通省の検討会でも言われておりますので、そういう行政、あるいは地域、そういったものを含めたところの検討した上でのですね、計画の策定をお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、プレミアム商品券のさくら・もみじの関係でお尋ねをいたします。

まずさくらにつきましては、この1冊が500円券が20枚の1万円、令和2年7月から一人1冊ということで、一次締め切りが10月20日ということでございました。で、第二弾が一人2冊、ここが一人1冊が一人2冊に第二弾はなりまして、65歳以上が先行販売ということで2,000冊、11月4日から取り組まれました。一般販売は11月12日からということでございましたが、このもう一般販売の11月12日のときには、もう商工会、砥用も中央も商工会には、朝の5時ごろから並んだ人がおったということで、長蛇の列であったということでございます。問題は行政の側からすれば、今度の臨時交付金が財源でございますが、それによってとにかく売れ残りがないように早く売らないかんていう気持ちもわかるんです。わかりますけれど、ただ条件が最初は一人1冊から一人2冊に変わった。そして問題は今いろいろ苦情が寄せられておりますのは、長蛇の列でもう、早い人は5時から並んだ。ともう全部、一応整理券をもらった人は、もらえるものと思っとらすわけですよ。整理券をもらって家に帰って、あとからもらいに行こうと思ったら、もう前のほうでもう終わっていった。だけん、必ずそういう人がぶつぶつ、いろんな苦情がいろんなありました。そういうことで、もみじのほうは第二弾で、もうこれもすぐ完売されましたね2,500円の4冊までということで完売されましたが、この当然予算があって、予算がもう使い切ったから終わりだって、それはそういうことだろうと思いますけれども、ただ整理券をもらった人が、もう買えると思った人がもう買えなかったという非常に不満も非常にありまして、そのあたりの対応、対策ちゅうのは何もできないのか、お尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃいますように、さくらにおきましては、当日路上駐車であったり、行列による密な状態、そしてそれによる混乱というものがあったというふうに聞いております。また、不審に思われるようなそういう対応もあったというような報告も受けております。そういったことに対しましては補助金を交付していると、町の立場からいたしましてもお詫びを申し上げたいというふうに思います。

今後、そのそういった混乱の内容等も、しっかりと精査をして、同じようなこと

が起こらないように商工会とも引き続き協議を続けてまいりたいと思っております。

今後、またそういう、要は商品券の追加販売はないのかと、そういう対応はできないかというようなご質問でありますけれども、現在、新型コロナウイルス感染症対策におきます地方創生の臨時交付金の美里町への配分は1次分として約8,900万、2次分として約2億9,000万の合計約3億8,000万が地方創生臨時交付金、1次、2次で3億8,000万、約3億8,000万が美里町に来ております。そのうち、これまでの補正予算と今回の補正予算でご提案させていただいております金額、ほぼ同額、同じぐらいの額を事業費として計上させていただいております。つまりもう終わった事業もありますし、これからやっていくということで予算を計上させていただいているのを含めまして、大体同じぐらい、3億8,000万ぐらいの予算となっております。

今後はこれまでの執行残、やはりやってみたけれどもお金が残ったとか、そういう執行残であったり、これから国の第3次補正予算があります。そのうちの自治体配分、約1兆5,000億と言われておりますが、これが市町村にどのような割合で配分になるかというようなところを注視をしながら、そのときそのときにどのような事業が必要で、そして効果的かということをしつかりと見極めながら、おっしゃいましたプレミアム商品券も含めて、判断してまいりたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） ちょっと質問が逆になりましたが、3億8,000万というのは今ありましたけれども、そのうちでこのプレミアム商品券、さくら、もみじにどのぐらいの予算が充てられていたのか。それと1回目と2回目の購入条件が変わったのか、そのあたりどうだったのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

先ほどのようなご質問の中でも一部議員のほうからお話されましたけど、予算額につきましてはですね1万人分、すみません、さくら券につきましては1万人分、5,000万円、もみじ券につきましては予算額が2,600万円の5,200冊を予算計上しております。で、2回目の条件としましては、先ほど申されたと思いますが、さくら券につきましては町民全員、1冊から一人1冊からですね一人2冊まで、と、もみじ券につきましては、1世帯4冊から一人4冊までに変更になりました。で、最終的に今現在、使用状況等を申しますと、2月8日現在使用し、それぞれ商工会と町のほうに換金の状況は、さくら券につきましては7,181万4,500円、もみじ券につきましては1,077万8,000円が現在換金されております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、わかりました。当初は1万円を5,000冊でしたかね、さくらは。それで、結局もう急がんでも十分行き渡りますよというような説明もどっかで聞いたような気がするんですよ。みんな安心して何とかもらえるだろうということ考えておったところが、最初が一人1冊から一人2冊になって、65歳以上が先行販売して、このあたりからぱっとこう殺到して、そして一般販売からもう長蛇の列と、これも住民もびっくりされたと思いますね。みんなが並んどったから。だから、いずれにいたしましても、先ほどもう答弁がございましたのでこれ以上申し上げませんけれども、そういうやっぱりやるならやるように、本当に行き渡るように量を十分確保して、あとあと不満が出ないような方策を練るとかですね、やっぱり今後はぜひそのあたりの今後の、今度の問題を十分参考にしてですね、検証されまして、完璧にできるということは思っておりませんけれども、できるだけ不満が残らないような方策を、検討していただきたいということをお願いしておきます。

続きまして、子どもの体力低下対策についてお尋ねをいたします。

これは、スポーツ庁長官、これはもう長官が今代わりましたので、鈴木長官のときのインタビュー記事というのがこの熊日に載りました。その概要は、概略申し上げますが、スポーツ、これは平成30年のことだと思いますけども、全国の体力テストの結果で、小中学生の体力低下が判明したということで、特に今オリンピックの延期が決まる前のことですから、東京オリンピック、パラリンピックが迫る中、スポーツ関係者に衝撃が走ったと。で、教員の働き方改革もあって、学校だけで解決できるような問題じゃないということで、スポーツ庁も検討会議を設置して、子どもの体力向上に努めると、云々ということでした。で、毎年この体力、全国体力テストというのは毎年行われるだろうと思いますけれども、この最近、直近の体力テストの結果を、本町のテストの結果についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 本町の全国体力テストの結果ではありますが、学校のほうに確認をいたしました。

まず、小学校についてですけども、テストの結果では、学校間によって若干の違いはありますけども、大幅には低下していないということでもあります。それから全国の平均が出ますので、それと比較すると、高学年で同程度か少し上回っているということです、そういう種目があるということです。全て上回っているというわけではありません。課題のある種目が幾つもありますので、そういったことについては、体育の授業であるとか、学校の中でのいろんな取り組みで解消、改善を目指し

ているというような回答でございました。

それから中学校のほうですけども、これも学校間の違いはありますけども、県や全国平均を下回るような種目が増えてきていると。つまり体力が低下傾向であるというような話であります。その中でも詳しく申し上げますと、投げる力であるとか、柔軟性が低下しているという回答でございました。どうしてそのような傾向になっているのかということを考えてみたときにですね、一つは2年前に小学校の運動部活動が社会体育に移行しました。これが影響しているのかなという気もいたします。つまり、小学校の間に運動部活動を経験しないで中学校に上がってきたときに、経験がないものですから、中学校で部活動をしないと、そういった子どもも増えてきて、二極化が進んできているのかなという気もいたしております。まあいろんな部活動への影響もありますので、いろんな課題が少しずつ出てきているというような現在の状況であります。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 子どもの体力向上に注目が集まっておりますけど、長い間体力養成に中心になってきた学校も大きく変化しております。それは、今も言われますように教職員の働き方改革と、それと小学校の部活動がなくなって、社会体育に移行したと、こういったことで非常に子どもたちを取り巻く環境が変わってきているというふうに、今、それも一つの理由であろうということでございます。かと言って、今体力が落ちたから、また教職員の先生方にまあちっと頑張ってもらえという意味で言っているんじゃないかもしれません。これは私が、働き方改革をせにやならんという立場ですから、ですから、新たに負担を教職員に求めて、体力の強化に努めなさいというつもりは毛頭ございませんけれども、やっぱり本当にこれだけコロナ禍というのも、一つは近年ではあると思いますけれども、やっぱりそういう中で、子どもたちの体力を、いかに維持向上させていくのかというのは大きなやっぱり課題だろうと思います。で、文科省スポーツ庁の対応策というのは、ちょっとインターネットで調べる限りではあんまり最近のやつが出てきませんけれども、ただ、子ども体力向上のための取り組みのハンドブックとかが出てますよね。それと、熊本県各県ごとに取り組みの事例集というのが出ております。そういったことを参考にまあ当然教育委員会もされていると思いますけれども、文科省スポーツ庁の対応策というのは、あのう概略どうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 毎年、全国体力運動能力調査というのは、全ての小中学校で行われております。そして、スポーツ庁は小学校5年生と中学校2年生については、

全国で集計しまして全国平均というのも出しております。そういった結果を見ますと、スポーツ庁は近年の特徴として、小中学生の体力は低下傾向であるというようなことを発表しているところです。まあ、その原因ですけれども、スクリーンタイムの増加というのが一つ挙げられると思います。スクリーンタイムと申しますのは、ゲームとかスマートフォンをやっている時間ということですが、それ以外にもたくさん原因があろうかというふうに思いますけれども、いろんなことが要因として重なって、低下傾向であるというふうに思います。

それじゃあ、スポーツ庁、文科省はどんな対応策をしているのかということですが、先ほどおっしゃいましたハンドブックであるとか、事例集であるとか、全国とか県はですね、学校で示してそれを見習って取り組んでくれということでもありますけれども、学校ではそういった体力向上に使うゆとりというのがですね、さほどはないというのが現状であります。併せてですね、文科省では昭和60年ぐらいから、この体力低下をいち早く心配しまして、体力向上推進事業というのを始めましたけれども、じゃあその中で具体的にこれっていうのは発表はしていないというふうに考えております。まあとにかく、あのう体力低下傾向は進んでいきますので、本町においてもそういう事例が見れますので、学校のほうには限られた時間の中で、精一杯取り組んでくださいというふうなことをお願いしております。

まあ、議員おっしゃった働き方改革ですので、先生方に全ておんぶにだっこではいけませんので、できる限りの、始業前、学校が始まる前、もしくは昼休みあたりですね、運動したり外遊びをいっぱいやって、低下が進まないように補強的なことをお願いしますということで、今町では取り組んでおります。全国的には、全ての県で少しずつ低下しているというのが現状のようです。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 今、教育長が言われますように、この2017年度の、これは文科省の資料ですかね、中学生の男女とも週平均の、いわゆる部活動の調査が出ております。大体17年度では16時間を超えていた部活がですね、男が13時間32分、女が13時間40分に減少したと。一方スマホとかテレビを見る時間が非常に増えたと、こういった結果が出ておまして、相関関係というか、スマホとかテレビを見るから運動しなくなったというようなことが、数字上も出ているようになっています。内閣府でもですね調査してありますが、小学生のスマホの保有率が30%強と、中学生では80%がスマホを持って、スマホでゲームする時間が非常に増えていると、こういう結果が出ておるといふ数字が出ています。そういったことで、ずっと、こっちが増えればこっちが減るということで、やっぱりそういうこと

かなと思います。

問題は教職員の先生方だけに一方的にまあちっと頑張れって、そういうことではとてもできませんけれども、やっぱりスポーツ庁のなんか、これも新聞記事で出ておりましたけれども、やっぱり社会体育に移行したと。その中でやっぱりそのスポーツの地域の経験者の中から、部活指導員とか、そういった人を任命して、任命って言うとなんか形式的ですが、部活指導員になってもらって、そして対策を進めるとか、やっぱりいろんな、それから総合型地域スポーツクラブがありますね、ここもあります、この町にもありますが、その活動の一環として、そういう小学生等に部活の指導をしてもらうとか、いろんな方法があると思います。ですから、そのあたりも教育委員会で十分議論をされまして、この本町に合うようなかたちで、体力向上がですね少しでもできるように取り組んでいただきたいと思います、具体的に当面の対応策っていうのは考えておられますか。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 今の町の対策についてというご質問ですけども、町も体力が少しずつ低下している、課題があるということは先ほど申し上げましたけども、小学校、中学校にはそれぞれお願いをしていることがあります。少し紹介は先ほどいたしましたけども、限られた時間を利用して、子どもたちの体力が低下しないように工夫をしてくださいということです。小学校は全て朝から、中学校もやってますけども、開始前に早く来た子からランニングをしているというような光景が毎日あります。それから、昼休みは先ほど申しましたように、外遊びを奨励すると。雨のときには体育館を開放しております。それから中学校は、部活動の充実はもちろんですけども、朝のランニングであるとか、いろんなかたちで先生方が時間外も、あんまり時間外でお願いすることはよろしくないんですけども、ボランティアとして活動を指導していただいているという現状もあるようです。

それから社会体育に移行した話をしましたけども、小学生のじゃあ受け皿はどうなっているのかということですが、社会体育に移行したあとにできましたクラブチームも含めると、総合型のスポーツクラブが一つありまして、社会体育クラブのチームが10個あります。そこに入って活動している子どもが、小学校3年生以上で計算しましたところ、男子が72%、女子が66%が大体3年生以上で小学生は活動しているというような結果になっております。回数は毎日ではありません。1回から3回、4回という程度です。しかしまあ、そういったことを、社会体育ですので学校以外のところでお願いをしているという状況ですけども、運動を好きになって、中学校で部活をするという流れになればいいなというふうに思っています。本町はもうスクールバスとかスクールタクシー、路線バスを利用している子どもが

おりますので、そういった子どもにどのようにスポーツを提供して、そしてスポーツ好きを増やしていくか、町全体にもお願いをして、向上させていくということがこれからの課題であろうというふうに思っているところです。精一杯やりたいと思っております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） まあよろしくお願いします。なかなか一朝一夕にはできないと思いますけども、努力を積み重ねて、少しでも体力向上につながるようお願いしたいと思います。

最後に、空き家対策とサテライトオフィスの誘致についてということでお尋ねをいたします。

熊本県が2019年度に受け付けました受注相談件数というのが発表されておりました。前年度に比べて倍になって1,340件の受注相談があっていると。2020年度も前年度を上回る傾向であると、こういう記事でございます。新型コロナウイルスの影響で、都会から地方へ目指す動きが加速していると。それで、県の移住に関する相談窓口は、地域振興課、あるいは東京のふるさと回帰支援センター、あるいは大阪事務所、そういったところが窓口ですけれども、2017年度に814件、18年度に698件だったのが、2019年になりますと953件に増えている。大阪でも大阪の受け付けでも増えているとこういうことでございます。

以前はUターンやリタイア後の移住相談が非常に多かったということですが、それも熊本にゆかりのない人、働き盛りの人の相談が最近では増えていると、こういうことで、コロナの感染拡大によって、テレワークの普及だとか地方へのサテライトオフィスの開設の動きが加速していると、こういう状況でございます。その中で、県の移住相談窓口との町の連携は、どの程度されているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

議員からお話がありましたとおり、熊本県は熊本、東京、大阪の3か所に熊本移住定住支援センターという窓口を設置しております。熊本は県庁の地域振興課内に、東京は有楽町のふるさと回帰支援センター内に、大阪は熊本県大阪事務所内に窓口がございます。併せて、熊本の窓口には移住定住アドバイザーが、東京の窓口には専任の移住相談員が配置されております。熊本へ移住したい方からの相談やお問い合わせに対応しているようです。

また、熊本県移住定住ポータルサイトというインターネット上のサイトを整備されておまして、インターネットを通じた問い合わせにも対応できるようにしています。このポータルサイトは、県内市町村の移住定住に関する支援の情報、空き家

の情報、地域おこし協力隊の情報など、様々な情報や各市町村の窓口、問い合わせ先も掲載されております。もちろん美里町もこのポータルサイトに情報を掲載しており、県の移住相談窓口にご相談がありました場合は、美里町の窓口へつないでいただくなど、既に連携を取り対応をしているところでございます。

今後も移住定住に関する最新情報を県にしっかり伝え、美里町への移住定住促進に向けたPRを継続してまいります。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、そこはわかりましたが、移住フェアというのが、10月10、11ですか、リモート開催で行われまして300の自治体に参加したということでございます。国内最大の移住相談イベント「ふるさと回帰フェア2020」というのが開かれまして、300の自治体に参加したということでございます。自宅のパソコン、スマホで興味のある自治体に、住まいや仕事の情報が直接聞けるといような取り組みでございます。

このふるさと回帰支援センター、ふるさと回帰フェアですね、ふるさと回帰フェア2020への町の対応はどうされたのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

ふるさと回帰フェアとは、NPO法人ふるさと回帰支援センターが主催する地域への移住を希望する方と、地方公共団体等とのマッチングを行うイベントで、東京や大阪を会場に毎年実施されております。美里町もこれまで参加してきており、昨年度は熊本県と御船町、山都町、宇土市、上天草市、天草市と美里町の6市町で参加し、熊本県ブースへの来場者は20組、26名で、そのうち美里町への相談件数は3件ございました。今年度は新型コロナの影響で、対面での移住相談会の開催が困難な状況が続いており、代替策として10月に初めてオンラインにより開催されております。これにつきましては、熊本県が代表で参加をされたところです。次回は、対面での相談会が令和3年2月20日に、東京のふるさと回帰センターで開催予定となっており、美里町も参加する予定でありますが、今後の状況により開催されるかどうかは現在のところ不透明な状況です。

このような困難な状況ではございますが、オンライン相談会への参加など、今後も移住促進については引き続き積極的に取り組みながら、対面の相談会が開催されることになれば、これまでのように参加し、移住定住の促進につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 積極的に参加されて、取り組みを進めていきたいと思います。

で、最後に、空き家対策とサテライトオフィスに重点を置いての取り組みということでお尋ねをいたしますが、企業誘致もご承知のようにサクラ化学も破産をいたしまして、この企業誘致もなんか振り出しに戻ったような感もいたしますけれども、今後、当然企業誘致の取り組みというのは非常に重要でございます。そして、この併せてサテライトオフィス、このコロナ禍におきますところのいろいろ移住定住者も含めたところの対応としてですね、一つの方法として有効ではないかと思うところでございます。一時、西小学校跡地とかいろいろ候補地として上がっておりますが、そういうせっかく光が通りまして、光ファイバーが通って、ある程度これは交通の利便のところが必要かと思っておりますけれども、そういう企業誘致と並んで、非常に重要な取り組みとしてこのサテライトオフィスがあるんじゃないかというふうに考えますが、この取り組みについてのお考えはどうかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、町で実施しております空き家バンク制度では、空き家バンクに登録されている物件を購入もしくは賃借され、そこに住民票を置き、長期的に生活する方でなければ空き家バンク制度を活用できない仕組みとなっておりますので、空き家バンクで物件を探して、店舗や事務所等として活用することはできません。

また、町として店舗や事務所等として活用できる物件を把握していないということもございまして、現在のところ、ご質問のサテライトオフィスに重点を置いての取り組みはできていないところであります。

本年度は新型コロナの影響で、都市部の多くの企業がテレワークの導入を進め、サテライトオフィスが注目されてまいりました。景色のよいゆっくりとした時間の流れる地方で、休暇の気分で仕事をするといったワーケーションという言葉も生まれ、ワーケーションを地方活性化の起爆剤として取り組む自治体もございます。本町といたしましても、少しでも関係人口の増加につなげられるよう、空き家バンク制度の見直しを行いますとともに、企業がオフィスに求める条件などを研究しながら、サテライトオフィスも併せて誘致できるような環境整備について検討してまいります。

○4番（坂田竜義君） 非常に今、時期に合ったというか、逆転の発想ではありませんけれども、コロナ禍で田舎に暮らしたいという個人も会社もそうでしょうけれども、そういった状況ですので、ぜひこれを生かして、取り組みを強化していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。再開を２時１０分とします。

—————○—————

休憩 午後１時５９分

再開 午後２時１０分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、１１番、濱田憲治君の一般質問を行います。

濱田憲治君。

○１１番（濱田憲治君） １１番、濱田でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

１１月の町長選挙、上田町長におかれましては、町民から一定の信任を受けられたことにより、連続での無投票での当選、誠におめでとうございます。この４年間は、熊本地震、その後の豪雨災害、そして新型コロナウイルス感染症と様々な困難が続いております。新型コロナウイルス感染症は、世界中で拡大し続け、日本、熊本においても拡大傾向であり、収束が見えない状況であります。町の飲食店等、自粛の影響で売り上げが大きく落ち込んでおられます店舗におかれましては、心からお見舞いを申し上げます。

今回の質問は、町政運営について、２番目に地方創生臨時交付金についてお尋ねをします。

まずはじめに、町政運営について。

町の課題の中である人口減少と空き家の数も年々増加しており、この対策も待たなしだと思っております。日本の人口が減少している中で、全国のほとんどの自治体で人口が減り、少子高齢化が進んでおります。国も出生率が上がるように様々な手当てを行い、人口減少に歯止めをかけたいとされていますが、なかなか上向き状況になっておりません。美里町でも年間３０名ほどの出生数に留まっている状況であります。また、年々増加している空き家も、今後も多く発生することが予測されております。

この人口減少の問題と空き家問題について、上田町長はどのように認識されているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 美里町の人口は、令和２年１０月末時点で９，７２１人となっ

ております。これは美里町合併当時、平成16年11月1日ではありますが、の人口、1万2,849人と比較しますと、実に3,128人、約24%の減少となっております。また、本町の高齢化率は県内3番目であり、都市部と比較すると人口減少のスピードも速くなっている状況でございます。人口減少は、地域住民の生活、産業、教育、医療など、多方面への影響が懸念される非常に大きな課題、問題であると認識をしております。

この人口減少に伴い、現在町内には300件を超える空き家がありますが、今後その数は増加していくものと想定されます。空き家対策につきましては、現在は空き家バンクにより、空き家の利活用を進めているところではございますが、空き家バンクに登録されていない長期的に放置された、しかも利活用が難しい物件、朽ち果てそうになっている、そういった物件もございます。そういった物件をどうするかという課題もあり、空き家対策におきましては、様々な視点から対応策を検討する必要があるという認識を持っております。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 人口減少問題、空き家問題について町長からお話をいただきました。人口については、合併当初と比べて24%も減っているということと、空き家も300件以上超えるような状況であるというようなことで、町の大きな課題だと認識をされておったんであると思います。二つの課題に特効薬になるような仕掛けはないと思っております。しかし、町を維持するためには何らかの手段、方法を用いて維持できる仕組みを模索しなければなりません。

この4年間で、この課題をどのようにして取り組んでいかれるのか、町長にお尋ねします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 人口減少を少しでも抑えるためには、雇用の場の確保、子育てしやすい環境の整備、充実した教育の実施、安心安全に暮らせる環境の整備など、町としてやるべきことはたくさんあると考えております。また、その今述べましたような対応に関しまして、様々な施策を展開しているところであります。

まず、雇用の場の確保という観点から、特に町の基幹産業である農業において、稼げる農業の推進を積極的に取り組んでいきたいと考えております。JAなどの関係団体とも連携しながら、稼げる農業を担う人材を町外から町内への人材流入につなげていけるよう、戦略的に取り組んでいきたいと考えております。

また、産業連携協議会を中心に、各産業の連携を深め、町として必要に応じた支援を行うことで、滞在型観光の促進、美里町特産品の販売、民泊施設の整備等により、交流人口の増加につなげてまいります。

また、空き家対策につきましては、第一に空き家の発生を未然に防止する必要があると考えております。まずは、町民の皆様に対しまして、空き家の発生を未然に防止するための啓発等を行っていきたいと考えております。

次に、発生した空き家につきましては、空き家バンクの活用をベースにしながらも、先ほども答弁いたしました、住宅以外にも利活用できるような方法を今後検討するなど、空き家バンク制度の見直しを進め、関係人口の増加も目指してまいります。また、空き家の中でも長期的に放置された利活用が難しい物件、これも先ほどお話しましたが、そのような物件につきましては、解体除去を促進することも含め、今後具体的な対応策を検討していきたいと考えております。

以上のような施策に取り組みながら、引き合いが多い中央北地区への上水道整備を進めながら、美里町全体として人口減少の課題に取り組むとともに、美里町の魅力をさらに向上させ、交流人口、あるいは関係人口、そして定住者の確保に努めてまいります。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 人口減少と空き家対策について取り組む姿勢を示していただきました。まず、雇用の確保ということで、ほかにもやるべきことはたくさんあるという答弁をされて、基幹産業である農業に着目し、稼げる農業の推進を積極的に取り組みたいということを発言をされました。農業の担い手をつくることは容易なことではできません。しかし、この農業に着目され、戦略的に取り組む姿勢が聞けたのは大きな一歩と感じたところでございます。

また、産業連携とも連携し、交流人口、関係人口も増加をさせていきたいということでございます。そのあとに、移住定住が生まれてくるのではということでございました。

私も一冊の本を見まして、この関係人口の内容をどう進めるべきかということで勉強をしております。関係人口とは、観光以上定住未満の関係だということであり、関係人口が増加するような取り組みが進められれば、美里のファンになって、のちにその方々が美里に移住定住をつなげていくようなことにつながるのではないかなというふうに思っております。

鳥取県の智頭町では、人口約6,500人で、町の面積の9割以上が森林という町です。企業の研修やレクレーションを森林浴を通じて行う「森林セラピー」を導入し、森はお荷物から資産へと変わったという例も載ってありました。美里も同様の環境であり、森林とフォレスト・アドベンチャーを生かした仕組みづくりも考えられるのではないのでしょうか。

また、徳島県内の公立小中学校では、首都圏、中京圏、近畿圏の小学生1年生か

ら中学2年生までの児童生徒が対象となり、地方と都市の二つの学校が一つの学校のように、教育活動ができる新しい学校のかたちを取り組まれているそうです。双方の教育委員会の合意があれば、転校手続きを簡素化し、2校の移動が容易になり、都市と地方それぞれの良さを体験することで、多面的な考え方のできる人に育てることを目的とされているそうです。また、今、コロナ禍ではありますが、リモートワークをしながら、一定期間、子どもと同行するような仕組みを考えられているそうです。

美里町でも交流人口、関係人口の増加を生むような事業展開を進めていくことが大切ではないでしょうか。

そこに、役場は定期的に異動があり、担当、係が変わっていかれる仕組みであります。できましたならば、役場内に交流人口、関係人口を増加させるプロジェクトチームを立ち上げ、継続的な取り組みにしていくような組織づくりも大切な事柄ではないでしょうか。

また、空き家対策については、空き家の発生未然防止、空き家バンクの見直しをし、長期的に放置された空き家の解体も進めていきたいということでした。

使用できる空き家対策の一つとして、兵庫県の宍粟市というところでは、増加する空き家の活用や移住定住の人口の確保、農地の適正管理を目的として空き家バンクに登録する空き家と付随する農地を取得する場合に限り、農地取得の加減面積を1アールに緩和され、空き家と農地の保全をセットにした取り組みをされています。

美里町でも農地の耕作放棄地が拡大しております。空き家になった農家住宅、これらを町長が戦略的に進める考えの一つとして、農家住宅の空き家をリノベーションし、体験宿泊できる施設に代え、利用者が様々な体験を通して、美里を好きになり、将来は移住し農業で生活を立てるようなことにつながるかもしれません。

今議会に中央北地区の水道の試掘調査業務委託料に829万3,000円の補正予算を計上されております。空き家対策にも同様に予算確保も必要ではないでしょうか。働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策としてのリモートワークでの仕事、今後働く環境が大きく変わるかもしれません。また、国も地方創生を重視され、都会から地方へ人の往来を進めていかれるのではないのでしょうか。

上田町長、3期目、上田カラーを実行するこの4年間だと思います。選択と集中、人口減少と空き家対策について、様々な取り組みを企画立案をされ、選ばれるふるさとづくりを目指して欲しいと思います。

今述べたようなかたちで町長が考えていただければ、まあ一つの例として今言ったところでありますので、検討していただきたいと思っております。

次の質問に入ります。

地方創生臨時交付金についてでございます。

世界で感染拡大する新型コロナ感染症、熊本でも12月1日にステージ4、特別警報になりました。幸い美里町では感染症の患者は出ていませんが、近隣町村ではじわじわ拡大しており心配するばかりです。また、国においても再び非常事態宣言も発令されるか予断がつかない状況であります。

このような中、国は地方創生臨時交付金を配分されております。先ほどの4番議員の質問でもお答えをされておりますけれども、美里町が交付された金額とどのような交付事業を策定されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策としましての地方創生臨時交付金につきましては、美里町におきまして、7月8日に第一次分として8,922万6,000円、11月25日に第二次分として2億9,164万4,000円の交付決定を受け、現在のところ総額3億8,087万円の交付決定を受けております。交付対象事業としましては、「感染拡大防止対策事業」、「雇用の維持と事業の継続事業」、「経済活動の回復事業」、「強靱な経済構造の構築事業」の4項目に整理をして、事業計画を策定しております。

その中で、感染拡大防止対策事業としまして、庁舎や公共施設、避難所等における消毒用品やパーティションなど、感染防止に資する物品の購入など約1億9,700万の事業費となっております。

次に、雇用の維持と事業の継続事業としまして、国の持続化給付金や県の事業継続支援金の対象事業者に対しての、町独自の上乗せ支援や、美里町出身学生へ地元産品を送る「生活サポート事業」など、約1億3,000万円の事業費を上げております。

次に、経済活動の回復事業といたしまして、地域通貨さくら及びもみじの発行事業や、コロナ後の観光地PR事業など約1億500万円の事業費となっております。

最後に、強靱な経済構造の構築事業といたしまして、町内全児童生徒へ一人1台のタブレットの配備等によりますICT教育の充実や、オンライン入札システムの導入など約1億6,100万円の事業費を積み上げております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、総務課長からお答えいただきまして、交付金額は総額の3億8,087万円ということで、交付事業につきましては、四つの項目に分け

られていろいろな事業展開をされております。感染拡大予防、雇用の維持、経済活動、経済構造の構築と、その四つに分けられてあるという説明がございました。国の持続化給付金や県の事業継続支援金の対象者への町独自の上乘せ支援や、大学生への地元産品を送る生活サポート事業、地域通貨さくら・もみじの発行事業など、直接的に町民を下支えされる支援策を実行されております。

この交付金で策定された事業の進捗率と、また、今後取り組まれる事業計画があるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

交付対象事業につきましては、鋭意事業の実施に取り組んでおり、11月末現在で約1億7,800万円の支出済み額となっており、交付決定額の約47%の執行率となっております。

今後取り組む事業の主なものとしまして、避難者等への感染防止対策として換気を行うために、福祉避難所「湯の香苑」の空調整備、図書館利用者の感染防止対策として、本を消毒するために、図書館への本の除菌装置の設置、密の状態を避けオンラインで会議を開催するための環境や、職員がテレワークを実施できる環境を整備するために、Web会議の実施及びテレワーク等の環境整備等を計画いたしております。

これらの事業を含めて、今回の12月補正におきまして、新型コロナ対策事業費といたしまして、約1億5,100万円の予算を計上いたしたところでございます。

今後も事業の適切な進捗管理を行い、効果的な事業の実施に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、11月までの、11月末現在で約1億7,000万という支出済みということで、47%の進捗率ということでございました。

また、今議会に1億5,100万円の対策事業を予算計上をされ、湯の香苑の空調関係、図書館での図書利用の感染予防対策、オンラインでの会議やテレワークができるように環境整備の事業費を盛り込んでいると説明があっており、予算書にもそういうことを書いてございました。

しかし、現在実施されている取り組みの中で、公共施設での体温の検査や各種窓口での各種申請など、まだ多くが対面でのやり取りで行われているの現状です。今後、非接触で対応できる機器の購入やシステム環境の整備などにも必要ではないでしょうか。

今後、このような非接触での対応ができるように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

モニタータイプの検温計、現在は手に掴んで計るやつを使用しておりますが、モニタータイプの検温計を今入札の準備中ございまして、来年1月中の納品を予定しているところでございます。

また、キャッシュレス決済につきましても、今後検討をしていくことといたしております。

その他のご提案や事例につきましては、今のところ具体的な計画はございませんが、前回の議会でも出しましたオンラインでの申請等にできるだけ進めていきたいというような考えだけは持っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、モニターの体温計の導入とかキャッシュレスで決済ができるようなシステム、そして窓口でのオンラインが可能となるような窓口じゃないでしょうけど、オンラインで申請ができるような環境が今から検討されるというような答弁であったかと思います。

第三次国の補正予算が本日の新聞にも載ってございましたけども、その使い方がどうなって今からいくのかわかりませんけれども、何がしか美里にも来るようなかたちになると思いますので、町民の目線から申しますと、地域通貨さくらやもみじ、美里町で資金が落ちる事業は、今後も町民の皆さんは期待されていることだと思います。また、熊本県の大津町では国の特別定額給付金一律一人10万円給付の事業を、給付基準日4月27日以降、翌日から生まれた新生児にも一人当たり10万円を給付するようなかたちで、今12月の議会に6,000万円の補正を組まれております。美里町でも同様な支給があればなと感じたところでございます。

この大津町が取り組まれた事業に対しまして、美里町でも検討していくようなことができないかなと思うんですけども、町長の今の考え方で結構ですのでお尋ねしたいところです。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 大津町でそういう取り組みがあるということを今聞いて、どういう内容で、あるいはやはりこういう、これが一番難しいのがですね、要はどこで切るのかと。例えば、スタート時点は4月27日以降と今おっしゃいましたが、4月の27日から、例えば令和2年内なのか、令和2年度内なのか、それとも4月の27日までにするのか、やっぱりそういう切るところもですね非常に難しくなっ

きます。そういった意味では、大津町がどういうやり方をされるのかあたりを聞かせていただいて、そしてそれが美里町に合うのか、あるいは財源があるのか、そういったのも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、大津町の仕組みとしましては、4月の28日から申請の期日が3月31日と、申請日を決められて、その時点でお母さんの中に胎児がおられた場合、申請を受け付けるというような報道でされておりました。なかなかその区切りをいつにするかというのは難しいことではあると思いますが、ご検討いただきたいというところでございます。

新型コロナウイルス、このまま美里町から一人も感染者が発生しなければと願いながら、来年2021年が町民の皆さんと、そして美里町が輝ける一年であることを祈りながら、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、濱田憲治君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了をしました。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日10日木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会し、明日10日木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定をいたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第1会議室、社会文教常任委員会が第2会議室をご利用ください。

明後日11日金曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後2時37分

第 3 号

1 2 月 1 1 日 (金)

令和2年第4回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月11日（金）

午前 10時00分 開会

1. 議事日程

日程第1		各常任委員会報告及び質疑 (1) 総務常任委員会委員長 (2) 経済建設常任委員会委員長 (3) 社会文教常任委員会委員長
日程第2	議案第95号	令和2年度美里町一般会計補正予算（第14号）
日程第3	議案第96号	令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第4	議案第97号	令和2年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第5	議案第98号	令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第99号	令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第7	議案第100号	美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について
日程第8	議案第101号	美里町老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第9	議案第102号	美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について
日程第10	議案第103号	美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第11	議案第104号	美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定について
日程第12	議案第105号	美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定について
日程第13	議案第106号	美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定について
日程第14	議案第107号	美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について
日程第15	議案第108号	美里町文化交流センターの指定管理者の指定について
日程第16	議案第109号	美里町砥用B&G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定について
日程第17	議案第110号	美里町総合体育館の指定管理者の指定について
日程第18	議案第111号	町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の一部変更について
日程第19	議案第112号	町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の一部変更について
日程第20	同意第12号	美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第21	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第22		美里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

日程第23	議員派遣の件について
日程第24	各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
日程第25	議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（12名）

1 番	高 田 美千子 君	2 番	光 井 博 幸 君
3 番	今 田 政 行 君	4 番	坂 田 竜 義 君
5 番	上 田 孝 君	6 番	松 永 正 憲 君
7 番	中 川 政 司 君	8 番	吉 田 起 登 君
9 番	上 村 則 幸 君	10 番	福 田 秀 憲 君
11 番	濱 田 憲 治 君	12 番	吉 田 美 好 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	宮 寄 幸 仁 君
企画情報課長	渡 邊 徳 晶 君	税 務 課 長	田 上 和 則 君
住 民 課 長	山 田 輝 臣 君	福 祉 課 長	中 村 武 志 君
健康保険課長	松 永 栄 作 君	経 済 課 長	富 永 英 司 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	長 井 寿 浩 君
水道衛生課長	北 島 浩 徳 君	会 計 課 長	池 永 英 治 君
学校教育課長	坂 村 浩 君	社会教育課長	中 川 幸 生 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	倉 田 辰 実 君	書 記	津 田 里美子 君
---------	-----------	-----	-----------

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（吉田美好君） おはようございます。本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第１ 各常任委員会報告及び質疑

○議長（吉田美好君） 日程第１、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、上田孝君。

○総務常任委員会委員長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

総務常任委員会報告を行います。

美里町議会議長 吉田美好様

令和２年１２月１０日、午前１０時より、総務常任委員会を行いましたので報告いたします。出席者は、総務常任委員会より吉田美好委員、上村委員、光井委員、上田の４名、執行部より宮寄総務課長、渡邊企画情報課長、田上税務課長、山田住民課長、池永会計課長の５名が出席されております。

まず、令和２年度美里町一般会計補正予算（第１４号）について、関係課長より説明を受けております。

主なものとして、総務課では、美里町出身学生生活支援事業委託料の減額については、年度中に実施予定の第２弾、７０名分の事業費を残した残額を減額するものです。財産管理費の修繕料は、停電時でも電話が使用できる無停電電源装置のバッテリーの交換に充てるものです。特別定額給付金事業費は、事業完了により残額を減額するものであります。事業の執行率は９９．５％とのことであります。交通安全対策費の報償費は、指導員１名の増員が図られたための増額であります。

企画情報課では、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴い、歳入歳出の補正を行っております。情報推進費では、Ｗｅｂ会議システムの質の向上を図るための関連経費及び備品の購入についての説明を受けております。また、委員より、地域おこし協力隊活動について、活動内容が見えにくい部分があるので、勉強会等を開いて協力隊員との交流の場をつくってみてはとの意見がありました。

会計課では、電子決済サービスに関連する予算の説明を受けております。また、財政調整基金費の積立金は、国債の運用益によるものとのことです。現在は証券会社２社で合計約５億円を運用しているとのことであります。

次に、総務課高森係長に出席していただいて、防災行政無線の現況と今後の課題についての説明を受けております。現在、最大の問題点であった免許失効による緊急時の情報伝達手段の途絶が回避できたことにより、令和４年１１月までの短期間

での更新検討は行う必要はなくなったということでもあります。しかしながら設備の経年劣化による不具合については、問題がさらに悪化しているため、機器の更新や全体計画の検討は急務であり、特にデスクトップパソコンの状況は深刻であり、操作卓周辺の設備については早急に対応を検討する必要があるということでもあります。

以上で机上での委員会を閉じ、午後１１時半より砥用庁舎の防災行政無線の現地視察を行いました。再度、不具合箇所の説明を受け確認したところであります。委員より、防災無線は町民の生命を守る大事なインフラであるので、早急に検討会を立ち上げる等対策を急ぐとともに、検討内容の議会への報告を要望する意見がありました。午後１２時４０分、砥用庁舎に戻り委員会を終了いたしました。

以上で報告を終わりますが、報告漏れがあれば他の委員さんの補足をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 委員長、今の発言の中で午後１１時半という発言がありましたが、午前１１時半の間違いだろうと思いますが、そういうことで修正をお願いしたいと思います。

補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、中川政司君。

○経済建設常任委員会委員長（中川政司君） 皆さんおはようございます。

令和２年美里町議会定例会経済建設常任委員会報告書

本定例会における経済建設常任委員会活動をいたしましたので、内容について報告をいたします。

１２月１０日１０時より、第１会議室において、濱田副議長、吉田起登議員、坂田議員、私と、執行部より長井建設課長、高田林務観光課長、富永経済課長、北島水道衛生課長出席のもと、会議を開催いたしました。

まず、令和２年度の一般会計補正予算書（第１４号）について、各課より説明がありました。

経済課では、農道向江橋工事負担金２８５万３,０００円については、県の事業でありまして町の負担金が３５％であり、総事業費が増えたために町の負担金は合計１,９３２万１,０００円だそうです。農用地等災害復旧工事費９,８００万円については、５月の豪雨時が２９件、７月の梅雨前線豪雨時が８件、計３７件だそうです。

林務観光課では、二俣橋トイレ改修設計及び工事費、これ新型コロナ対策分ですが２９９万円については、男女の入り口が現在まで一緒だったので入り口を別々にするということでもあります。観光施設看板設置等工事費、これも新型コロナ対策分ですが７８０万については、大窪交差点の大きな看板の取り替えが主なものであります。ガーデンプレイス・家族村無線ＬＡＮ整備工事２００万については、ロッジに８か所、バンガローに８か所、旧管理所に１か所の説明でありました。委員からは、プレミアム付き商品券もみじについて、１月末が期限であるが延長はできないかとの意見がありました。延長はできないとの説明であります。また、プレミアム商品券さくらについて、次期販売があれば町民が納得する方法で販売してほしいとの意見がありました。

建設課では、道整備交付金事業の用地購入費２５０万円、立木等補償費の１,２５０万円については、４路線だそうです。中央庁舎復興団地用水質揚水調査委託料５１万１,０００円については、馬場地区からの農業用水を町に寄贈するために飲料水に適するか調査費であるとの説明であります。

水道衛生課では、特別会計補正書（第４号）の膜ろ過装置薬品洗浄手数料９８万５,０００円については、膜ろ過８本のうち４本が工場での洗浄が必要になったためとの説明でありました。また、水源試掘調査業務委託料８２９万３,０００円については、小笹地区に深さ５０メートルの試掘のためとの説明であります。委員からは、高すぎるのではないかとの意見が出ました。

１２時に補正予算書の説明が終わり、午後１時より現場視察を行いました。

まず、中央庁舎裏にあります復興団地改修工事を視察しました。第二期工事５棟分全て完成をしていました。

次に、くすのき平復興団地改修工事を視察しました。ここも二期工事５棟分全て完了をしていました。

次に、林道大窪線開設工事を視察しました。延長は４００メートルで契約額は２,８４４万６,０００円、工期は令和２年６月１０日から令和２年１２月２５日までとなっていますが、進捗率は８０％以上との説明でありました。

次に、下福良用水路災害復旧工事現場を視察しました。この災害は28年災だそう
うです。工期は令和3年3月19日となっていますが、ほぼ完成をしていました。

午後3時40分に中央庁舎に帰り、委員会を散会いたしました。

以上で、経済建設常任委員会活動報告を終わります。

報告漏れがありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、
福田秀憲君。

○社会文教常任委員会委員長（福田秀憲君） 皆さんおはようございます。

休会中に社会文教常任委員会を開きましたので、その報告をいたします。

昨日午前10時から開会しております。

出席者は、議会から、今田議員、松永議員、高田議員、私、福田です。執行部から
吉永教育長、坂村学校教育課長、中川社会教育課長、松永健康保険課長、中村福
祉課長、北島水道衛生課長が出席をいただいております。

最初に、一般会計補正予算（第14号）について説明を受けております。

社会文教関係の主な事業といたしまして、水道衛生課の説明も受けておりますが、
これは先ほど経済建設委員長も報告されましたけれども、ちょっと重なる部分があ
りますけれども、説明を受けましたので報告をいたします。清水貯水池にあります
膜ろ過機のモジュールの洗浄、これを行われるということであります。これは毎年
1回行っているものでありますが、今回はその8本のうち4本が工場での洗浄が必要
になったため手数料が必要になるということであります。そのほかには、電気探
索により水源が確認されましたところの、小筵地区の試掘調査が行われます。

福祉課では、児童の新型コロナ防止対策として、県補助金によりまして延長保育、
地域子育て支援、病児病後児保育、一時預かり、放課後児童健全育成などの事業が
行われます。事業ごとに上限が50万円の補助が行われるということであります。
また、災害時の福祉避難所としても利用しますところの湯の香苑の空調が老朽化し
ております。これを高機能の換気機能を備えた空調設備に改修を予定されておしま

す。

健康保険課では、予防接種法に基づく定期接種（H i b、肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルスなど）にかかる費用が不足するということでありまして、それが追加されます。

学校教育課では、学校行事のほとんどが中止になっております。そこで、子どもたちに思い出づくりをしてもらうために、タイムカプセル、また地元食材を利用した学校給食、We bによる講演会を計画をされております。新型コロナ対策として、加湿器付き空気清浄機を各学校に配備、また嘱託会から給付金をいただいておりますけどそれを利用して、学校ごとに必要なものを購入するというふうに購入するようになっております。

社会教育課は、新型コロナ対策として社会教育施設の中央公民館や、砥用屋内ゲートボール場など8か所について、水道の蛇口が今回転式といいますか、手で回すようになっておりますけれども、それをレバー式に交換するようにしております。また、小中学校の体育館などの体育施設の6か所につきましては、換気のために大型扇風機を配備をいたします。そのほか、カントリーパークの駐車場のトイレの洋式化、遊具設備、またスポーツセンター遊具設備等の設置が計画をされております。今回の予算に計上されておりますが、非常に高い遊具になっておりますけれども、これは一般社団法人日本公園施設業協会といいますか、遊具に関する基準というのを定めておられまして、そこが、その基準に合格したものを採用するということで金額的に大きくなっているようになっております。

午後になりまして、現地調査を行いました。3か所の現地調査を行いましたけれども、カントリーパークのテニスコート、この半面、人工芝の張り替えをやっておられました。この見た目には変わらないんですけども、相当きれいにですね整備がなされて、排水もできるようになっております。それと、テニスコート横のトイレの洋式化、この工事も完了しているところを確認したところであります。この洋式化については、資材あたりは今まで撤去されて資材をその再利用するとか、そういうことをして経費の節減にも努めておられたのを報告しておきます。

次に、やすらぎ交流体験施設かじかの上水道の工事を視察をいたしました。ここにつきましては、館内の配管に漏水箇所があるということで、進捗が少し遅れているようであります。

その後、総合運動公園の浄化槽の設置、またトイレの改修工事を視察をいたしましたけれども、工事は順調に進捗しておりました。

最後にですね、各種報告といたしまして教育長より報告がございました。中学校の修学旅行についての報告でありますけれども、砥用中学校は旅行先を関西から大

分に変更して実施をされて、もう実施済みだそうであります。中央中学校につきましては、関西を計画しておりますが、コロナの関係で大阪空港に、大阪に行けませんので、来年の２月に延期して実施をするということであります。

もう一つ、ＩＣＴの研修について報告がありました。教職員のＩＣＴの研修を１２月の２５日に丸一日かけて実施をして、レベルアップを図っていかうということで報告をいただいております。

以上、社会文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、社会文教常任委員会の委員長報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

—————○—————

日程第２ 議案第９５号 令和２年度美里町一般会計補正予算（第１４号）

○議長（吉田美好君） 日程第２、議案第９５号、令和２年度美里町一般会計補正予算（第１４号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、補正予算の質疑は一括で行います。質疑はありませんか。

１１番、濱田君。

○１１番（濱田憲治君） お尋ねいたします。

歳出の１５ページと１６ページについてお尋ねをいたします。６の企画費の１８の負担金、補助及び交付金の移住定住促進補助金８８万９,０００円について、どのような内容なのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

移住定住促進補助金はですね、空き家バンク制度を活用して移住というか、住ま

いを決められた方にですね、「購入された方の補助」、あと「改修をされる場合の補助」とその「空き家に残っていたものを処分する補助」という三つの項目がございまして、それぞれ上限がですね、購入の補助金が1件当たり50万円、改修の補助も1件当たり最大50万円、処分の補助が1件当たり最大10万円というふうなことでなっております。今年度ですね、さらに2件購入の予定がありましてですね、その分を今回の補正で増額を要求させていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、内容につきましては2件申請があるというかたちで内容を理解できました。

続きまして、16ページの17の備品購入費780万6,000円、昨日の一般質問でもあったかと思いますが、おとといですかね、この台数と使用目的について内容等をお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

こちらの備品購入費につきましては、まず、あのう、えっとWeb会議とですね、今回補正しておりますのがWeb会議を開催するための整備と、もう一つがですね、テレワーク、職員がテレワークを実施するための整備ということで、二つ大きい項目として予定をしております。その中で、このWeb会議用機器整備費につきましては、中央庁舎、砥用庁舎、中央公民館にそれぞれにカメラ、会議を開催するためのですねカメラ、あとパソコンとカメラとマイクとパソコン、これを3セット購入するもの。それとパソコンにつきましては、30台整備をする、購入する予定にしております。こちらは各課に会議開催用として使用するのと併せまして、テレワークをするですね職員で、自宅にパソコンがない職員のための貸し出し用としても一部使う予定にしております。それで今回の780万円予算を要求をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、まだコロナの拡大が続いていっておりますので、十二分にこういう設備も必要だと感じましたので、質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

9番、上村君。

○9番（上村則幸君） 9番、上村です。今上程中の一般会計補正予算（第14号）について、ちょっとお聞きいたします。

ページ、28ページです。体育施設費の2番の工事請負費の中で、カントリーパークとスポーツセンターの遊具設備2,200万と2,100万が出ております。これ、この前カントリーパークのほうに行ったところ、全部もう解体して撤去してあったんですけども、そのあと今度はどういうかたちのができるのか、もしも資料が出ているんだったら議員さんに全員配っていただければと思っておりますけれども、まあ、お願いいたします。どういうのができるのかわかりませんので、2,200万と高額な金でございます。さっき委員長のほうから説明はありましたけれども、お願いいたします。

○議長（吉田美好君） 中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

資料につきましてはですね、あとでそれぞれ配付を行いたいというふうに考えております。

遊具の設置につきましては、遊具の本体のですね経年劣化に伴いまして、利用する子どもたちの安全性を考慮し、撤去を行ったところでございます。その撤去に伴いまして、町内に遊具が設置されている公園というのが緑川ダムのこどもの広場の1か所しか今現在ありません。そういったところで、子どもたちへの遊び場の提供、それからコミュニケーション場の提供ということで、今回新たにですね、同じ規模程度の遊具の設置を計画したところです。

以上になります。

○議長（吉田美好君） 上村君。

○9番（上村則幸君） あのう、やっぱりですね、カントリーパークにあの大きなやっぱり滑り台があったんですよ。やっぱり小さい子どもたちが行ったときには、やっぱりあの上に上がって滑るというのを楽しんでいたんで、やっぱりそういう大きなのをつくっていただければ本当幸いに思っております。なぜ出てきたかというのと、やっぱりほう資料、どういうのができるのか、町民の方々から聞かれたときに、議員さん、全員の議員さんがやっぱりこんなのができるんですよというやっぱり説明もしていかなければいけないので、資料があれば出していただきたいと思っております。よろしく願いしときます。終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

3番、今田君。

○3番（今田政行君） はい、ただいま上程中の補正予算書（第14号）についてお尋ねをいたしますが、15ページです。上のほうで節の12の委託料の中で、美里町出身学生生活支援事業委託料ということで140万円減額してございますけども、それだけやっぱり申し込みがなかったということでしょうか。まあ今現在の申し込

みの数あたりがわかればお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

今回、美里町の出身学生支援事業ということで、美里町の米と特産品を交えてお送りしました。これまで４７名の方から申請がありまして、支出としましては２８万円ほどの支出となっております。その時期が、もう米が切れるような時期でございましたので、今回新しい新米ができておりますので、それをまたお送りできればということで、先ほど上田委員長のほうから１００名、７０名と言われましたけど、きのう私の活舌が悪くて１００名ほどを見込んでですね、残りを７２万ほど残したところで今回１４０万、当初が２４０万ありましたので減額をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○３番（今田政行君） で、あのう、米については保留ということで、今からまた送られるということですか。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） はい、今月から来月にかけて、また新たに募集をしましてそれを受け付けてお送りしたいということで考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○３番（今田政行君） はい、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

５番、上田君。

○５番（上田 孝君） えー、ただいま上程中の議案第９５号について質問いたします。

ページの２５ページ、先ほど委員長からも報告があったことですが、目２、節１０番及び１２番の思い出づくり関係の題がついたとが三つほど、タイムカプセル、学校給食提供事業、それからＷｅｂ講演会とありますが、もうちょっと具体的に、こういった内容で行われるのか。また学校は小学校なのか中学校なのかについて、説明をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

まず１点目の目の２の事務局費、１の需用費の中の思い出づくりタイムカプセル購入費２２万につきましては、町内の小中学校の令和２年度の卒業生、来年３月に卒業する子どもたち、小学校６年生、中学校３年生がコロナ禍の中で卒業の思い出

としてタイムカプセルをですね埋めるということで、5校分の購入費、1校当たり大体4万4,000円ぐらいのタイムカプセルを5校分購入して埋めていただくというようなことを計画しています。

次に、思い出づくり学校給食提供事業材料費34万6,000円につきましては、これもコロナ禍の中で思い出に残る学校給食ということで、地元生産者の支援をするためにも一つありますが、主に地元生産の食材を利用しましたデザートですね、1品追加して提供するならというふうに思っているところでございます。小中学校、それと先生方合わせまして611名分の、一応500円程度のデザートを計画しているところでございます。

それともう1点、12節の委託料、思い出づくりWeb講演会委託料100万円につきましても、これも新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、教育の日の講演会をはじめとする数多くの講演会が中止となりましたので、小学校、中学校、それぞれですね、著名の方にWebでですね講演をしていただくならということで講演を予定しているところです。小学校、中学校はやっぱり聞く内容がですねそれぞれ違いますので、小学校用と中学校用の講師はそれぞれ分けてですね、お願いしようと思っています。今現在、まだこれから講師についてはですね、著名な方を予算の範囲内で呼べる方を計画したいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） えー、内容についてはわかりましたが、タイムカプセルについてはですね、私どもも小学校のころ、タイムカプセルをつくった経験がありました。そこでちょっと苦い思い出として、100年後に開けるということになっておりましたので、100年後は誰も生きていないんじゃないかという話になりまして、ここ最近になって、じゃあ50年にしようとかかそういったところで、でもどこまで、誰に承認を取ったらいいのかもわからなくて、未だに開けられずじまいになっているということもありますので、その辺も考慮した活動をしていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

4番、坂田君。

○4番（坂田竜義君） えっと、一般会計補正予算（第14号）についてお尋ねいたします。

えっと、入りのほうの12ページの一番上ですね、この総務費県補助金の中の

この集落サポートプロジェクト事業補助金１５０万というのがありますが、この出のほうで具体的にはどのような事業に計画されているのかお尋ねします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

集落サポートプロジェクト事業補助金といいますのは、県ですね、県が集落サポートプロジェクト事業というのを実施しておりまして、これは町でeスポーツでいい里づくり事業の財源として、９月末に交付決定を受けましたので、その分の１５０万円でございます。

以上です。

○４番（坂田竜義君） はい、わかりました。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

はい、松永君。

○６番（松永正憲君） ６番です。ただいま上程中の補正予算（第１４号）についてお尋ねをいたします。

２２ページの観光振興費の中で、観光施設看板撤去手数料７８万円と、次のページですね、観光施設看板整備等委託料１６９万、次の工事請負費の中で観光施設看板設置等工事７８０万。この関連と内容、どこに設置するのか教えていただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） それでは、説明を申し上げます。

最初のご質問の中の観光看板撤去手数料７８万につきましては、大窪トンネル、２１８号線の大窪トンネルと、旧砥用町商店街に入る旧国道の、こちらから行きますと右側にですね、商店街関係の看板がございまして、そちらがあのう老朽化いたしまして、これを全て撤去すると。その撤去費用の７８万でございます。

続きまして、観光看板整備等の委託料１６９万につきましては、小笹交差点、２１８号と松野原線の交差点がございまして、そちらのほうに恋人の聖地の写真が載った看板がございまして、これもですね、非常に老朽化というか、色あせておりますので、支柱はそのままにいたしまして板面のほうの交換、これが９５万。それと緑川ダムの入りに、旧やまびこの家がございまして、そちらのほうにガーデンプレイス・家族村向けですね看板がございまして、そちらのほうの撤去設置費の７０万円。加えて、イベント用の横断幕、これを４万円、合計の１６９万円をしております。

それと、観光施設看板設置等７８０万円につきましては、先ほど申しました大窪の商店街の入りの、あれを新規にですね建てます。普通のあのう国道等で、熊本

県あたりが建てております看板の設置費用ということで780万を設定しております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第95号について質問をいたします。

まず、21ページ。水道施設の整備費ということで、簡易水道の施設整備の補助金が106万4,000円出ておりますが、この場所を教えていただければと思います。

○議長（吉田美好君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明いたします。

場所につきましては、小市野古米水道組合、それと弘川管ノ谷水道組合の補助となっております。

以上でございます。

○10番（福田秀憲君） はい、わかりました。ありがとうございました。

議長。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） それとですね、先ほど11番の議員からも質問がありましたけれども、16ページなんですけど、16ページのWebの会議用機器整備費ということで780万6,000円が出ております。これにつきまして、先ほどパソコンを30台を購入されるということでありましたけれども、パソコンあたりが、リースといいますか、購入されるのか、そのあたりと、あと一つは、その庁内のシステム、これ自体はですね、全体的に合わせてやっていかないと将来的に、例えば議会でもIT化していきましようというふうになったときなんかは、やっぱりそのシステム自体、OSあたりも統一したほうが私はいいと思うので、そのあたりまで考えていろいろ検討されているのかどうか。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

先ほど申しあげました30台につきましては、パソコンと申しあげましたが、タブレット型の持ち運びできるタブレット型のパソコンの新規購入ということで予算を計上させていただいております。

併せまして、庁内のOS関係のというお話でございましたけども、現在ですね、

美里町におきましては新クライアントといいまして、まあ要するに外部と接続するものと、庁内、官公庁と接続するものを分けて情報漏洩がないようなシステムで動かしておりまして、これについてはですね、統一して利用しておりますので特に問題はないかと思います。今回ですね、12月補正の中でこの予算の16ページの一番上、役務費で庁内LAN配線手数料ということで、こちらにつきましては、現在会議室等で、庁内の配線がまだ行き届いていない場所がありますので、それについては今回工事というか、修繕をして、行き届かせるようにするのと、あと議会の委員会室等でも使えるように、その配線の整備は今回の補正で上げさせていただいておりますので、そういったことを進めさせていただきたいというふうに思っております。あと購入しましたそのタブレット等を使って、議会のほうでも、それを利用して研修といいますか、そういったのをさせていただけるようになればということで、30台の購入も考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） いろいろ各課あたりで、使うあれが違うと思うんですね。だからこのあたりは全体的に庁内で、意思統一を図ってちゃんとしていかないと、ここは違うよというようなやつになっていくと私はいけないと思うんですね。そのあたりも考えていろいろ導入するときに、誰が主導してやっているのかわかりませんけれども、まあ企画課でやっておられると思いますけども、そのあたりはやっていただければと思いますけども。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、もちろんそういうかたちでやらせていただきたいと思います。

それと、先ほどのご質問の中でリースできないのかというような話がありましたが、今回新型コロナの交付金を使っております。この交付金はリースは対象になりませんので、今回購入というようなかたちをさせていただいているところです。

○10番（福田秀憲君） はい、私たち研修に行っていていろいろ見させていただいたときに、今まで使っていたのがもう使えなくなって、こうなんですか、そのう倉庫に積まれているというようなやつもいっぱいありましたので、なるべくですね無駄な投資がないようにしていただければと思います。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

3番、今田君。

○3番（今田政行君） はい、今田です。ただいま上程中の一般会計補正予算（第14

号)についてお尋ねいたしますけども、12ページです。目の4のところですけども、熊本土利用型農業競争力強化支援事業ということで293万3,000円で
すね、計画してございますけども、内容的にはどういうものかお尋ねしたいと思います。

○議長(吉田美好君) 富永経済課長。

○経済課長(富永英司君) ご説明申し上げます。

農事組合法人1団体から申請がございまして、農業用の機械導入ということで乗
用の防除機1台ということで申請のほうを受けて、内示がきているというところ
でございます。

以上でございます。

○議長(吉田美好君) 今田君。

○3番(今田政行君) はい、終わります。

○議長(吉田美好君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第95号、令和2年度美里町一般会計補正予算(第14号)は、原案のと
おり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがいまして、議案第95号、令和2年度美里町一般会計補正予算(第14号)
は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第96号 令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(吉田美好君) 日程第3、議案第96号、令和2年度美里町国民健康保険特別
会計補正予算(第3号)を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第96号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第96号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第97号 令和2年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（吉田美好君） 日程第4、議案第97号、令和2年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第97号、令和2年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第97号、令和2年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第98号 令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（吉田美好君） 日程第5、議案第98号、令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第98号、令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第98号、令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第99号 令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（吉田美好君） 日程第6、議案第99号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、光井君。

○2番（光井博幸君） ただいま上程中の議案第99号について、ちょっと確認したことがありますので質問させてください。

4ページ目の委託料です。小筵地区の試掘調査に関して、先ほど委員長報告の中でも委員の中から、ちょっと高額じゃないかっていうのも説明がありました。このあたりもう一度内容等お知らせしてもらってもよろしいですか。

○議長（吉田美好君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明いたします。

試掘業務委託の予算算定につきましては、削井協会の歩掛を使用しております。経費比率につきましては、国土交通省の経費比率を使用し、単価につきましては県単価を使用して算出しております。

今回、当初設計におきましては、試掘を行う場合、地質状況等により掘削単価が

異なりますが、掘削してみないと地質状況がわからないこともあり、ある程度の変更に対応するため、全て岩質により算出をしております。掘削した地質状況により設計変更を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 光井君。

○2番（光井博幸君） すみません。ちょっと内容的にも国のレベルで掘削していくとかたちの説明だと思えますけど、通常、先ほど50メートルぐらいというのは委員会報告の中で言われたかなっていう理解をしているんですけど、50メートルでももちろん何万いくのはわかるんですけど、800万以上の金額がやはりかかってしまうのかなというのを思いました。そのあたりはどんな。

○議長（吉田美好君） 水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明いたします。

積算につきましては、積算の方法としまして、削井協会の歩掛を使用することとなっておりますので、単価についても県単価を使用しております。予算は829万3,000円を計上しておりますけども、実際に地質の状況によりまして掘削単価というのが変わってまいります。その実際に合わせてまだわからない地質状況でございますので、実際に合わせて最終的に変更を行いますので、金額的にはこれよりも下がってくるのではないかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 光井君。

○2番（光井博幸君） 理解しました。ありがとうございました。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

9番、上村君。

○9番（上村則幸君） 9番、上村です。ただいま上程中の第4号について、今のところちょっとお聞きいたします。

小筵地区の試掘調査ということで、これ、平原の裏のこの前電気探査したところですかね、別ですかね、これ。

○議長（吉田美好君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明いたします。

試掘場所につきましては、前回電気探査を行ったところでございます。

○議長（吉田美好君） 上村君。

○9番（上村則幸君） それで、ここの電気探査したところを今度ボーリングすることで理解していいんですかね、ここ。1回50メートルぐらいボーリングして、その下で水があるかないかを確かめるということで。調査とかたちになっとる

もんだけんで、ちょっとそこのところをお聞きしたいんです。

○議長（吉田美好君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明いたします。

電気探査を行いました結果、あとう水を含む地層があるということで、そこを50メートル試掘するということになりまして、まずあとう水量、それと水質を調査する必要があるございます。そのために今回試掘を計画いたしました。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上村君。

○9番（上村則幸君） はい、大体わかりました。この前調べたところを掘ってみて、水があるかないか、またそのあった場合にその水の品質が良いか悪いかを確かめるということですね。これ完全のボーリングしてそこで水を取るというようなかたちではないということですね、まだ。

はい、理解しました。終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第99号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第99号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をします。再開を11時15分とします。

—————○—————

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで日程第7、議案第100号、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定についてから、日程第10、議案第103号、美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定についてまでの4案件につきましては、私が副会長の役職に就いております。美里町社会福祉協議会に関する案件でありますので、議長の職を濱田副議長と交代をいたします。

○副議長（濱田憲治君） それでは、吉田議長に代わりまして、私、副議長の濱田が議長の職を務めさせていただきます。

ここで地方自治法117条の規定によって、吉田議長の退席を求めます。

（吉田議長 退席）

—————○—————

日程第7 議案第100号 美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について

○副議長（濱田憲治君） 日程第7、議案第100号、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 質疑がなしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

○10番（福田秀憲君） 議長、ちょっとすみません。今、どこ言っているのかちょっとよくわかりませんが、議案第100号についてでしょうか。

○副議長（濱田憲治君） はい、100号でございます。

○10番（福田秀憲君） 100号、ちょっと質問があるんですけど。すみません、ちょっと聞き逃しとったから。

○副議長（濱田憲治君） はい、それでは質問を認めていきます。

福田君。

○10番（福田秀憲君） はい。ちょっと遅れましてすみません。

議長、10番です。

○副議長（濱田憲治君） はい、福田君。

○10番（福田秀憲君） 議案の第100号についてちょっと質問をいたします。

この資料を見させていただいておりますけれども、全ての資料を見ますと、この審議員さんが大体5名で審査をされているようであります。そして、この福祉保健センター湯の香苑につきましては5名おられますけれども、満点が400点になっ

ているということは、1人100点の持ち分じゃないかと思うんですけども、この部分はどうして満点が400点になっているのか。その100点のありようで相当やっぱり違うと思うんですけどもいかがでしょうか。

○副議長（濱田憲治君） 福祉課長、中村課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

申し訳ありません。この400点については、ちょっと資料今日持って来ておりませんので、再度調べましてご説明させていただくわけにはいきませんかでしょうか。

○10番（福田秀憲君） わかりました。

○福祉課長（中村武志君） 申し訳ございません。

○副議長（濱田憲治君） はい、福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいま福祉課長のほうから、あとでということではありますが、今がこの議題になっておりますので、これに応募している申請されているところは1社であります。それでその点数、満点の分には関係はないと思いますので進めていただいていいと思いますが、あとですすねその分をお知らせいただければと。

○副議長（濱田憲治君） はい、それでは質問を終わりたいと思います。

これから採決を行います。

議案第100号、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○副議長（濱田憲治君） 全員賛成でございます。

したがいまして、議案第100号、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第101号 美里町老人福祉センターの指定管理者の指定について

○副議長（濱田憲治君） 日程第8、議案第101号、美里町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第１０１号、美里町老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○副議長（濱田憲治君） 全員起立でございます。

したがいまして、議案第１０１号、美里町老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第９ 議案第１０２号 美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について

○副議長（濱田憲治君） 日程第９、議案第１０２号、美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第１０２号、美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○副議長（濱田憲治君） 全員起立でございます。

したがいまして、議案第１０２号、美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第１０３号 美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について

○副議長（濱田憲治君） 日程第１０、議案第１０３号、美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第１０３号、美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○副議長（濱田憲治君） 全員起立でございます。

したがいまして、議案第１０３号、美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

ここで、吉田議長の議場内への入場を許可します。

（吉田議長 入場）

○副議長（濱田憲治君） ここで、議長の職を吉田議長と交代します。

○議長（吉田美好君） ここで暫時休憩をします。各議員は委員会室にお集まり願いたいと思います。

—————○—————

休憩 午前１１時２６分

再開 午前１１時５１分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほど１０番、福田議員から質問がありました件に対し、中村福祉課長より説明の申し出がっておりますので、説明を求めたいと思います。

中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） お時間をいただきましてありがとうございます。

議案第１００号につきましてのご質問に対しまして、ご説明を申し上げます。

当日、審議会委員の１人の方が欠席であったため、満点を４００点としております。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（吉田美好君） それではここでしばらく休憩します。再開を午後１時とします。

—————○—————

休憩 午前１１時５２分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第11 議案第104号 美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の
指定管理者の指定について

○議長（吉田美好君） 日程第11、議案第104号、美里町総合交流ターミナル及び
佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第104号、美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理
者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第104号、美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加
工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第105号 美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定について

○議長（吉田美好君） 日程第12、議案第105号、美里町緑川ダム休憩所の指定管
理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第１０５号、美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第１０５号、美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１３ 議案第１０６号 美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定について

○議長（吉田美好君） 日程第１３、議案第１０６号、美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

４番、坂田君。

○４番（坂田竜義君） はい、４番、坂田でございます。１・２質問いたします

まず１点は、鳴瀬委員が申請者と利害関係があるということですが、このどこの団体と利害関係があるのか、ずっと名簿を、役員名簿を見ても鳴瀬さんの名前が出てこないで、それが１点。

もう一つは、これは以前コンソーシアムが取っておりました。この指定管理先が変更になると、岩田建設になるということで、当然、今いわゆる従業員の雇用とこの賃金、このあたりの保障はきちっとされるだろうと思いますが、そのあたり、協定書を結ばれますのでそのあたりどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

３ページの、３ページをお開きになられて、鳴瀬委員のグループ構成団体の中でですね、鳴瀬委員が３番目に書いてあります一般社団法人アイ・オー・イーの役員になられてますので、今回は利害関係があるのを認めて不参加ということになりました。

それと、雇用関係ですけど、プレゼンテーションの中でも、地元を採用するというのを前向きに検討するということですので、その後引き継ぎ等もございますので、その点で引き続きご検討願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃいますように、やはり今働いていらっしゃる方の職がなくなるというのが、これが一番町といたしましても心配をするところではありますが、この指定管理の指定に関しましては、原則やはりそこで働いている方はしっかり引き続き雇用をしていただくということが、私は大きな条件になるのではないかと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） はい、わかりました。よろしくお願いします。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

７番、中川君。

○７番（中川政司君） 中川です。賛成の討論をいたします。

美里町ガーデンプレイス・家族村に、岩田建設が指定管理の候補をなされたことは、地元企業育成から見ましても賛成でありますし、あの地にはフォレストアドベンチャーと一緒にいるかと思いますが、地元雇用が大きくなっていくことで、地元の活性化にもつながってまいります。ひいては、人口減対策にもつながってくると思います。

よって、この議案第１０６号に賛成の討論といたします。

終わります。

○議長（吉田美好君） これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第１０６号、美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第１０６号、美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１４ 議案第１０７号 美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について

○議長（吉田美好君） 日程第１４、議案第１０７号、美里町やすらぎ交流体験施設の

指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第１０７号、美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定については、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第１０７号、美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の
指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１５ 議案第１０８号 美里町文化交流センターの指定管理者の指定について

○議長（吉田美好君） 日程第１５、議案第１０８号、美里町文化交流センターの指定
管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

１１番、濱田君。

○１１番（濱田憲治君） はい。議案第１０８号についてお尋ねをいたします。

美里町文化センター指定管理者候補者の指定審査結果総括についてお尋ねをした
いと思います。４番の採点結果ということで、美里地域づくりコンソーシアム、満
点が５００点、総合点が２５４点ということで１社の応募ということなんですが、
まあ５００点満点中半分を超えたという点数になっておるんですけども、仮にこれ
がまあ１００点台とかいう採点の結果も時には出るかもわかりませんが、考え
方として、その基準点というのを設けておられるのかお尋ねします。

○議長（吉田美好君） 中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

今回の指定管理者の審査基準につきましては、詳細配点をですね、一応、最低を
２５０点ということで今回審議会を進めてまいりました。

以上になります。

○ 1 1 番（濱田憲治君） 議長、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 1 0 8 号、美里町文化交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 起立多数です。

したがって、議案第 1 0 8 号、美里町文化交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 6 議案第 1 0 9 号 美里町砥用 B & G 海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定について

○議長（吉田美好君） 日程第 1 6、議案第 1 0 9 号、美里町砥用 B & G 海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 1 0 9 号、美里町砥用 B & G 海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第109号、美里町砥用B&G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第110号 美里町総合体育館の指定管理者の指定について

○議長（吉田美好君） 日程第17、議案第110号、美里町総合体育館の指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を。

○4番（坂田竜義君） 議長。

○議長（吉田美好君） いや、もう終わりましたけど。

○4番（坂田竜義君） 手を挙げとったです。

○議長（吉田美好君） はい、じゃあ坂田議員。

○4番（坂田竜義君） はい、4番、坂田でございます。

これも雇用の関係でお尋ねをいたします。今まで直営だったのが今度指定管理になりまして、サンアメニティというところに一応案が出ておりますが、この今会計年度任用職員とか何人かおられますが、この方たちの雇用と賃金、これの補償は当然していただけるだろうと思いますが、どうなっていますか。

○議長（吉田美好君） 中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

雇用につきましては、審査会においてですね、現在の職員を雇用するというような条件のもと、今回募集を行っております。その中で現在のですね職員を現在の条件で採用するというような提案でございました。

以上になります。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第１１０号、美里町総合体育館の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第１１０号、美里町総合体育館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をします。再開を１３時３０分とします。

—————○—————

休憩 午後１時１７分

再開 午後１時３０分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第１８ 議案第１１１号 町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の一部変更について

○議長（吉田美好君） 日程第１８、議案第１１１号、町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） 議案第１１１号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第１１１号、町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の一部変更について

次のとおり町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和２年１２月８日提出 美里町長 上田泰弘

１、契約金額、「６，７５６万２，０００円」を「７，５４２万６，７０９円」に変更する。

２、契約の相手方、熊本県下益城郡美里町名越谷６０番地、有限会社本田住建、代表取締役、本田誠義

提案理由でございます。町有住宅中央庁舎復興団地改修工事に係る請負変更契約

の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

今回の変更により786万4,709円の増額を行います。

お配りしております議案第111号資料をご覧ください。

資料といたしまして、住宅の配置図を配付しております。着色により1期工事から3期工事に分けて表示をしております。今回改修を行います住宅には、現在入居者が10戸おられ、入居者の生活と並行して工事を行うため入居者の安全面、防犯面を考慮し、空き部屋を利用し団地内での移動のみで済むように、全6棟を3期工事に分けて入居者に移動をしていただきながら改修工事を行い、完成後に元の場所に戻っていただくように進めています。このため、施工条件による工程上の制約に伴い、工期延長が必要となるため諸経費率を見直し、また既存施設内の家具・機器等の移動、復旧に関する費用を積み上げによる算定で行い、変更設計を行ったため増額するものでございます。

以上で、第111号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第111号、町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第111号、町有住宅中央庁舎復興団地改修工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第112号 町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の一部変更について

○議長（吉田美好君） 日程第１９、議案第１１２号、町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） 議案第１１２号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第１１２号、町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の一部変更について

次のとおり町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和２年１２月８日提出 美里町長 上田泰弘

１、契約金額、「５,９２３万５,０００円」を「６,３８０万７,９７９円」に変更する。

２、契約の相手方、熊本県下益城郡美里町原町３４８番地１、有限会社平永建設、代表取締役、平永 続

提案理由でございます。町有住宅くすのき平復興団地改修工事に係る請負変更契約の締結について、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

今回の変更により４５７万２,９７９円の増額を行います。

お配りしております議案第１１２号の資料をご覧ください。

資料といたしまして、住宅の配置図を配付しております。着色により１期工事から３期工事を分けて表示しております。今回改修を行います住宅には、入居者が現在３戸おられ、入居者の生活と並行して工事を行うため入居者の安全面、防犯面を考慮し、空き部屋を利用し団地内での移動のみで済むように、全７棟を３期工事に分けて入居者に移動をしていただきながら改修工事を行い、完成後、元の場所に戻っていただくように進めています。このため、施工条件による工程上の制約に伴い、工期延長が必要となるため諸経費率を見直し、また既存施設内の家具・機器等の移動、復旧に関する費用を積み上げによる算定で行い、変更設計を行ったため増額するものでございます。

以上で、第１１２号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第112号、町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第112号 町有住宅くすのき平復興団地改修工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 同意第12号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第20、同意第12号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第12号につきまして、ご説明申し上げます。

同意第12号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
美里町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住所、[REDACTED]

氏名、佐々木 聡

生年月日、[REDACTED]

令和2年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。教育委員会委員を任命しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

佐々木委員の任期につきましては、令和2年12月22日までとなっておりますが、引き続き本町の教育行政の推進にご尽力いただきたいということでご提案申し上げます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第12号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、同意第12号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求め
ることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ いて

○議長（吉田美好君） 日程第21、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意
見を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諮問第1号につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項
の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住所、XXXXXXXXXX

氏名、有水和也

生年月日、XXXXXXXXXX

令和2年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁
護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるため提案するも
のでございます。

有水委員の任期につきましては、令和3年3月31日までとなっておりますが、引き続き人権思想の普及啓発活動にご尽力いただきたいということでご提案申し上げます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認め、討論は省略します。

お諮りします。有水和也さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、有水和也さんを適任とすることに決定をいたしました。

—————○—————

日程第22 美里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（吉田美好君） 日程第22、美里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。選挙管理委員会委員及び補充員は、地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定により、議会においてこれを選挙することとなっています。また、地方自治法第118条第2項の規定により、選挙は指名推薦の方法を用いることができます。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推薦に決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定をいたしました。

議員の皆さんに美里町選挙管理委員会及び補充員の指名推薦者名簿を配付してくだ

さい。

(名簿配付)

○議長（吉田美好君） 配付もれはありませんか。

それでは、指名をいたします。

美里町選挙管理委員に、井芹敏博君、福田賢二君、堀川和広君、大倉一昭君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、美里町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました井芹敏博君、福田賢二君、堀川和広君、大倉一昭君、以上の方が美里町選挙管理委員に当選をされました。

次に、美里町選挙管理委員の補充員に、右田聖吾君、村上健二君、篠塚雄二君、桑島志哲君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、美里町選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました右田聖吾君、村上健二君、篠塚雄二君、桑島志哲君、以上の方が美里町選挙管理委員の補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序については、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序につきましては、ただいま議長が指名しました順序に決定をいたしました。

以上で、美里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を終わります。

—————○—————

日程第２３ 議員派遣の件について

○議長（吉田美好君） 日程第２３、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定をいたしました。

—————○—————

日程第 2 4 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 2 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（吉田美好君） 日程第 2 4、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第 2 5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 2 4 及び日程第 2 5 を議題とすることに決定をいたしました。

日程第 2 4 及び日程第 2 5 を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第 8 条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） まずは、1 2 月定例会、大変お疲れさまでございました。この議会におきましても、様々なご意見、それからご指摘をいただきましたし、また提案させていただいた全ての議案、ご可決をいただきました。本当にありがとうございました。

私も3期目がスタートしたわけであります。質問等々でも述べさせていただきましたが、選ばれる美里町をつくるために、そして今住んでいらっしゃる町民の皆さんが安心して、そして誇りを持って住める、そういう町をつくっていくために精一杯頑張っていきたいと思いますので、これからも議会、議員各位におかれましては、変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

最後に、もう少しで新しい年を迎えます。とはいえ、まだまだコロナ禍、終息の見通しも立っていないというような状況であります。そういう中であってもやっぱり希望を持って新年を迎えたいと思いますので、どうぞ皆様におかれましてもお体にご自愛をいただきますように、そして健やかに新年をお迎えいただきますようにご祈念を申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これもちまして、本日の会議を閉じ、令和2年第4回美里町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後1時53分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
令 和 2 年 第 4 回 定 例 会

令和 2 年 1 2 月 発行

発行人 美 里 町 議 会 議 長 吉 田 美 好
編集人 美里町議会事務局長 倉 田 辰 実
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電 話 (0964) 46-2111